

益子町高齢者総合福祉計画（第9期）

（令和6年度～令和8年度）

令和6年3月

益 子 町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 益子町高齢者総合福祉計画(第9期)の概要	6
第2章 高齢者を取り巻く現状	10
第1節 高齢者等の現状	10
第2節 町民アンケート調査	17
第3節 現状と傾向、課題のまとめ	43
第3章 計画の基本的な考え方	45
第1節 基本的な視点	45
第2節 基本理念	48
第3節 基本目標	49
第4節 施策の体系	50
第4章 施策の展開	51
基本目標1 将来を見据えた健康づくり、生きがいづくり	51
基本目標2 すべての高齢者がしあわせに暮らせる地域づくり	60
基本目標3 地域包括ケアの充実による介護支援体制づくり	68
基本目標4 高齢者が安心・安全に暮らせる環境づくり	73
第5章 介護保険事業の展開	81
第1節 介護保険サービスの充実	81
第2節 介護保険給付費等の見込額	90
第3節 介護保険料の算定	93
第4節 介護給付適正化等の取り組み	97
資料編	98
1 益子町高齢者総合福祉計画策定委員会設置要綱	98
2 益子町高齢者総合福祉計画策定委員会委員名簿	100
3 益子町高齢者総合福祉計画策定経過	101

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1. 計画の趣旨

現在、日本は生まれてくる子どもの数が減り、65歳以上の高齢者が増える少子化・高齢化が進行し、総人口は減少傾向のまま推移しています。予測では、このまま人口が減少し続けると、2050年代には1億人を下回る未来が到来します（内閣府「令和4年版高齢社会白書」より）。

また、日本は平成19年（2007年）に全人口の21%以上が高齢者となり、世界に先駆けて「超高齢社会」を迎え、以降も高齢人口は急速に増加し続け、医療、福祉資源の不足が喫緊の課題となっています。

その背景には、戦後に人口が急増した“団塊の世代”が平成27年（2015年）には65歳以上の前期高齢者となり、10年後の令和7年（2025年）には75歳以上の後期高齢者となることから、さらに介護を必要とする高齢者の割合が増えるという「2025年問題」があります。

さらに、その先の令和22年（2040年）には、団塊の世代の子どもたち（団塊の世代ジュニア）が65歳以上となり、高齢人口がピークを迎える「2040年問題」が予測されています。

この2つの大きな問題に対応するため、国では高齢者を地域で支える「地域包括ケアシステム」の構築を各市町村で進めるよう平成24年（2012年）に介護保険法を改正し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みを整備してきました。

第9期介護保険事業計画の計画期間中には、「2025年問題」にあたる令和7年（2025年）が到来することとなり、一つ目の大きな問題に対しては「地域包括ケアシステム」の仕組みを活用することで、医療機関や介護施設への負荷の軽減を図っていきます。

そして、二つ目の大きな問題である「2040年問題」においては、核家族世帯の増加に伴うひとり暮らし高齢者世帯と高齢夫婦のみの世帯の増加が社会問題としてあげられます。

この社会問題は、地域住民同士の絆の希薄化が高齢者の孤立を生み、地域で支え合うという身近な支援も失われていくこととなります。そのため、個別に対応する介護サービスの提供量はますます増加が見込まれ、ひいては介護人材不足にもつながることとなります。

介護人材不足は、今後、介護職員を毎年5万人以上確保し続けなければ、需要を十分に満たすことができないと予測されており（厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について 別紙1」）、今後、様々な支援策の検討が必要となります。

このような全国的な高齢社会の中、本町における高齢者を取り巻く状況も、全国の傾向と同様、少子化・高齢化、核家族化が進み、ひとり暮らし高齢世帯と高齢夫婦のみの世帯が増加傾向で推移しており、医療と福祉の連携体制の強化や介護人材確保の重要性は高まっています。

本町においては、様々な体制構築や制度整備を進める一方で、高齢福祉施策として高齢者の方々の健康と活力を高める健康づくりと、地域でいきいきと暮らし続けていける地域づくりを着実に推進するにあたり、これらの取り組みをまとめた「益子町高齢者総合福祉計画（第9期）」を策定するものです。

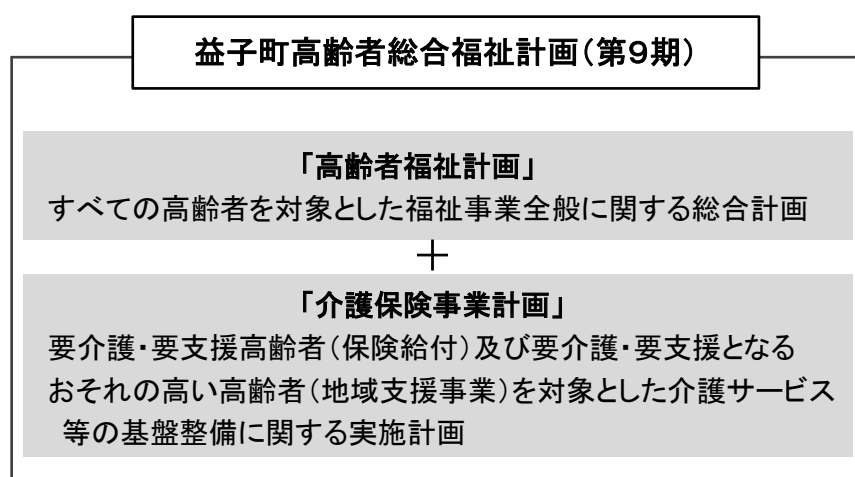
2. 計画の性格

「益子町高齢者総合福祉計画（第9期）」は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

「高齢者福祉計画」とは、すべての高齢者（65歳以上）を対象とした、福祉事業全般に関する総合計画という位置づけにあります。また、「介護保険事業計画」とは、介護が必要になり、介護保険サービスを利用する必要がある方、または介護が必要になる可能性の高い高齢者に対して、むこう3年間の介護保険サービスを適切に提供する量を算出することや介護保険事業の運営について計画する役割を担っています。

これら2つの計画について、益子町の高齢者を取り巻く現状を把握し、町の実状に応じたまちづくり、地域づくり、支援体制の整備等を、益子町高齢者総合福祉計画策定委員会を通じて協議し、あるべき町の新しい高齢福祉施策の取り組みとして推進していくものです。

■高齢者福祉計画・介護保険事業計画の一体的策定イメージ



○計画の根拠法:老人福祉法第20条の8「市町村老人福祉計画」
介護保険法第117条「市町村介護保険事業計画」

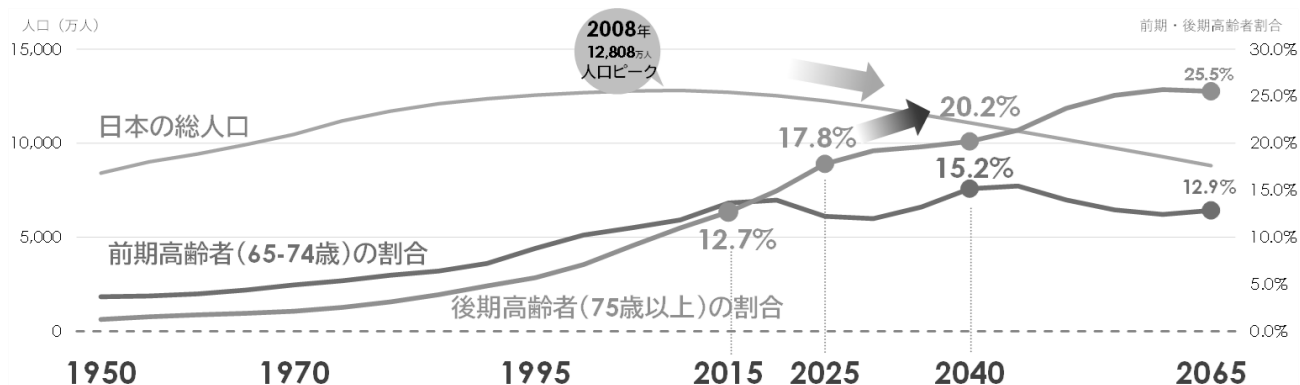
3. 高齢者に関わる社会的情勢及び国の動向等

日本の人口は、平成 20 年（2008 年）にピークを過ぎ、以降は減少傾向のまま増加に転じる見込みはありません。最も多い人口層である“団塊の世代”は、令和 7 年（2025 年）に 75 歳以上の後期高齢者となり、認知症をはじめ介護を必要とする人の増加が予測されるため、介護環境の改善は急務です。

その対策として、国では高齢者を地域で連携してサポートする“地域包括ケアシステム”の構築を進め、社会福祉の手である公助から住民の手による共助・互助の力を高めることで、住民自らが地域を暮らしやすくする“地域共生社会の実現”に向けた取り組みなどを推進してきました。

さらに、令和 22 年（2040 年）には“団塊の世代の子ども（団塊の世代ジュニア）”が 65 歳以上となり、国民の 35.4%が高齢者になることから、現役世代（20～64 歳）の 1.5 人で 1 人の高齢者を支える時代がすぐ目の前に迫っており、令和 22 年（2040 年）を見据えた取り組みを今から進めていかなければなりません。

■全国の高齢者を取り巻く現状及び今後の予測



令和7年(2025年)以降に起こりうること

●介護職員の不足

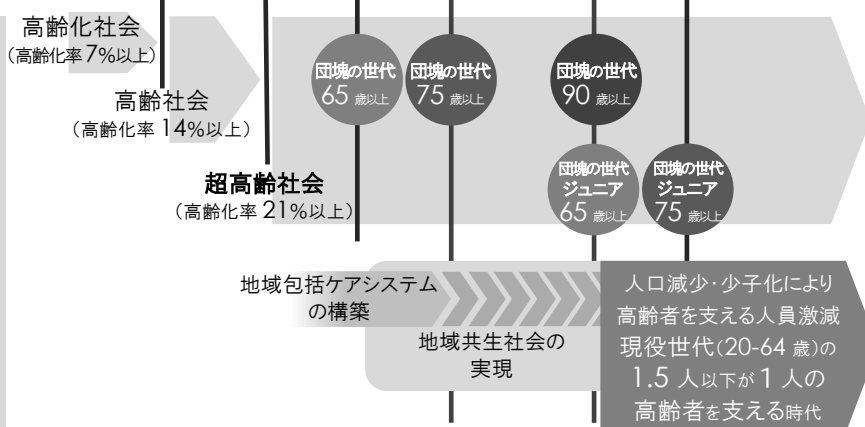
毎年約5万人の介護職員増員が必要
 (資料:「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について(令和3年(2021年)7月9日)」別紙1より)

●介護ロボットの導入を国が推進

(資料:「広報誌『厚生労働』令和4年(2022年)4月号より)

●寿命の延伸

令和22年(2040年)には平成27年(2015年)から男女ともに3歳以上アップ、男性が83.27歳、女性が89.63歳
 →健康寿命の延伸が最重要
 (資料:令和3年(2021年)版高齢社会白書より)



第9期介護保険事業計画
 (令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))

4. 介護保険制度について

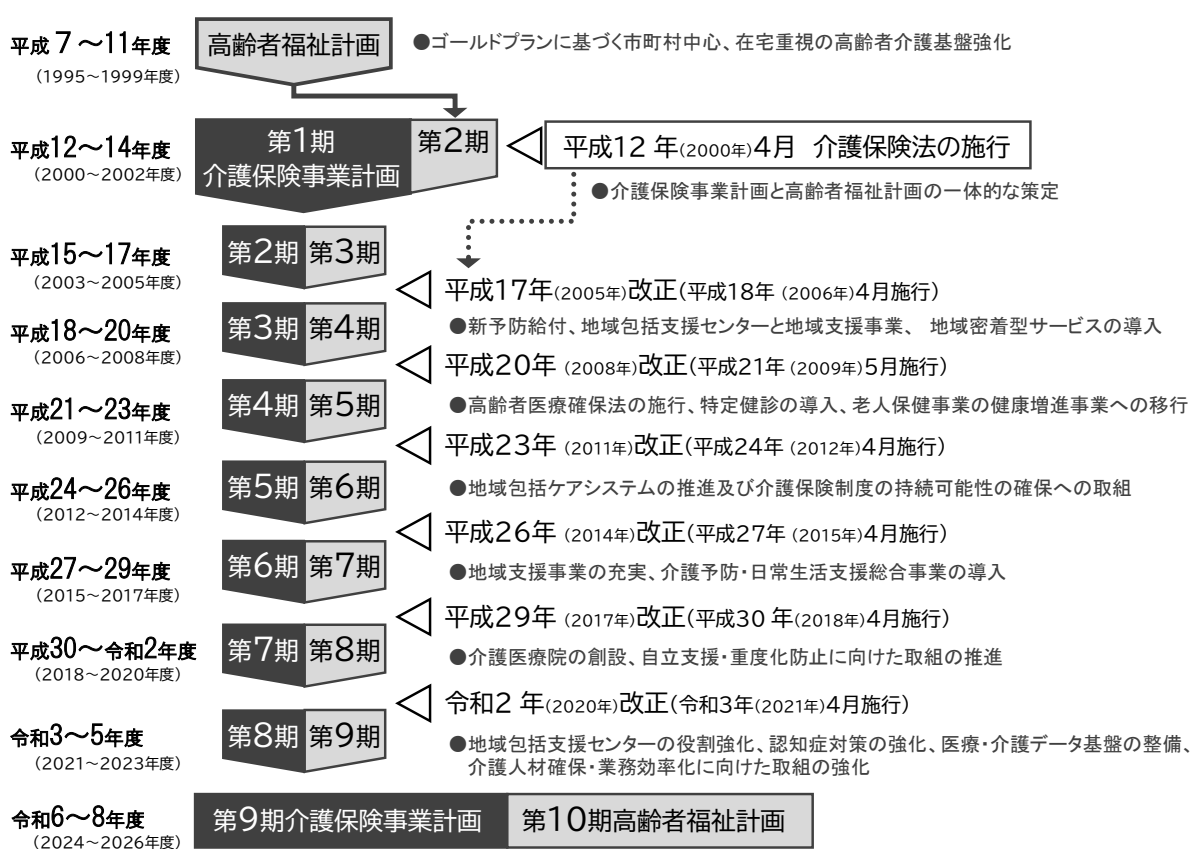
全国で高齢化が進むにつれ、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、介護離職が社会問題となりました。こうした中、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、平成12年（2000年）に創設されたのが介護保険制度です。

この介護保険制度は、現在では600万人以上の方が利用し、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。40歳から64歳の方については、自身が老化に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることや、親が高齢となり、介護が必要となる状態になる可能性が高まる時期であることから、40歳以上の方に介護保険料を負担いただき、老後の不安の原因である介護を社会全体で支えています。

その一方で、介護を理由として離職する方が毎年約10万人いるといわれています。国としては、一億総活躍社会を実現するため、介護離職者をなくすとともに、働く環境の改善や、家族への支援を行うことで、必要な介護サービスの確保を図ることを目指しています。（厚生労働省 資料『介護保険制度について』より引用）

なお、介護保険制度の改正は、「地域包括ケアシステムの推進」が掲げられた平成24年度（2012年度）以降、3年ごとに改正されています。

■介護保険制度の変遷



5. 国の基本指針について

介護保険法において、厚生労働大臣は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。県及び市町村は、その基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

「益子町高齢者総合福祉計画（第9期）」における基本指針のポイントを整理すると次のようになります。

■第9期計画における基本指針のポイント

●●● 基本的な考え方 ●●●

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる**2025年を迎える**ことになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える**2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減**することが見込まれている。
- さらに、**都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる**など、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な**施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要**となる。

●●● 見直しのポイント ●●●

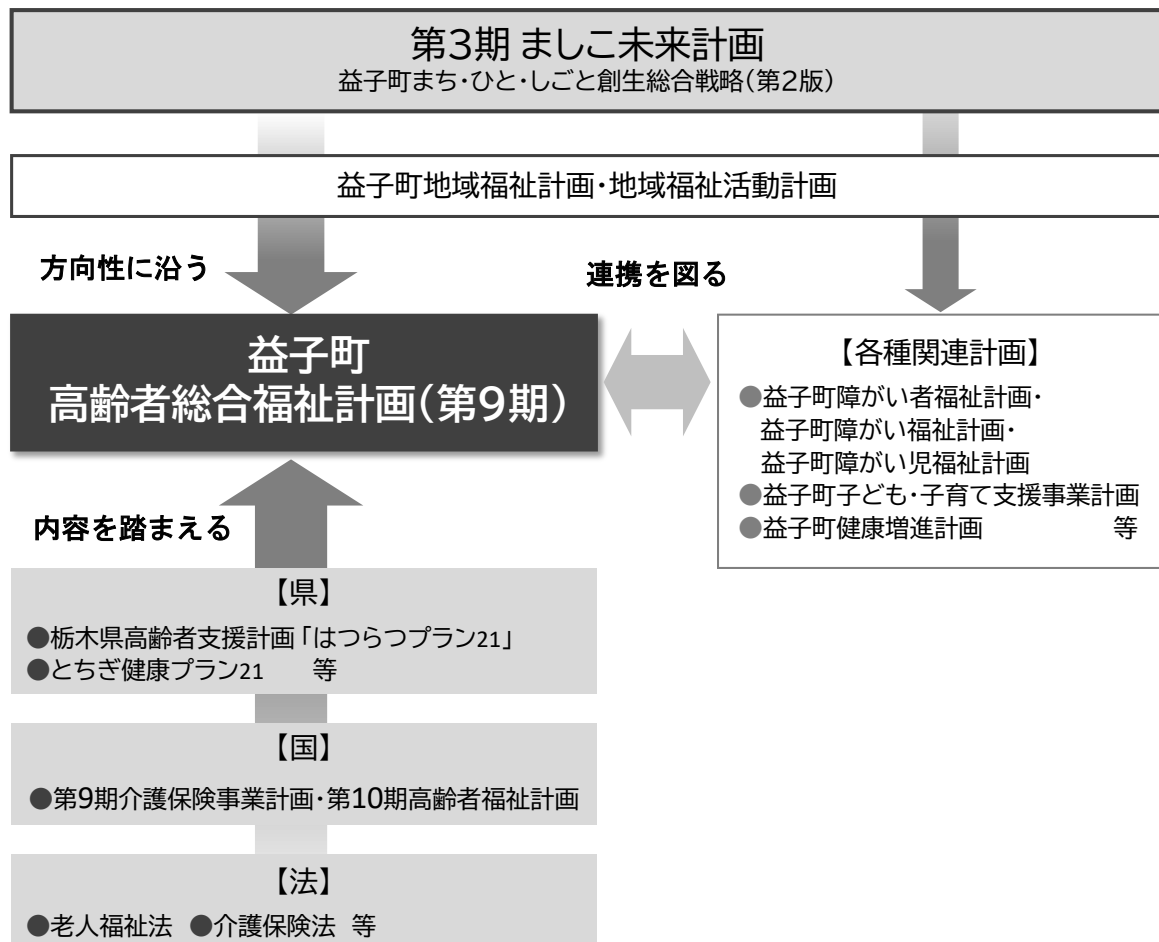
1. 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ①地域の实情に応じたサービス基盤の整備
 - ・**中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保**していく必要
 - ・**医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要**
 - ・**中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要**
 - ②在宅サービスの充実
 - ・**居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスのさらなる普及**
 - ・**居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要**
 - ・**居宅要介護者を支えるための訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実**
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み
 - ①**地域共生社会の実現**
 - ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・**認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要**
 - ②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための**医療・介護情報基盤を整備**
 - ③**保険者機能の強化**
 - ・**給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化**
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
 - ・**介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取り組みを総合的に実施**
 - ・**都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進することにより、介護の経営の協働化・大規模化を推進し、人材や資源を有効に活用。**
 - ・**介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進**

第2節 益子町高齢者総合福祉計画(第9期)の概要

1. 計画の位置づけ

「益子町高齢者総合福祉計画（第9期）」（以下、「第9期計画」という。）は、町の最上位計画である「第3期ましこ未来計画 益子町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2版）」のもと、福祉分野の上位計画「益子町地域福祉計画・益子町地域福祉活動計画」をはじめ、町の子ども・子育て、障がい福祉、健康づくり、防災対策などの分野別の関連計画と整合を図るとともに、栃木県の高齢者福祉計画・介護保険事業計画である「はつらつプラン21」等を踏まえた計画とします。

■ 「第9期計画」とその他の計画、国や県の計画、法制度との関係図



2. 計画の期間

第9期計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

この計画は3年ごとに見直しを行うこととされ、第8期計画を評価し、目標数値を見直した上で、新たに策定するものです。

また、第9期計画期間だけではなく、高齢化が一段と進む団塊の世代ジュニアが65歳以上となる令和22年度（2040年度）までのサービス充実の方向性を見据え、中長期的な視点に立って計画を策定します。

■第9期計画及び町の関係計画の期間



3. 計画の策定体制

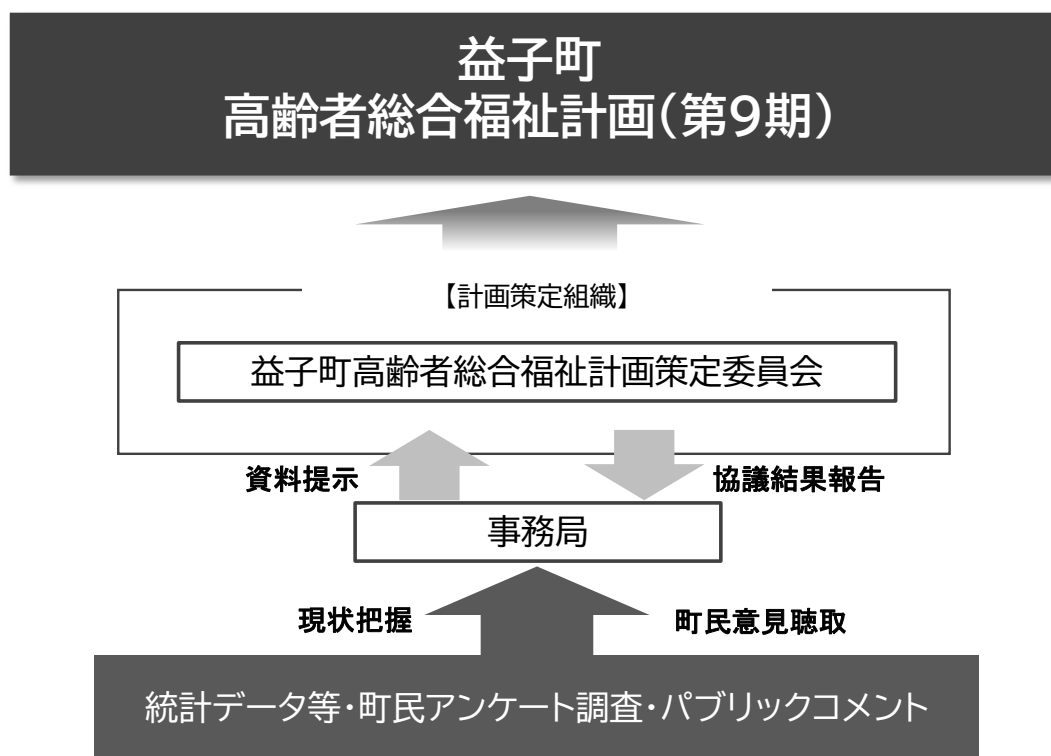
第9期計画策定組織としては、地域包括ケアシステムの深化・推進及びすべての高齢者を視野に入れた総合的な高齢者施策を構築するため、公募による被保険者の代表、町民団体等の代表、高齢者の保険・医療及び福祉関連の実務経験者など各層の関係者の参画による「益子町高齢者総合福祉計画策定委員会」によって、審議・検討を行いました。

令和4年度（2022年度）には、高齢施策を検討するための基礎調査として、町内に暮らす高齢者の生活や健康、ニーズなどを把握するために町民アンケート調査を実施しました。

第8期計画の点検・評価を行い、内容の見直しを図り、厚生労働省が提供する「見える化システム」を活用し、介護保険サービスの提供量や保険料等を算定しました。

また、パブリックコメントを実施し、広く町民の方々から意見をうかがいました。

■第9期計画の策定体制図



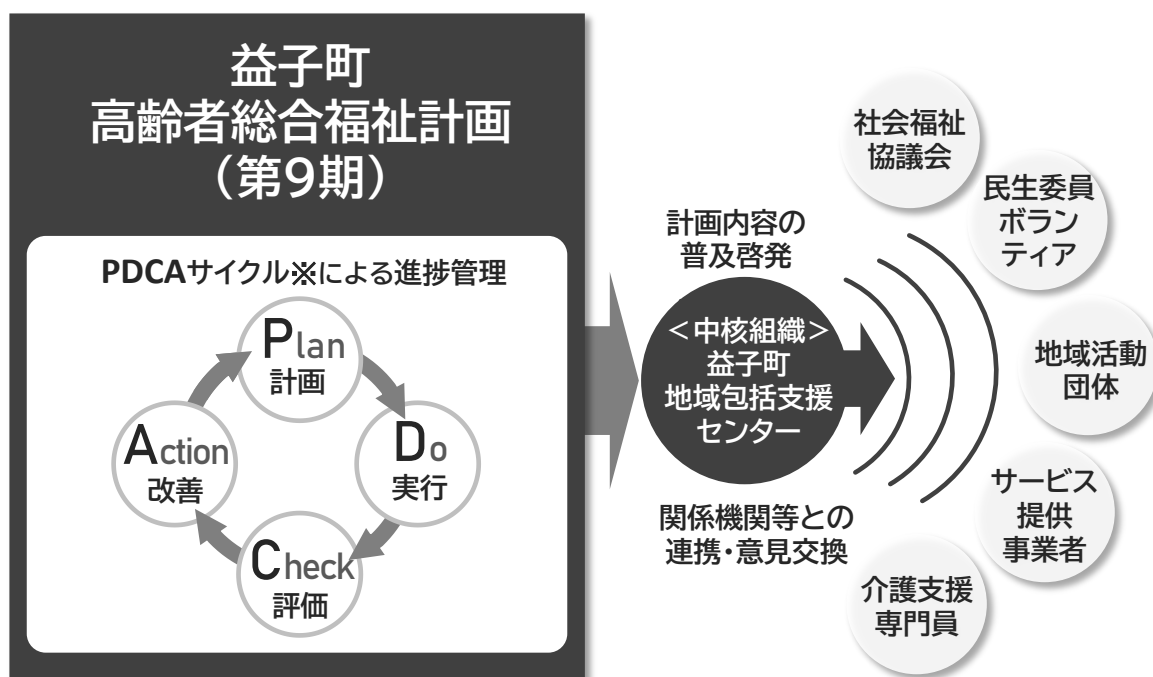
4. 計画の推進体制

地域包括ケアシステムの構築には、関係団体との連携も重要であるため、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、民生委員やボランティア、地域の各種団体との連携を図っていきます。

また、本町では介護事業者を支援するために、介護支援専門員（ケアマネジャー）や事業者への計画内容の普及啓発や意見交換会を通じた介護人材の確保や定着を図ります。

本計画（Plan）に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けて本町、事業者、各団体、地域での取り組み（Do）を推進していきます。計画の進捗状況については定期的に評価・検討（Check）を行い、その結果をもとに取り組みの見直し・改善（Action）を図っていきます。

■第9期計画の推進にあたっての取り組み図



※PDCAサイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階で事業の進捗管理を行うものです。事業の継続的な改善に関するフレームワークです。

第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節 高齢者等の現状

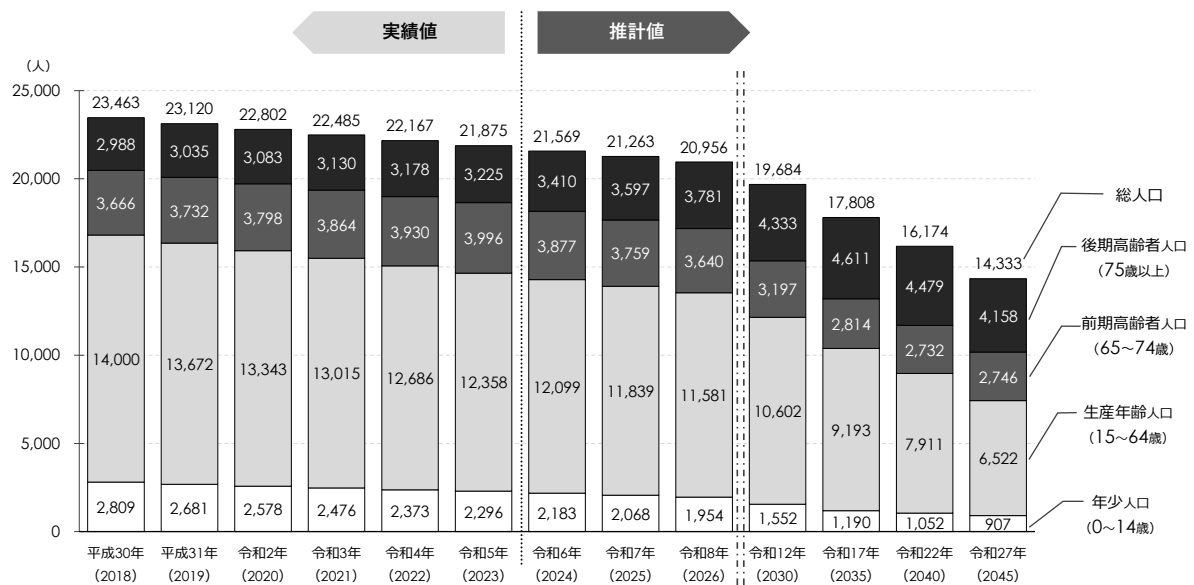
1. 人口の傾向

町の総人口は、減少傾向で推移しており、令和5年（2023年）時点では21,875人で、「2025年問題」の年にあたる令和7年（2025年）では21,263人、「2040年問題」の年にあたる令和22年（2040年）では16,174人となる予測です。

また、割合で見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向で推移していくのに対して、前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）は増加し続ける傾向にあり、特に令和12年（2030年）以降は後期高齢者（75歳以上）が急増する予測です。

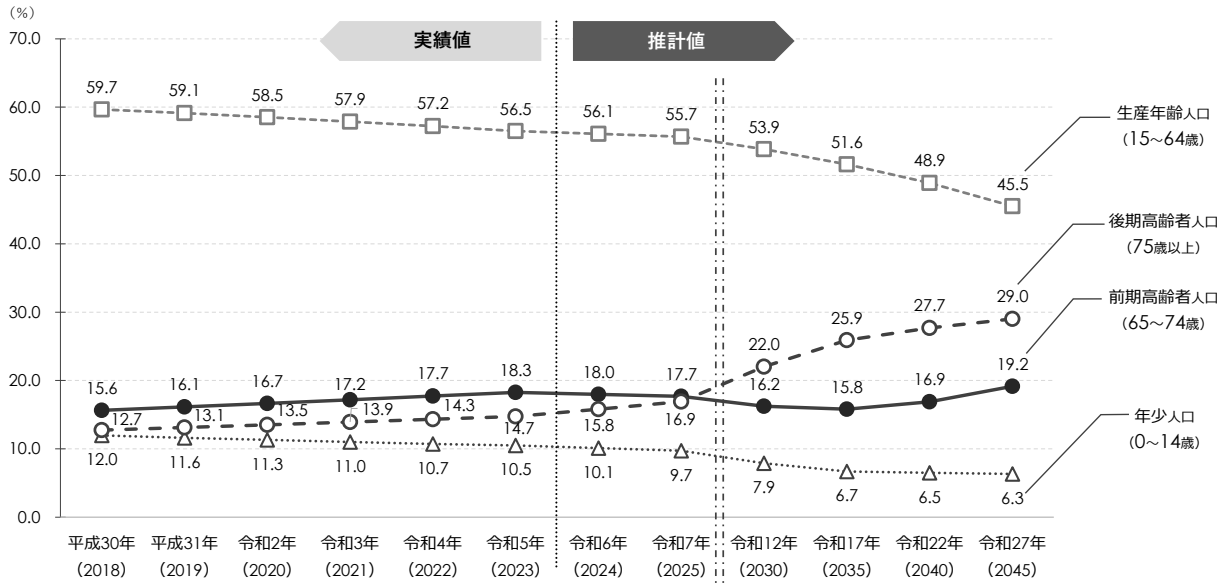
高齢化率で見ると、令和2年（2020年）の30.2%から、令和7年（2025年）には34.6%になり、令和22年（2040年）には44.6%まで増加する見込みです。

■益子町の人口推移・推計（年齢4区分別）



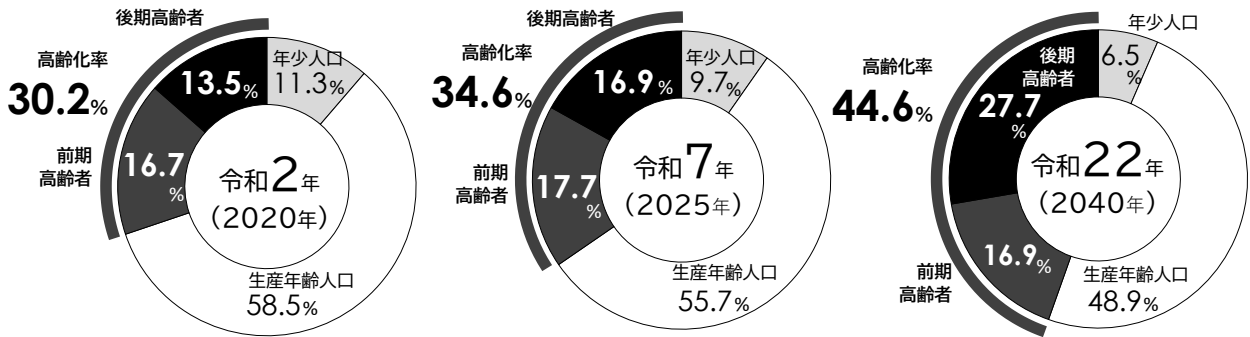
資料：令和5年（2023年）までは住民基本台帳に基づく実績値（各年1月1日時点）
令和6年（2024年）以降は住民基本台帳の実績値を基に推計

■益子町の人口割合推移・推計（年齢4区分別）



資料：令和5年（2023年）までは住民基本台帳に基づく実績値（各年1月1日時点）
令和6年（2024年）以降は住民基本台帳の実績値を基に推計

■益子町の高齢化率の推移（年齢4区分別）



資料：令和5年（2023年）までは住民基本台帳に基づく実績値（各年1月1日時点）
令和6年（2024年）以降は住民基本台帳の実績値を基に推計

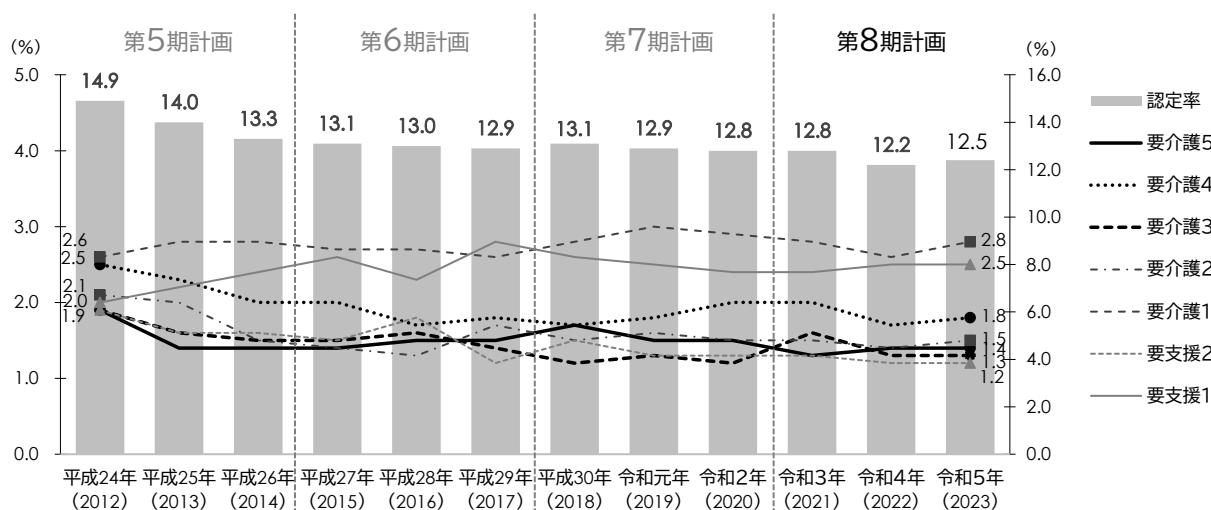
2. 認定率の傾向

益子町の認定率は、平成 24 年（2012 年）からおおむね減少傾向で推移しており、令和 5 年（2023 年）時点では 12.5%となっています。

また、全国や県、宇都宮市、近隣市町、県内類似市町（人口規模）と比較すると最も低く、認定率を重度認定率（要介護 3～5）と軽度認定率（要支援 1～要介護 2）の百分率構成で比較すると、重度認定率は全国や県、宇都宮市より高いものの、近隣市町では最も低い割合となっています。

さらに、令和 6 年（2024 年）以降の認定者数の推計を見ると、微増傾向で推移する予測となっており、令和 22 年（2040 年）では、1,452 人となる見込みです。

■益子町の認定率の推移



資料：「見える化」システム「介護保険事業状況報告」年報（令和 3 年（2021 年）～ 5 年（2023 年）のみ月報）
令和 4 年（2022 年）まで各年 3 月末時点、令和 5 年（2023 年）のみ 7 月末時点

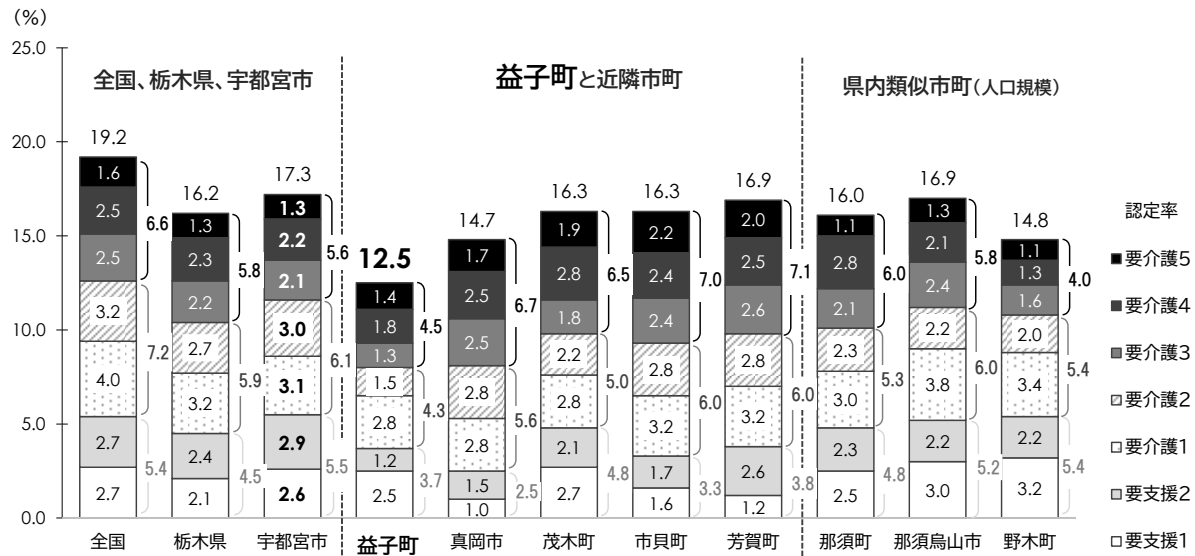
<認定率から見る益子町の高齢者の状況>

益子町の第 1 号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合は、令和 5 年（2023 年）7 月時点で 12.5%となっています。この割合は、栃木県内で最も低く、全国 1,571 市町村（「見える化」システムで把握できている市町村数）から見ても 17 番目に低い割合です。

要介護・要支援認定は、支援を希望される方が申請した後、認定調査員等による聞き取り調査（認定調査）と、かかりつけ医による心身の状況の意見書（主治医意見書）作成が行われます。その認定調査結果と主治医意見書に基づき、コンピュータによる一次判定、介護認定審査会による二次判定を経て町が要介護度を決定します。この一連の審査は、全国で統一された基準で執り行われるため、市町村によって審査結果に差が出ることはありません。

以上のことから、本町は、介護を必要としない元気で健康な高齢者が全国的に見ても特に多いため、認定者の割合が低いと考えられます。

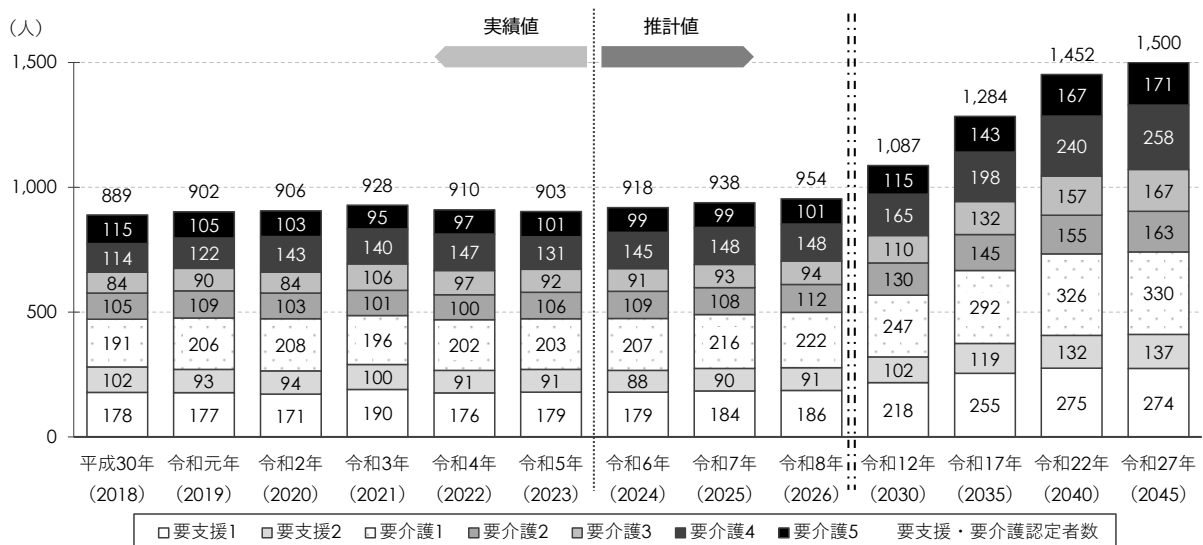
■益子町と全国、県、宇都宮市、近隣市町、県内類似市町の認定率



■益子町と全国、県、宇都宮市、近隣市町、県内類似市町の重度・軽度認定率（百分率構成）

	全国	栃木県	宇都宮市	益子町	真岡市	茂木町	市貝町	芳賀町	那須町	那須烏山市	野木町
重度認定率（％） （要介護3～5）	34.4	35.8	32.4	36.3	45.6	39.9	42.9	42.0	37.5	34.3	27.0
軽度認定率（％） （要支援1～要介護2）	65.6	64.2	67.1	64.5	55.1	60.1	57.1	58.0	63.1	66.3	73.0

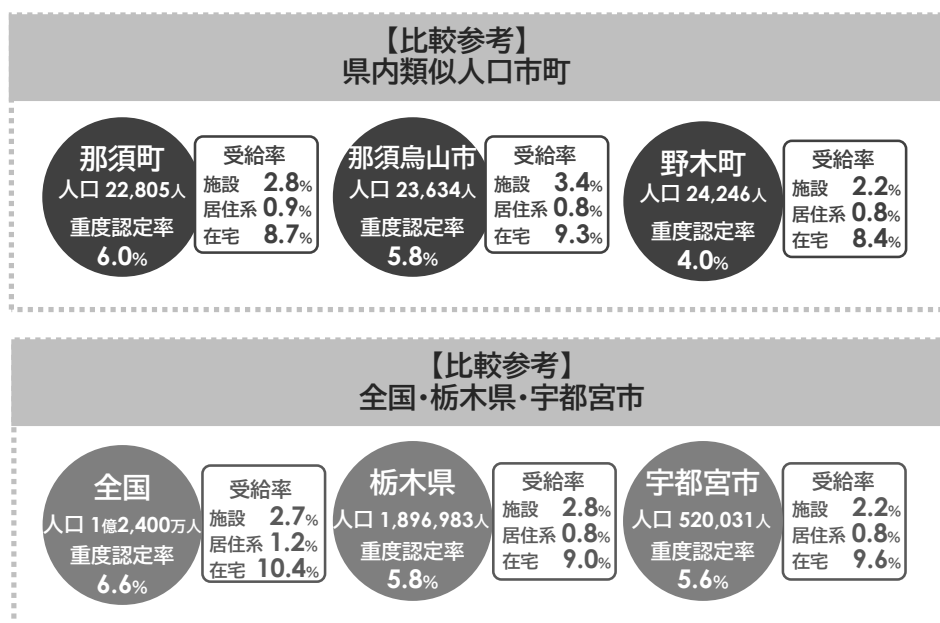
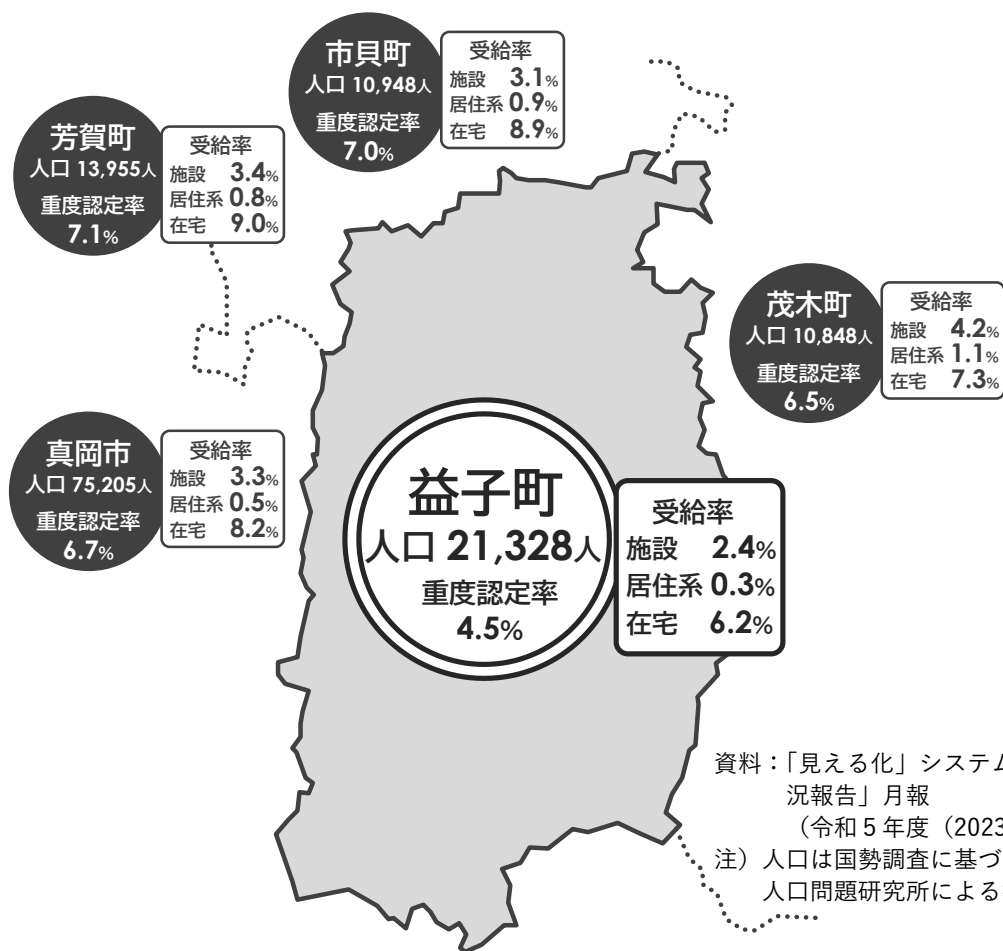
■益子町の認定者数の推計



3. 受給率の傾向

本町のサービス別受給率（サービス別の受給者数を第1号被保険者数で除した割合）を見ると、すべてのサービスが全国、県と比べて低く、施設サービスが宇都宮市と野木町よりわずかに高いもののその他のサービスも含めて近隣市町、類似市町と比べ低くなっています。

■益子町と全国、県、宇都宮市、近隣市町、類似市町のサービス別受給率等の状況

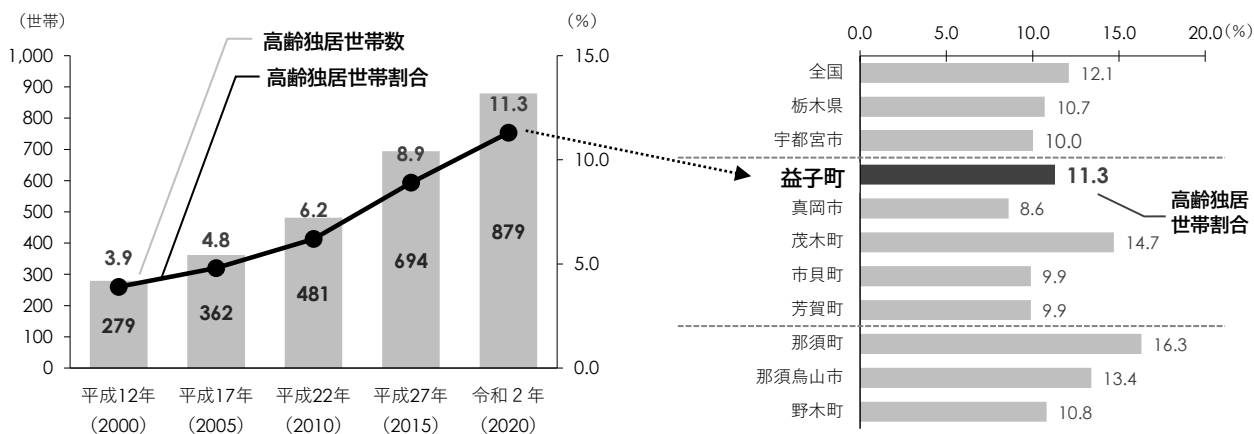


4. 高齢世帯の傾向

本町の高齢独居世帯数及び高齢夫婦世帯数は増加傾向にあり、令和2年（2020年）現在の高齢独居世帯数（割合）は、879世帯（11.3%）、高齢夫婦世帯数（割合）は、871世帯（11.2%）となっています。

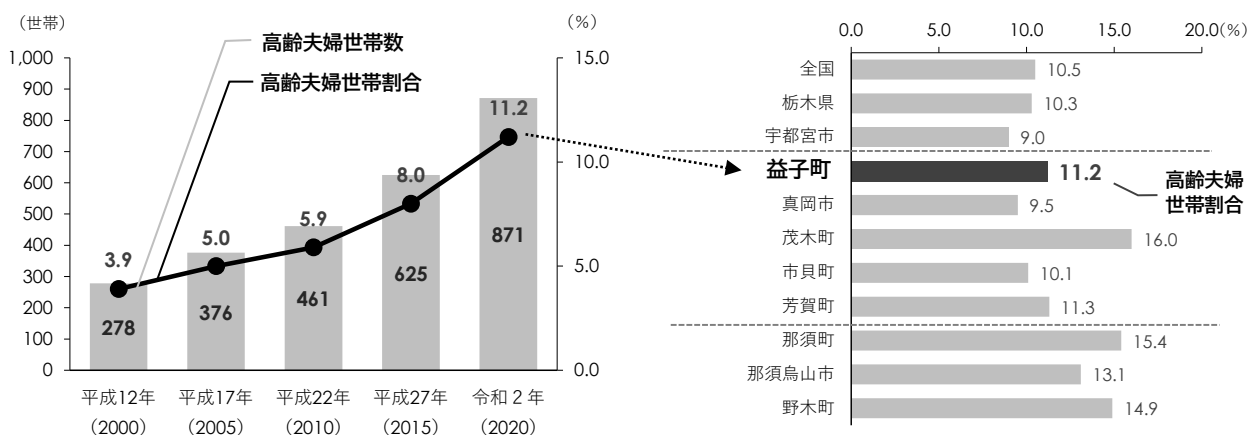
また、全国、県、宇都宮市、近隣市町、県内類似市町と比べて見ると、高齢独居世帯は全国よりは低いものの、県や宇都宮市よりも高く、近隣市町や類似市町と比べると平均的な割合となっています（平均値＝11.6%）。高齢夫婦世帯は全国や県、宇都宮市よりも高いですが、近隣市町、県内類似市町と比べると平均的な割合となっています（平均値＝11.9%）。

■益子町の高齢独居世帯数（割合）の推移と全国、県、宇都宮市、近隣市町、県内類似市町との比較



(出典) 総務省「国勢調査」(令和2年(2020年)時点)

■益子町の高齢夫婦世帯数（割合）の推移と全国、県、宇都宮市、近隣市町、県内類似市町との比較

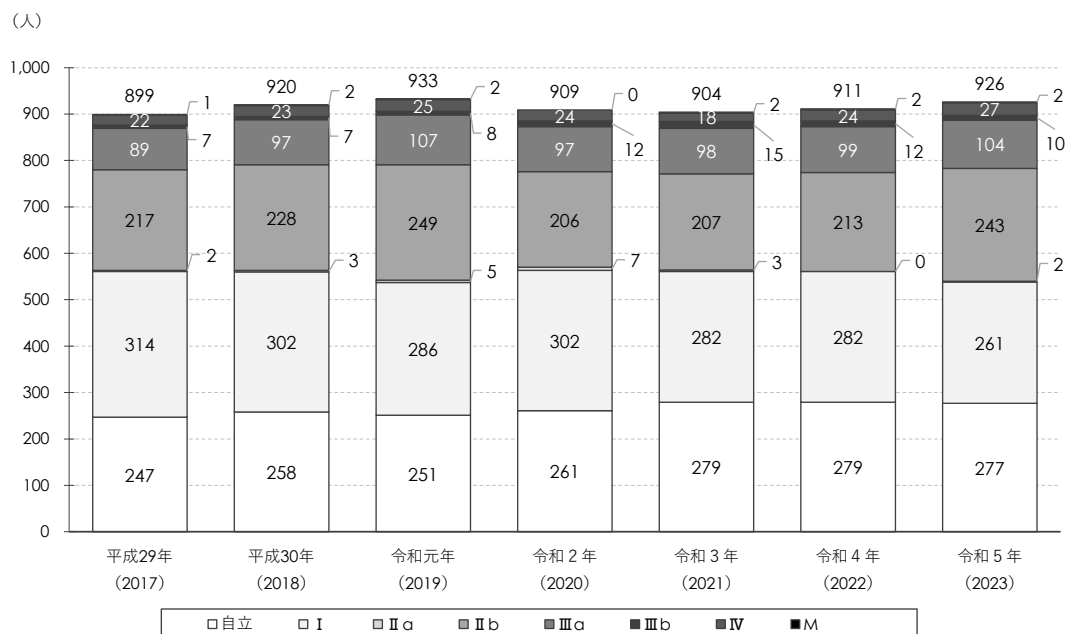


(出典) 総務省「国勢調査」(令和2年(2020年)時点)

5. 認知症高齢者の傾向

本町の認知症高齢者数は平成29年（2017年）以降、650人程度でほぼ横ばいに推移しています。また、認知症自立度別に見ると、Ⅰ、Ⅱb、Ⅲaが多い傾向にあります。

■益子町の認知症自立度別認知症高齢者数の推移



(出典) 益子町

■認知症自立度判定基準

	判 断 基 準	見られる症状・行動の例
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

第2節 町民アンケート調査

1. 調査の概要

本調査は、今後の高齢者保健福祉施策を推進していくための基礎資料作成を目的に実施したものです。調査時期や調査票の回収状況、調査結果については、次のとおりです。

○調査対象

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

町内にお住まいの、(令和4年(2022年)10月1日現在)65歳以上で「要介護認定を受けていない方」または「要支援1・2認定を受けている方」

【在宅介護実態調査】

町内にお住まいの(令和4年(2022年)10月1日現在)65歳以上で、「要介護」・「要支援」認定を受け、在宅で生活をしている方

○調査時期:令和4年(2022年)10月31日~11月22日

○調査方法:郵送配布・郵送回収

○調査票の配付・回収

	配付数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,000 票	2,033 票	67.8%
在宅介護実態調査	573 票	364 票	63.5%

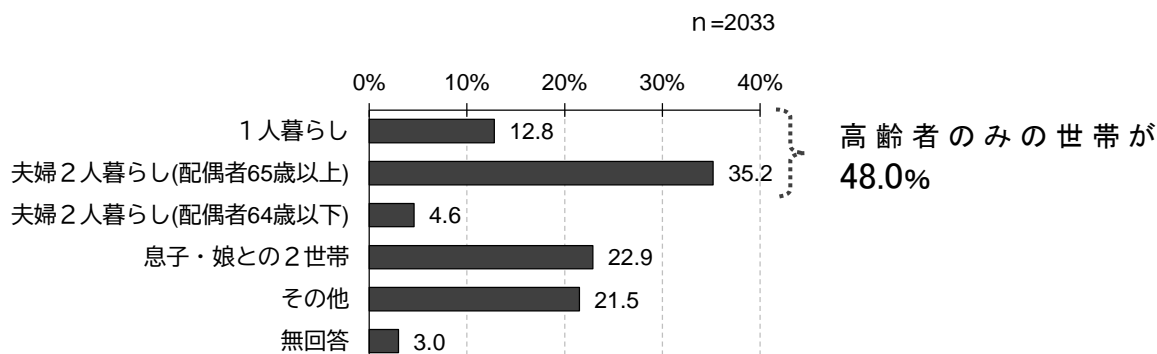
※グラフの数値は端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

2. 調査の結果(抜粋)

A 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

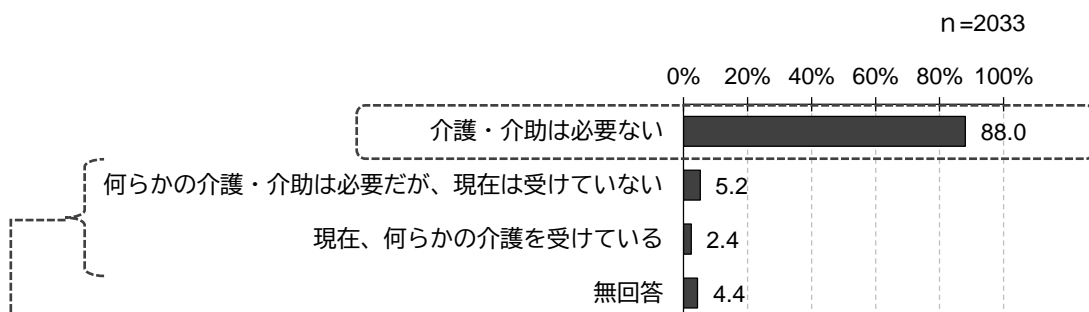
○家族構成について

「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が35.2%と最も多く、次いで「息子・娘との2世帯」が22.9%、「その他」が21.5%、「1人暮らし」が12.8%、「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」が4.6%となっています。



○普段の生活で介護・介助が必要かどうか

「介護・介助は必要ない」が88.0%と最も多くなっています。



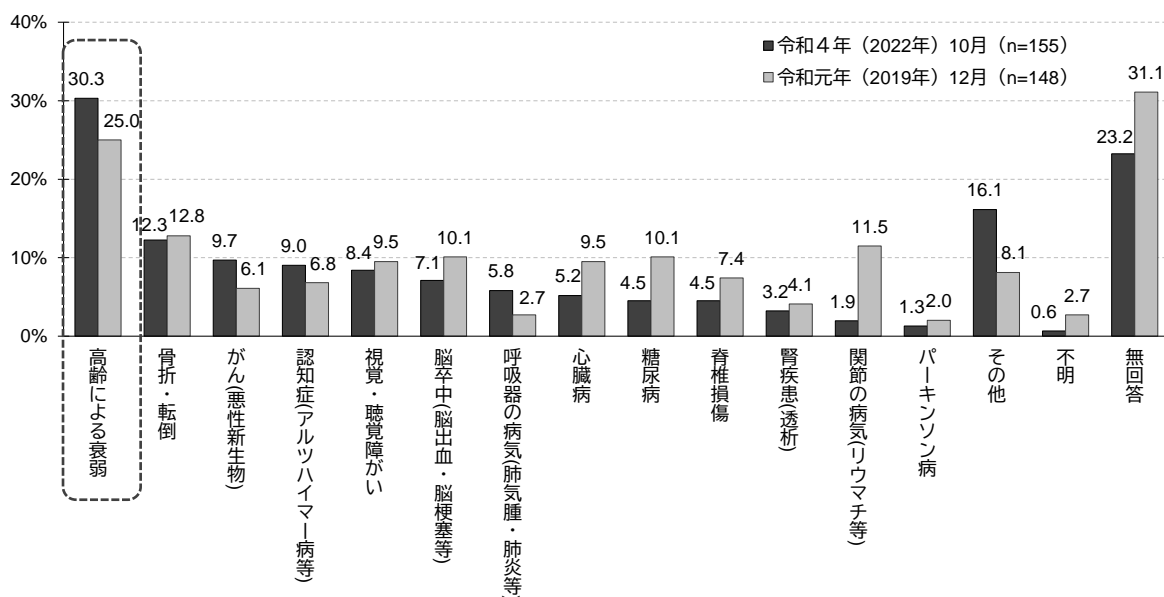
▼上記の問で「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、「現在、何らかの介護を受けている」と回答した方への質問

○介護・介助が必要になった主な原因(複数回答)

「高齢による衰弱」が30.3%と最も多く、次いで「骨折・転倒」が12.3%、「がん(悪性新生物)」が9.7%、「認知症(アルツハイマー病等)」が9.0%となっています。

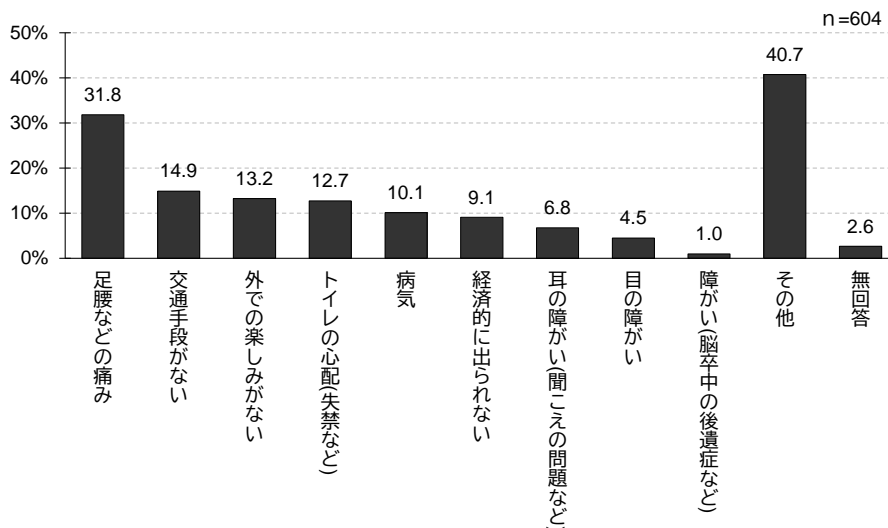
今回調査と前回調査を比較して、「高齢による衰弱」が増加(5.3ポイント)しています。また、「糖尿病」と「関節の病気(リウマチ等)」が減少(それぞれ5.6ポイント、9.6ポイント)しています。

今回調査(令和4年10月)結果と前回調査(令和元年12月)結果の比較



○外出を控えている理由(複数回答)※外出を控えている人のみ

「足腰などの痛み」が31.8%、「交通手段がない」が14.9%、「外での楽しみがない」が13.2%、「トイレの心配(失禁など)」が12.7%となっています。また、「その他」が40.7%と最も多くなっています。



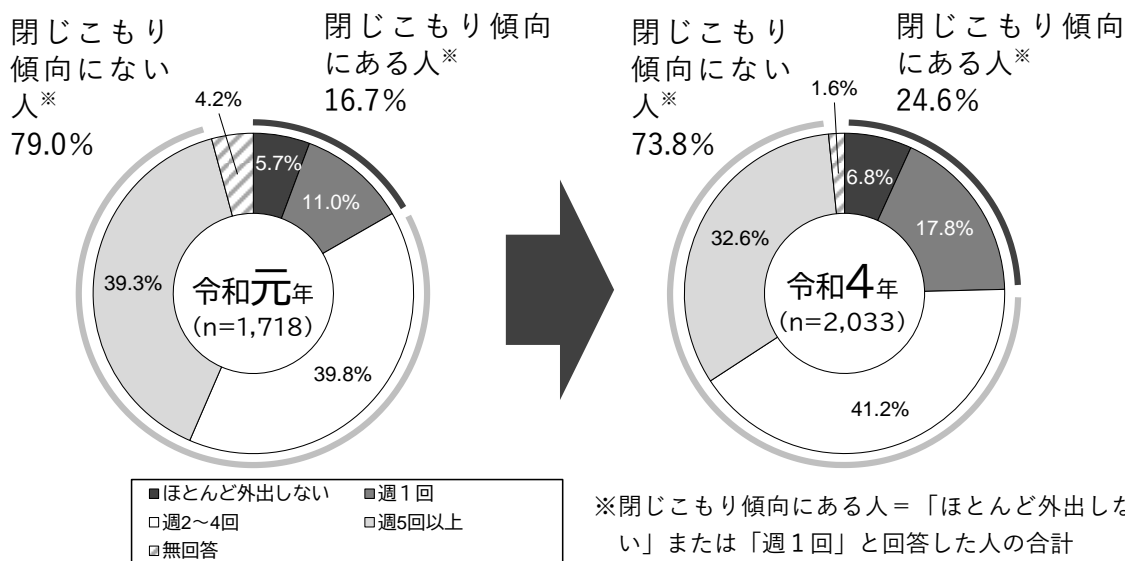
※「その他」の主な意見は「新型コロナウイルス感染症」に関するもの

○外出の頻度

「週2~4回」が41.2%と最も多く、次いで「週5回以上」が32.6%、「週1回」が17.8%、「ほとんど外出しない」が6.8%となっています。

今回調査と前回調査を比較して、『閉じこもり傾向にある人』の割合を見ると、今回調査が24.6%で前回調査の16.7%から7.9ポイント増加しています。

今回調査(令和4年10月)結果と前回調査(令和元年12月)結果の比較



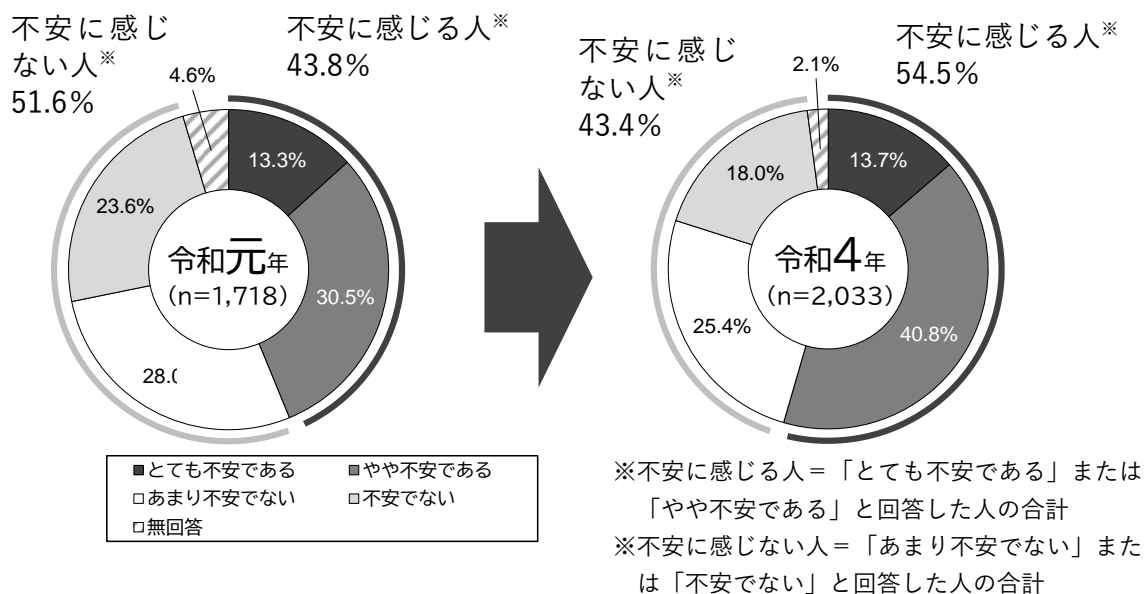
※閉じこもり傾向にある人 = 「ほとんど外出しない」または「週1回」と回答した人の合計
 ※閉じこもり傾向にない人 = 「週2~4回」または「週5回以上」と回答した人の合計

○転倒に対する不安感

「やや不安である」が40.8%と最も多く、次いで「あまり不安でない」が25.4%、「不安でない」が18.0%、「とても不安である」が13.7%となっています。

今回調査と前回調査を比較して、『不安を感じる人』の割合を見ると、今回調査が54.5%で前回調査の43.8%から10.7ポイント増加しています。

今回調査(令和4年10月)結果と前回調査(令和元年12月)結果の比較



○歯科医療機関の定期的な利用

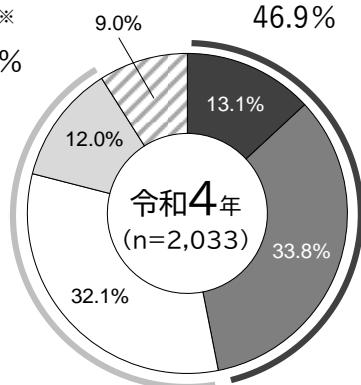
「自分の歯は 19 本以下、かつ入れ歯を利用」が 33.8%と最も多く、次いで「自分の歯は 20 本以上、入れ歯の利用なし」が 32.1%、「自分の歯は 20 本以上、かつ入れ歯を利用」が 13.1%、「自分の歯は 19 本以下、入れ歯の利用なし」が 12.0%となっています。

また、入れ歯の手入れを毎日していると回答した人は 92.1%となっています。

自分の歯の数と入れ歯の利用の有無

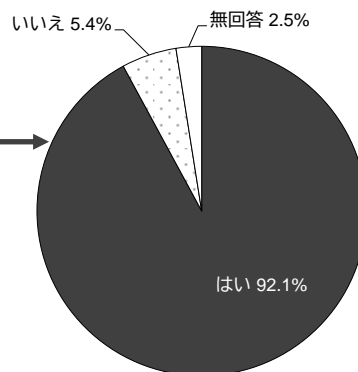
入れ歯を利用していない人※
44.1%

入れ歯を利用している人※
46.9%



- 自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用
- 自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用
- 自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし
- 自分の歯は19本以下、入れ歯の利用なし
- 無回答

入れ歯を毎日手入れしているか



n=955

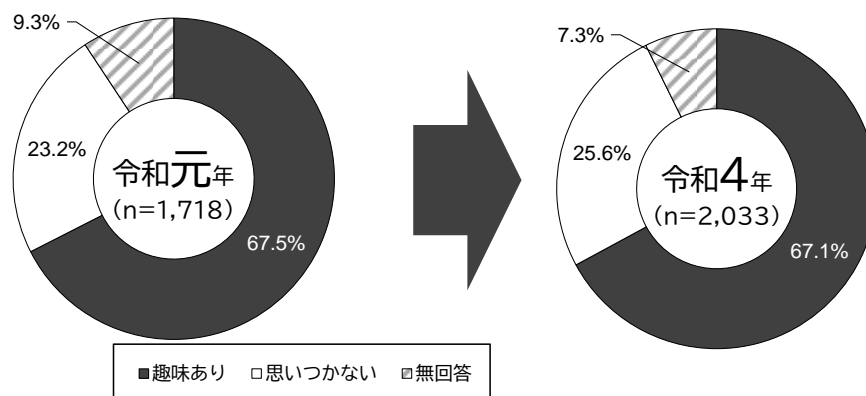
※入れ歯を利用している人 = 「自分の歯は 20 本以上、かつ入れ歯を利用」または「自分の歯は 19 本以下、かつ入れ歯を利用」と回答した人の合計

※入れ歯を利用していない人 = 「自分の歯は 20 本以上、入れ歯の利用なし」または「自分の歯は 19 本以下、入れ歯の利用なし」と回答した人の合計

○趣味について

「趣味あり」と回答した割合は 67.1%で、前回調査 (67.5%) と比べて大きな差は見られません。

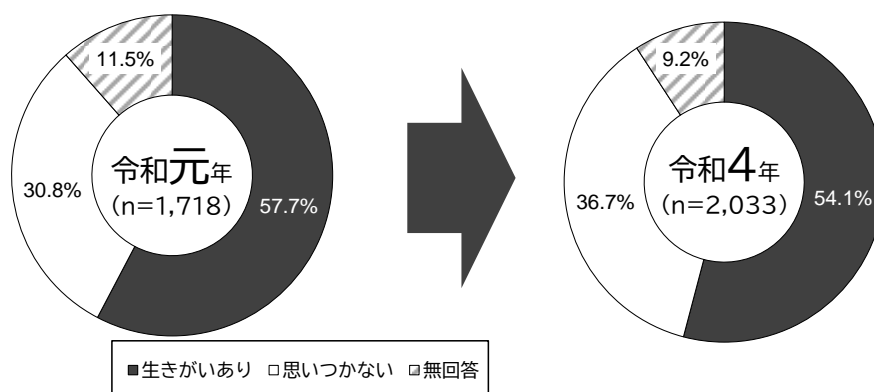
今回調査(令和4年 10 月)結果と前回調査(令和元年 12 月)結果の比較



○生きがいについて

「生きがいあり」と回答した割合は 54.1%で、前回調査（57.7%）と比べて大きな差は見られませんが、「思いつかない」と回答した割合は 36.7%で、前回調査（30.8%）から 5.9 ポイント増加しています。

今回調査（令和4年 10 月）結果と前回調査（令和元年 12 月）結果の比較



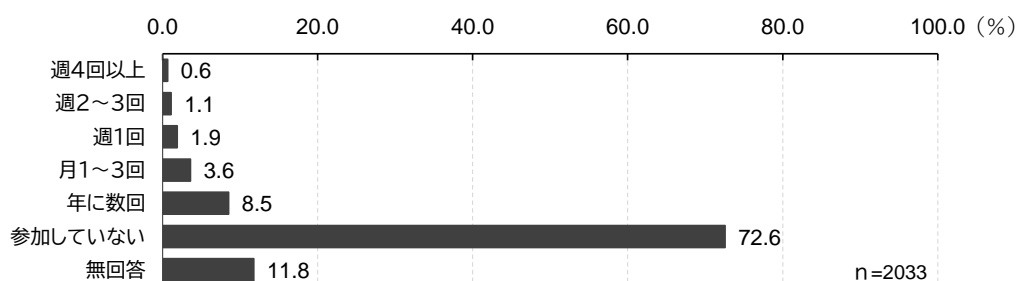
○会・グループ等への参加頻度

会・グループ等への参加頻度については、すべての会・グループ等で「参加していない」との回答が最も多くなっています。

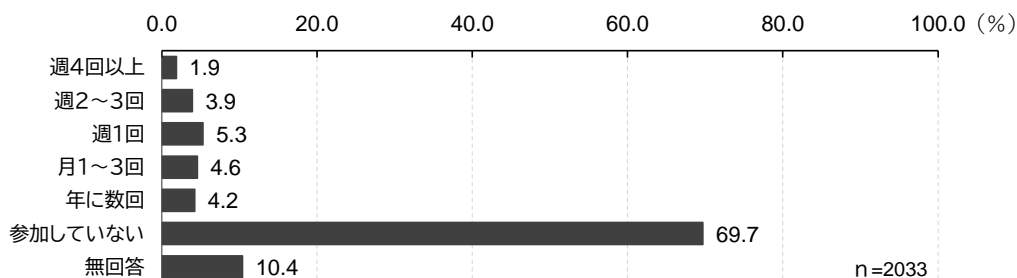
参加頻度で見ると、⑦ 自治会では、「年に数回」(34.5%)の頻度で参加との回答が多い一方、② スポーツ関係のグループやクラブ(11.1%)、③ 趣味関係のグループ(9.2%)及び⑧ 収入のある仕事(27.0%)が「週1回」以上(「週1回」「週2~3回」「週4回以上」の合計)で参加しているとの回答が多くなっています。

特に⑧ 収入のある仕事は「週4回以上」との回答が、他の会・グループ等に比べて多くなっています。

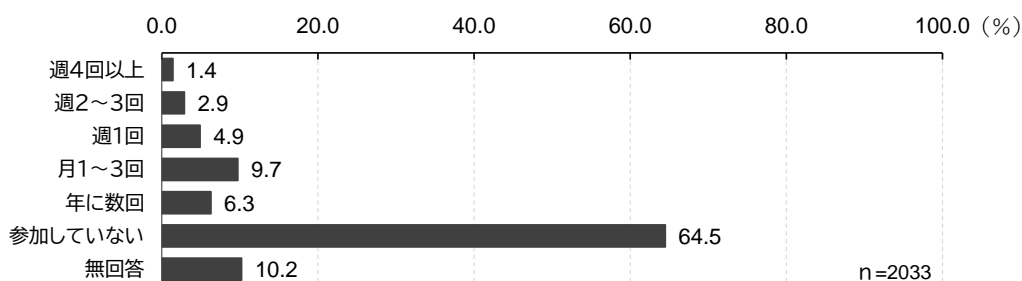
① ボランティアのグループ



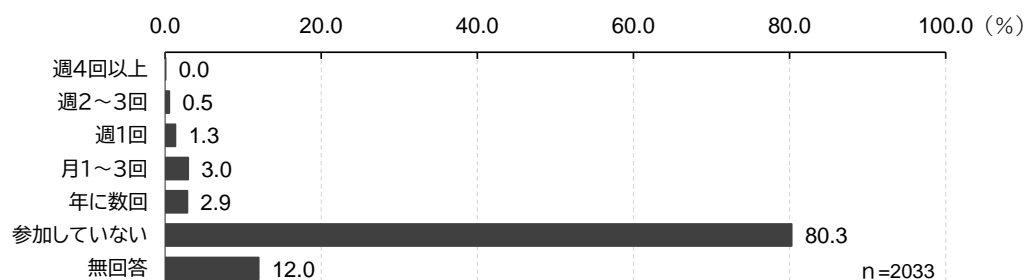
② スポーツ関係のグループやクラブ



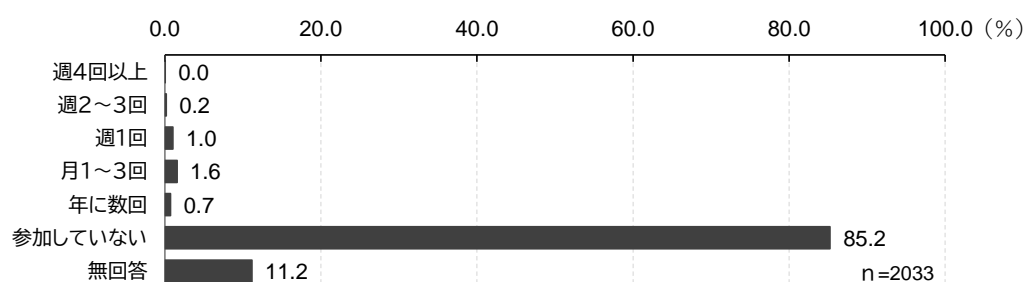
③ 趣味関係のグループ



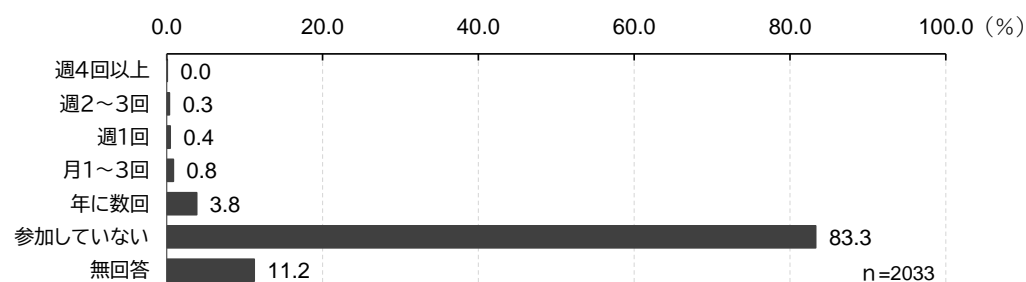
④ 学習・教養サークル



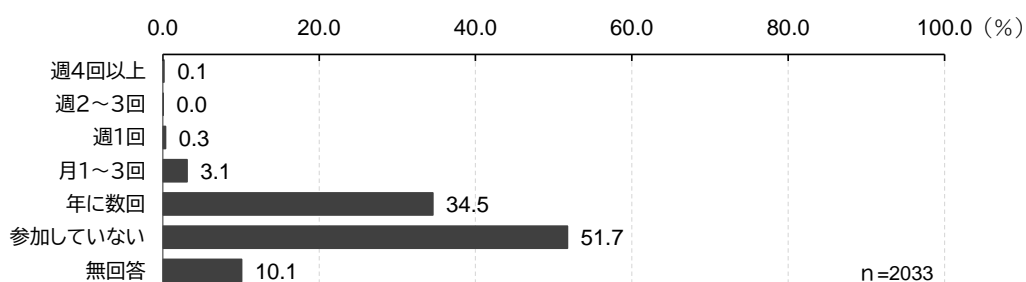
⑤ サロンや町が実施している介護予防教室など、介護予防のための通いの場



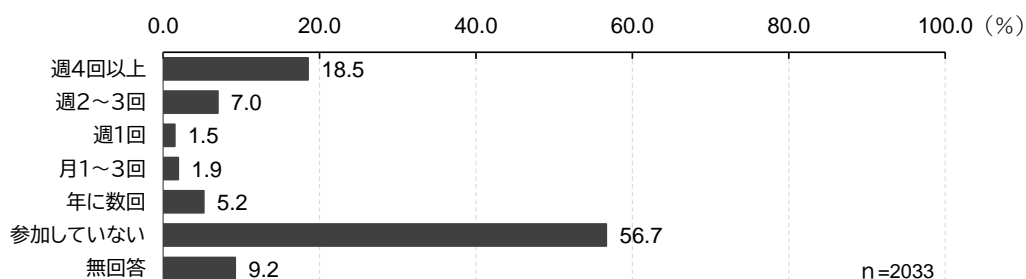
⑥ 老人クラブ



⑦ 自治会



⑧ 収入のある仕事

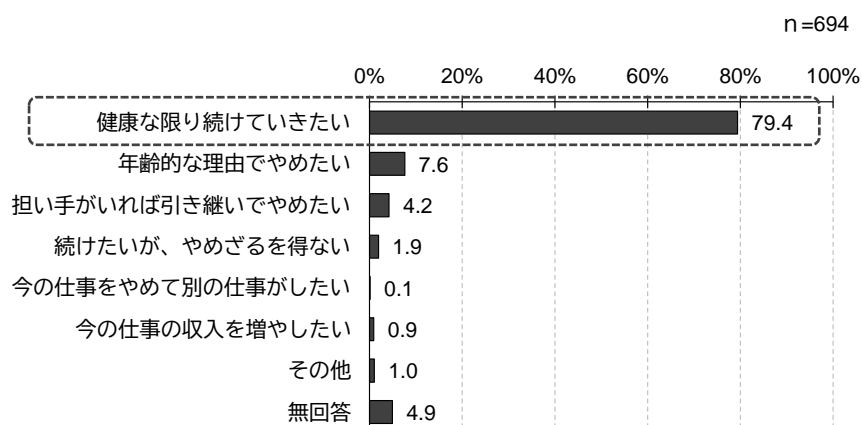


➡ 「⑧収入のある仕事」を回答した方への質問と結果は次ページに続きます。

▼前ページの問のうち⑧ 収入のある仕事に「参加している(「参加していない」以外)」と回答した方への質問

○収入のある仕事の今後について

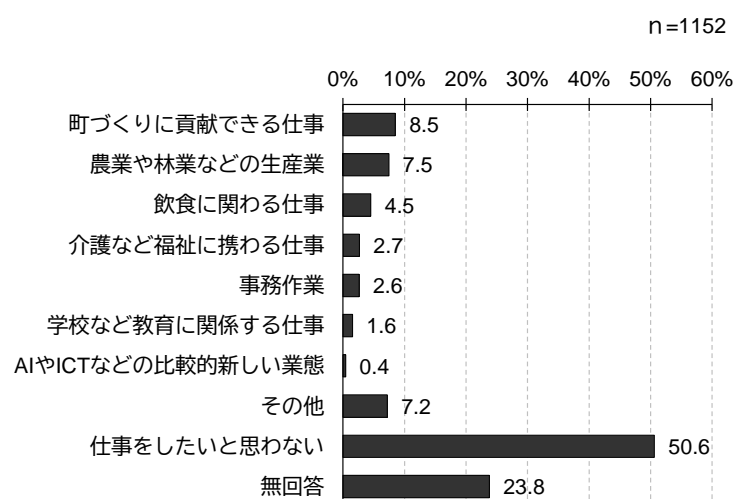
「健康な限り続けていきたい」が79.4%と最も多くなっています。



▼前ページの問のうち⑧ 収入のある仕事に「参加していない」と回答した方への質問

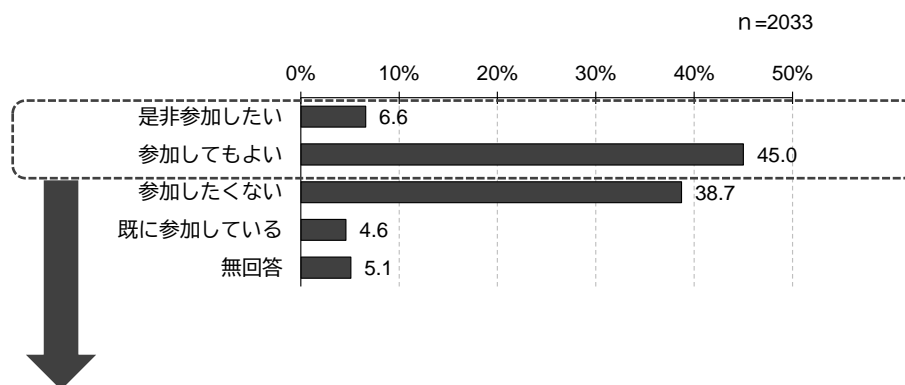
○今後、収入のある仕事をする機会があるとしたら、どのような仕事をしたいか

「町づくりに貢献できる仕事」が8.5%、「農業や林業などの生産業」が7.5%、「飲食に関わる仕事」が4.5%となっています。また、「仕事をしたいと思わない」が50.6%で最も多くなっています。



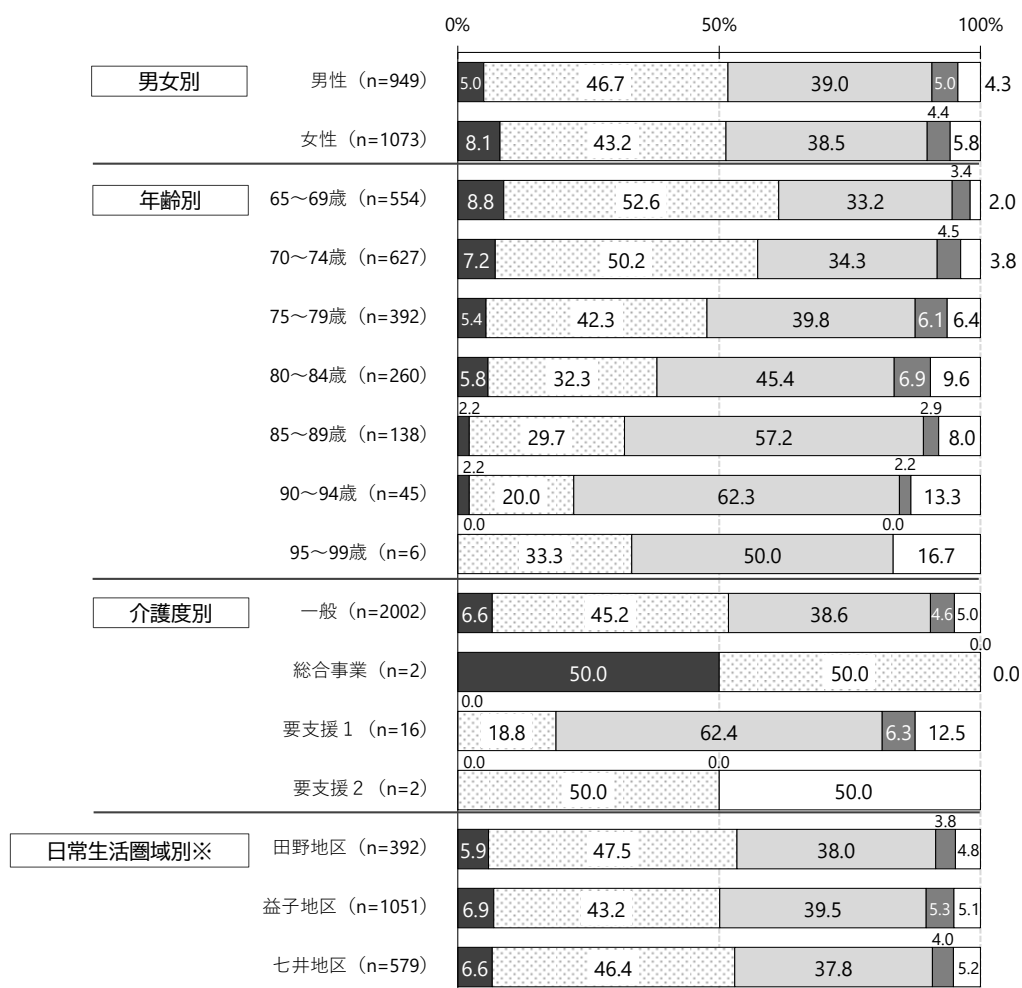
○健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

「参加してもよい」が45.0%と最も多く、次いで「参加したくない」が38.7%、「是非参加したい」が6.6%、「既に参加している」が4.6%となっています。



地域活動に参加者として参加してみたいと思う人の属性別グラフ

日常生活圏域別に「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた『参加意欲がある』で見ると、田野が53.4%、益子が50.1%、七井が53.0%で、益子がわずかに低くなっています。



※「日常生活圏域別」とは、町全体を“日常生活圏域”として3つに区分したものです。詳細は、47ページ「日常生活圏域の設定」をご覧ください。

■是非参加したい □参加してもよい □参加したくない
■既に参加している □無回答

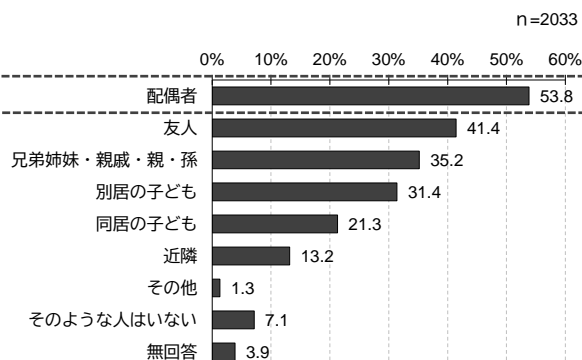
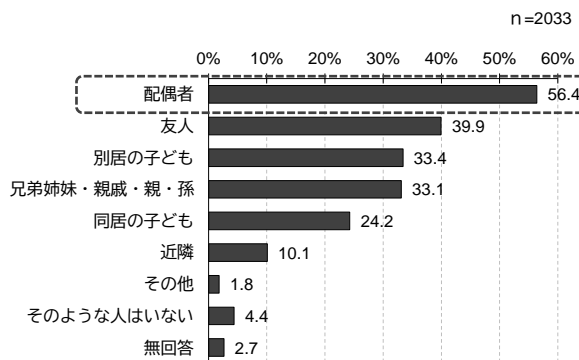
○心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人・聞いてあげる人(複数回答)

あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人では、「配偶者」が56.4%と最も多く、次いで「友人」が39.9%、「別居の子ども」が33.4%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が33.1%、「同居の子ども」が24.2%となっています。

あなたが心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人では、「配偶者」が53.8%と最も多く、次いで「友人」が41.4%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が35.2%、「別居の子ども」が31.4%、「同居の子ども」が21.3%となっています。

心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人

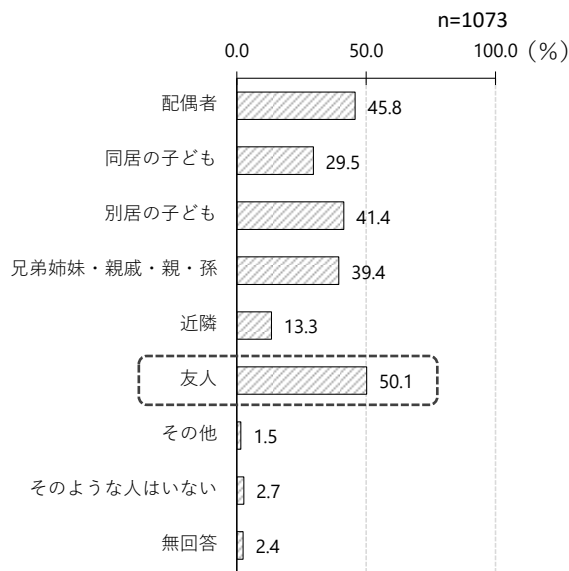
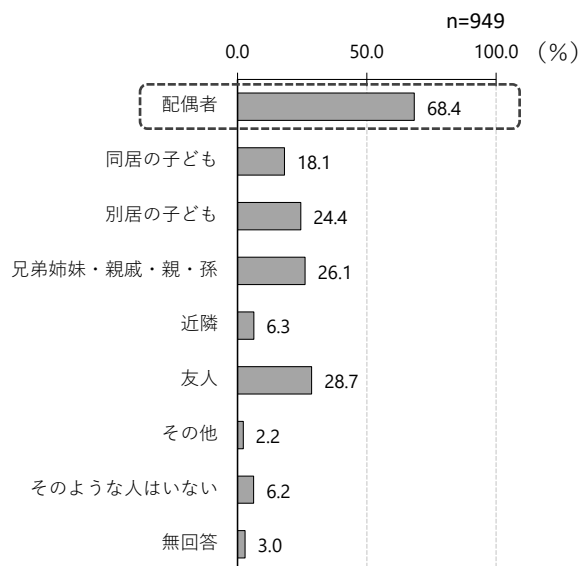
心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人



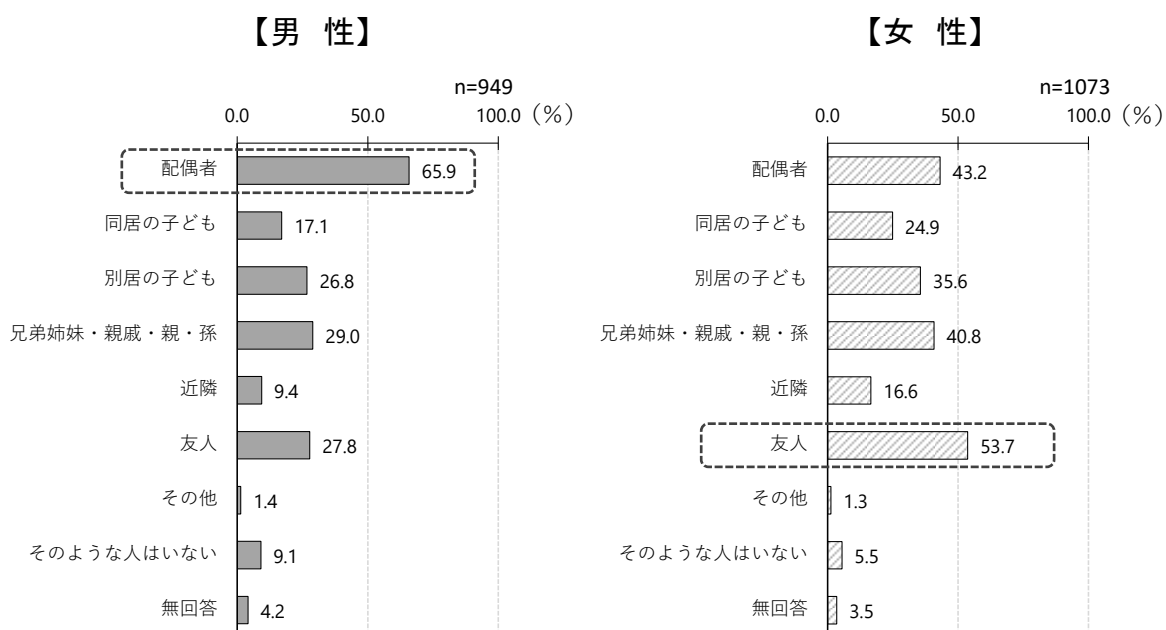
心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人の属性(男女別)

【男性】

【女性】

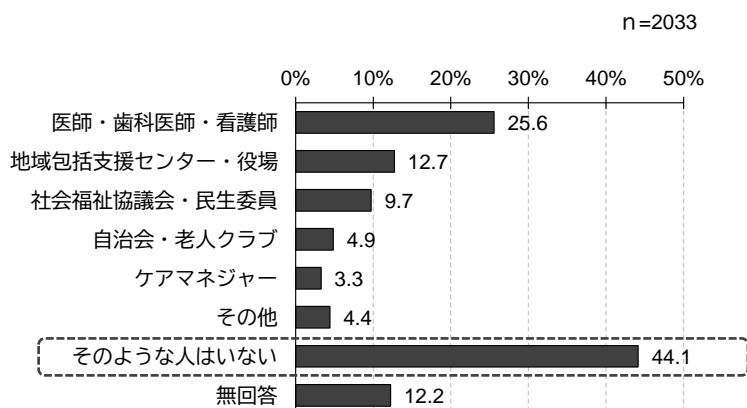


心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人の属性(男女別)



○家族や親戚・友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手(複数回答)

「医師・歯科医師・看護師」が25.6%、「地域包括支援センター・役場」が12.7%、「社会福祉協議会・民生委員」が9.7%、「自治会・老人クラブ」が4.9%となっています。また、「そのような人はいない」が44.1%と最も多くなっています。

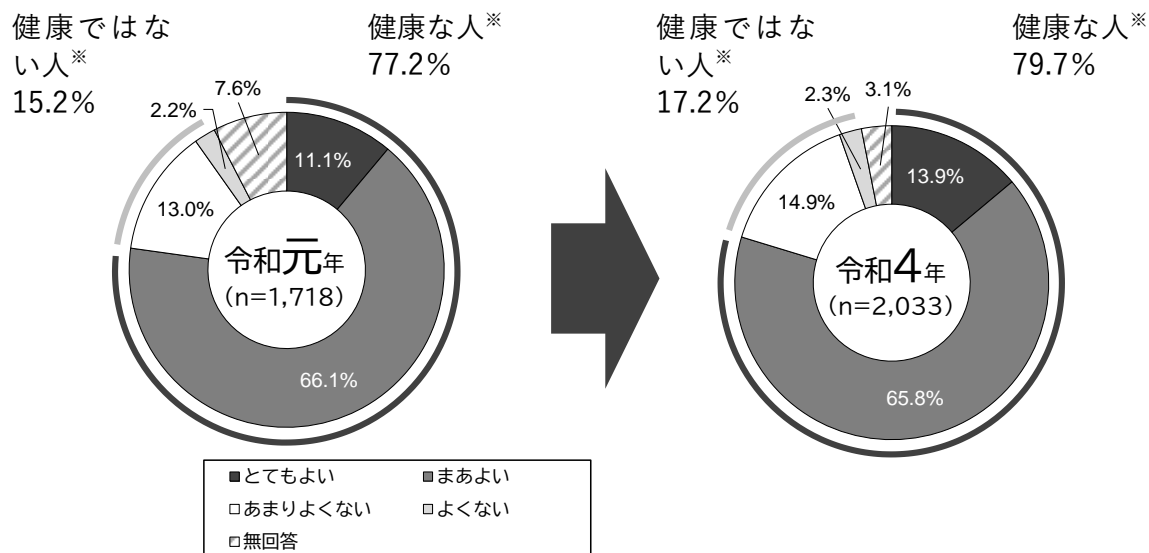


○現在の健康状態について

「まあよい」が 65.8%と最も多く、次いで「あまりよくない」が 14.9%、「とてもよい」が 13.9%、「よくない」が 2.3%となっています。

今回調査と前回調査を比較して、『健康な人』の割合に大きな差は見られません。

今回調査(令和4年10月)結果と前回調査(令和元年12月)結果の比較



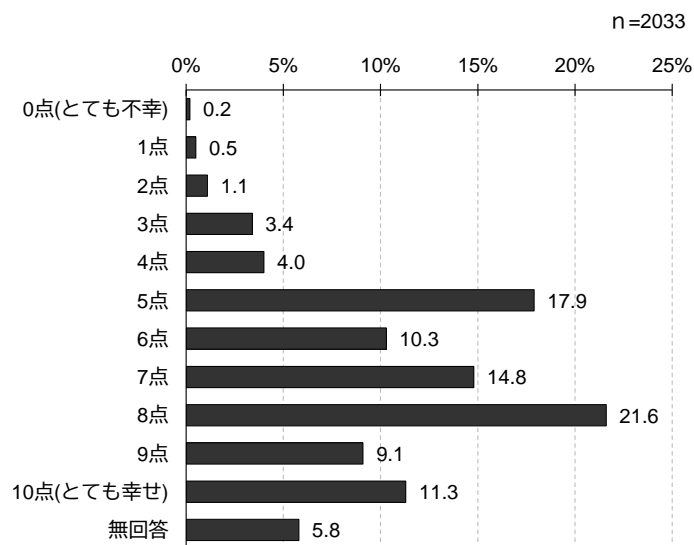
※健康な人 = 「とてもよい」または「まあよい」と回答した人の合計

※健康ではない人 = 「あまりよくない」または「よくない」と回答した人の合計

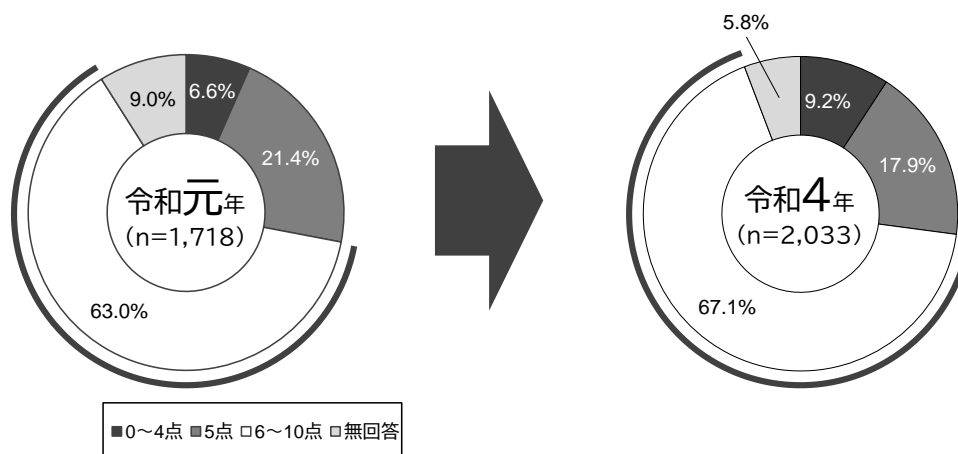
○幸せと感じる度合いについて(「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点)

「8点」が21.6%と最も多く、次いで「5点」が17.9%、「7点」が14.8%、「10点(とても幸せ)」が11.3%、「6点」が10.3%となっています。また、0~4点を回答した人を合わせた割合は9.2%、6~10点を回答した人を合わせた割合は67.1%となっています。

今回調査と前回調査を比較して、0~4点を回答した人を合わせた割合と、6~10点を回答した人を合わせた割合を見ても、大きな差はありません。



今回調査(令和4年10月)結果と前回調査(令和元年12月)結果の比較



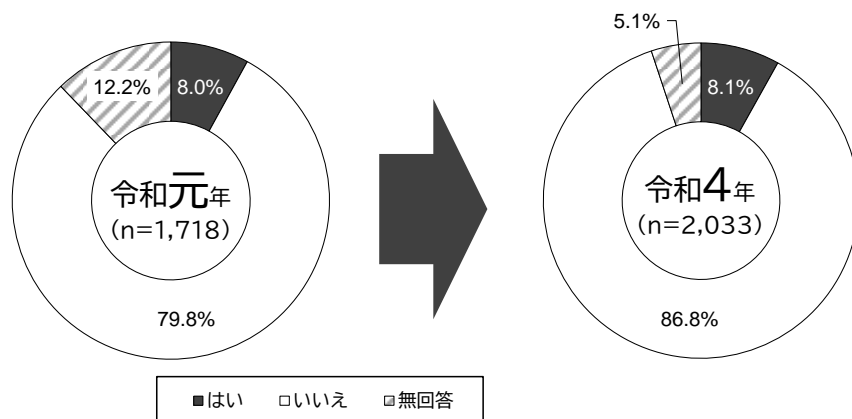
※0~4点 = 「0点」、「1点」、「2点」、「3点」、「4点」と回答した人の合計
 ※6~10点 = 「6点」、「7点」、「8点」、「9点」、「10点」と回答した人の合計

○認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人について

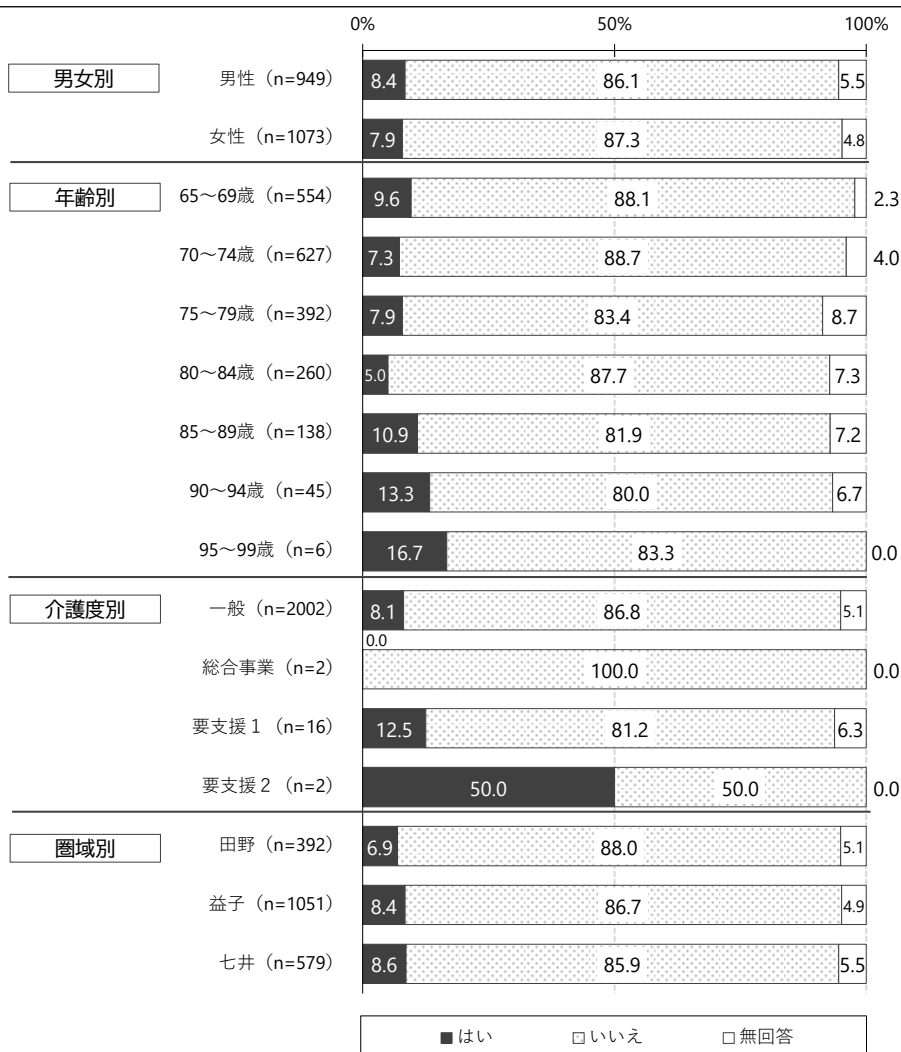
「はい」が8.1%で、前回調査（8.0%）と比べても大きな差は見られません。

年齢別では、「はい」の割合は、高齢になるほど高くなる傾向がうかがえ、85～89歳以上で1割を超えています。また、65～69歳が9.6%でその他の年齢と比べてやや高いのは、介護者として認知症のある人を介護している方の割合が影響していると考えられます。

今回調査(令和4年10月)結果と前回調査(令和元年12月)結果の比較



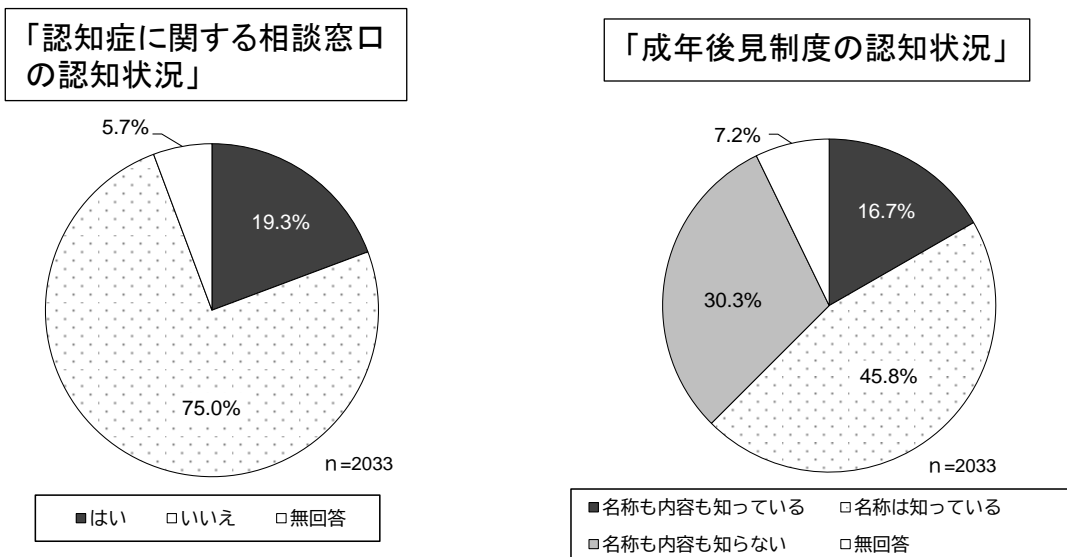
自身や家族に認知症の症状がある人の属性別グラフ



○認知症に関する相談窓口、成年後見制度の認知状況

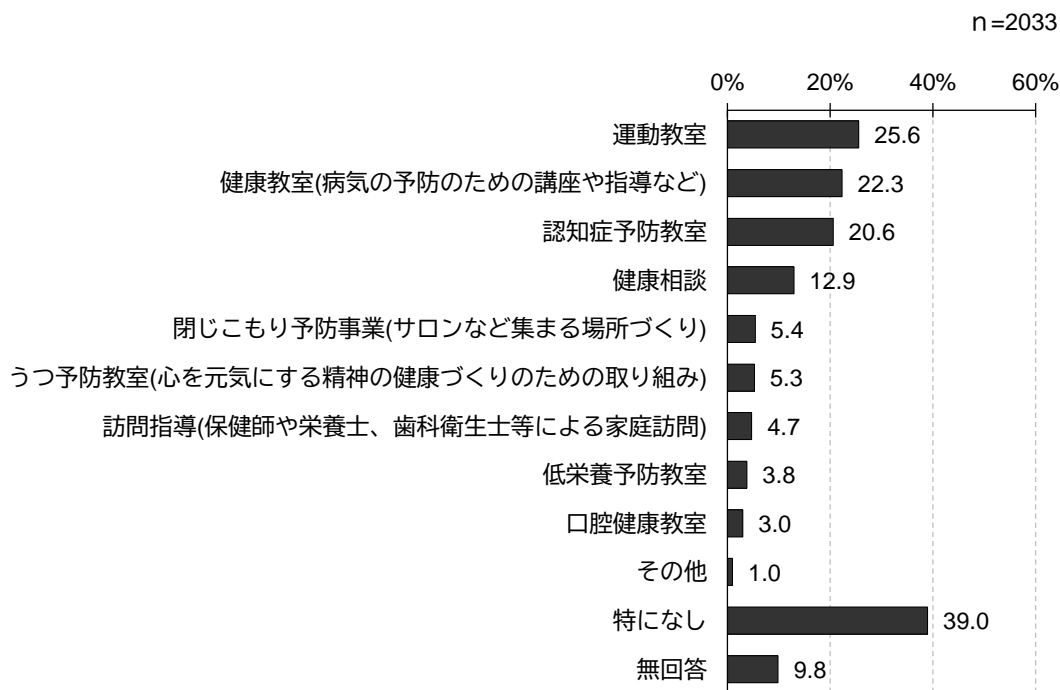
認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「はい」が19.3%、「いいえ」が75.0%となっています。

成年後見制度を知っているかについて、「名称は知っている」が45.8%と最も多く、次いで「名称も内容も知らない」が30.3%、「名称も内容も知っている」が16.7%となっています。



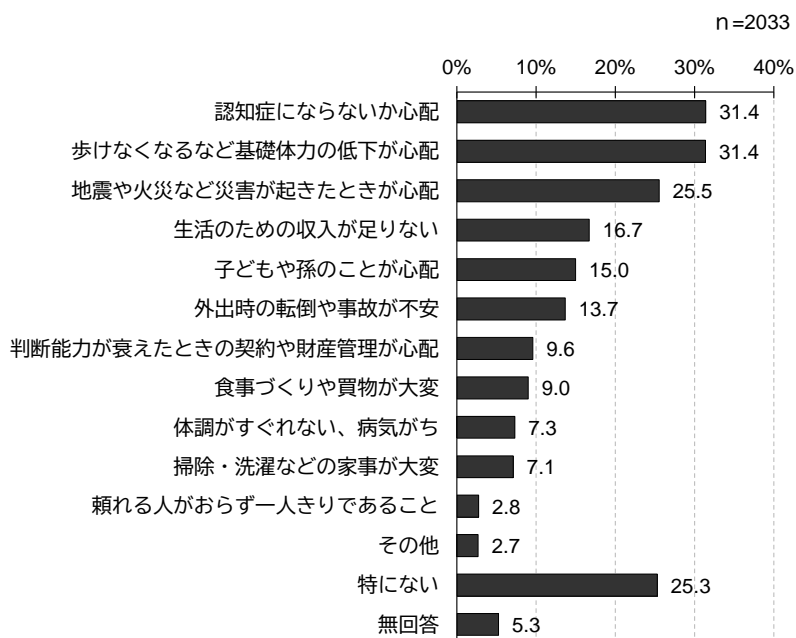
○介護予防事業(教室や講座など)のうち、利用したいもの(複数回答)

「運動教室」が25.6%、「健康教室(病気の予防のための講座や指導など)」が22.3%、「認知症予防教室」が20.6%、「健康相談」が12.9%となっています。また、「特になし」が39.0%と最も多くなっています。



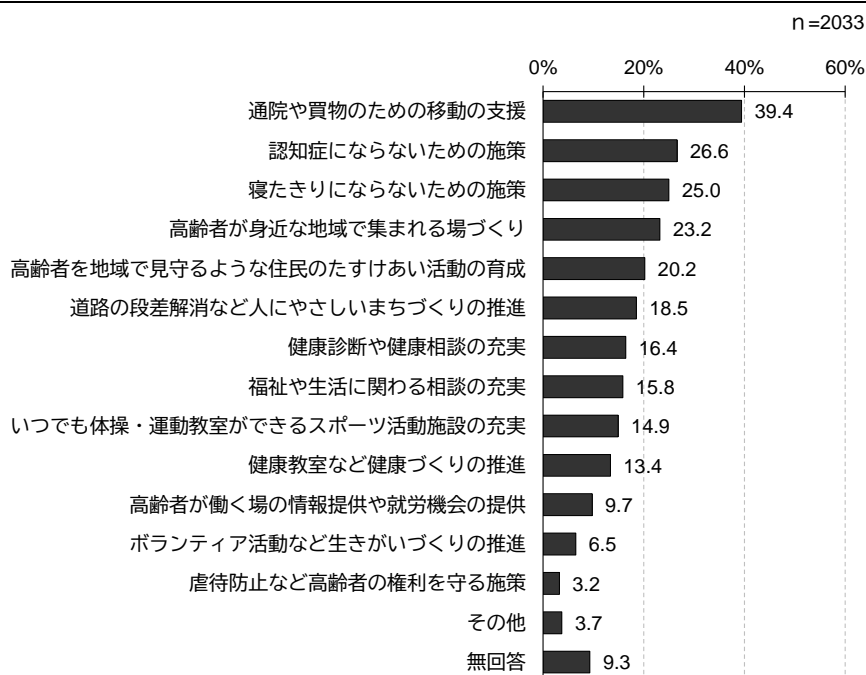
○日常生活の不安、悩み、心配事について(複数回答)

「認知症にならないか心配」と「歩けなくなるなど基礎体力の低下が心配」がそれぞれ 31.4%で最も多く、次いで「地震や火災など災害が起きたときが心配」が 25.5%、「生活のための収入が足りない」が 16.7%となっています。また、「特にない」が 25.3%となっています。



○今後、力を入れてほしい高齢者施策について(複数回答)

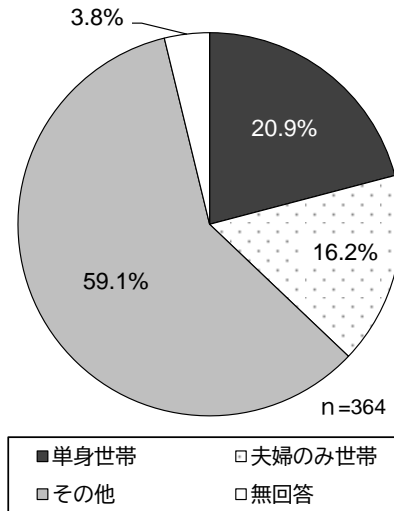
「通院や買物のための移動の支援」が 39.4%と最も多く、次いで「認知症にならないための施策」が 26.6%、「寝たきりにならないための施策」が 25.0%、「高齢者が身近な地域で集まれる場づくり」が 23.2%、「高齢者を地域で見守るような住民のたすけあい活動の育成」が 20.2%となっています。



B 在宅介護実態調査結果

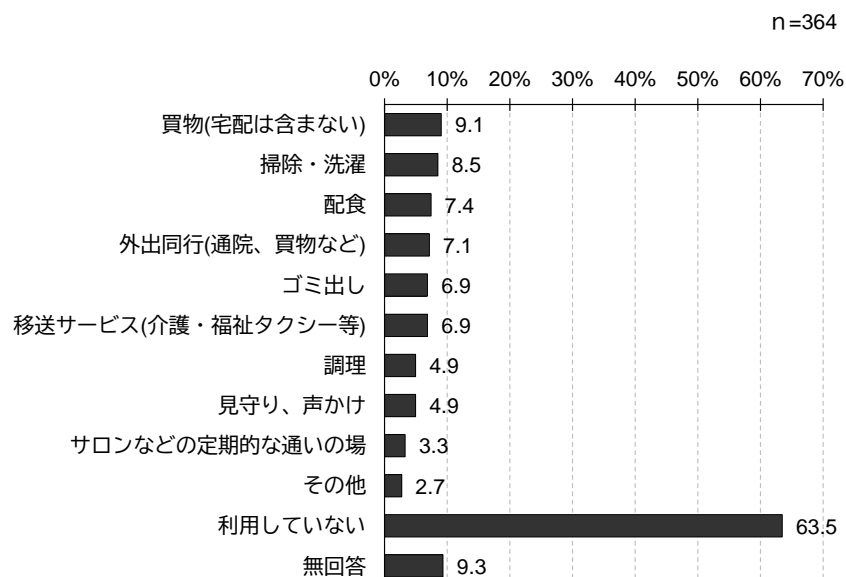
○世帯類型

「その他」が59.1%と最も多く、次いで「単身世帯」が20.9%、「夫婦のみ世帯」が16.2%となっています。



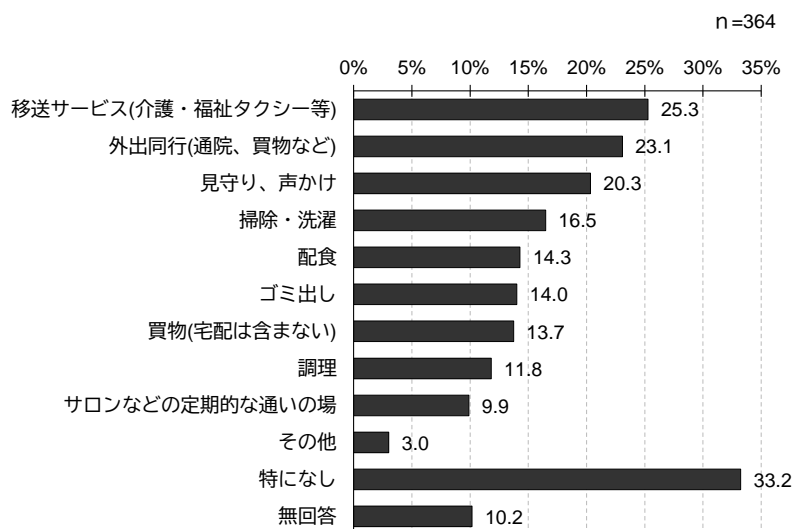
○現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて(複数回答)

「買物(宅配は含まない)」が9.1%、「掃除・洗濯」が8.5%、「配食」が7.4%、「外出同行(通院、買物など)」が7.1%となっています。また、「利用していない」が63.5%と最も多くなっています。



○今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について(複数回答)

「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が 25.3%、「外出同行(通院、買物など)」が 23.1%、「見守り、声かけ」が 20.3%、「掃除・洗濯」が 16.5%となっています。また、「特になし」が 33.2%と最も多くなっています。

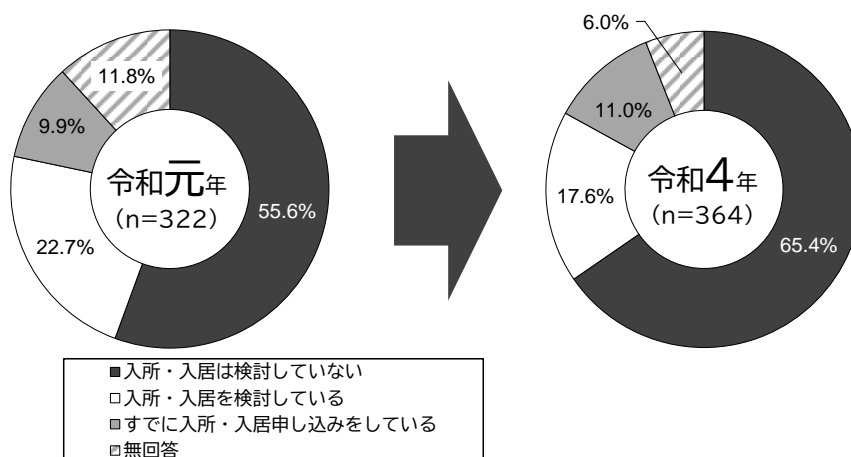


○施設等への入所・入居の検討状況について

「入所・入居は検討していない」が 65.4%と最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が 17.6%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が 11.0%となっています。

今回調査と前回調査を比較して、「入所・入居は検討していない」の割合を見ると、今回調査が 65.4%で前回調査の 55.6%から 9.8 ポイント増加しています。また、「入所・入居を検討している」の割合を見ると、今回調査が 17.6%で前回調査の 22.7%から 5.1 ポイント減少しています。

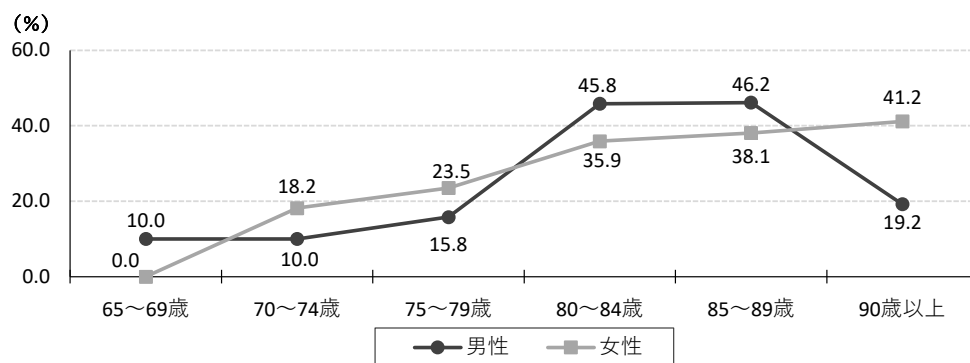
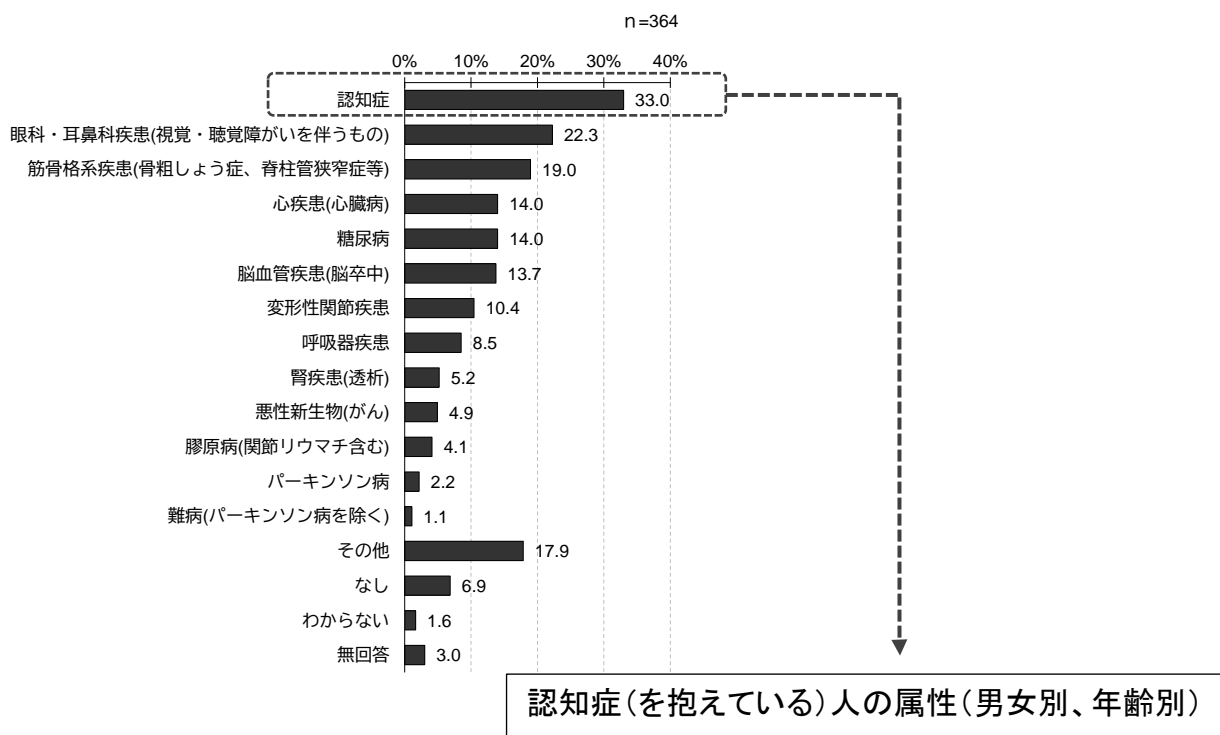
今回調査(令和4年 10 月)結果と前回調査(令和元年 12 月)結果の比較



○現在抱えている傷病について(複数回答)

「認知症」が33.0%と最も多く、次いで「眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障がいを伴うもの)」が22.3%、「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」が19.0%、「心疾患(心臓病)」と「糖尿病」がそれぞれ14.0%となっています。また、「その他」が17.9%となっています。

「認知症」と回答した人を男女別、年齢別で見ると、女性では高齢になるにつれて、増加する傾向で、男性は80歳代が特に高い割合となっています。

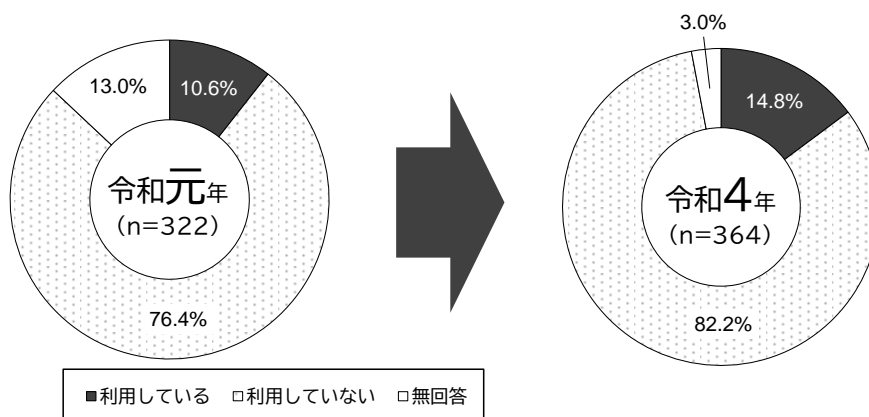


【実数】	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上
男性(人)	1	2	3	11	12	5
女性(人)	0	2	4	14	24	42

○訪問診療の利用状況

「利用している」が14.8%で、前回調査（10.6%）から4.2ポイント増加しています。

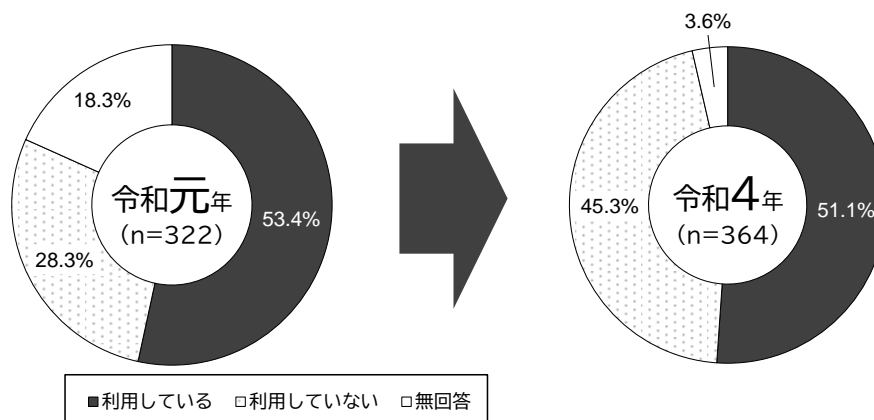
今回調査(令和4年10月)結果と前回調査(令和元年12月)結果の比較



○介護保険サービス(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外)の利用状況

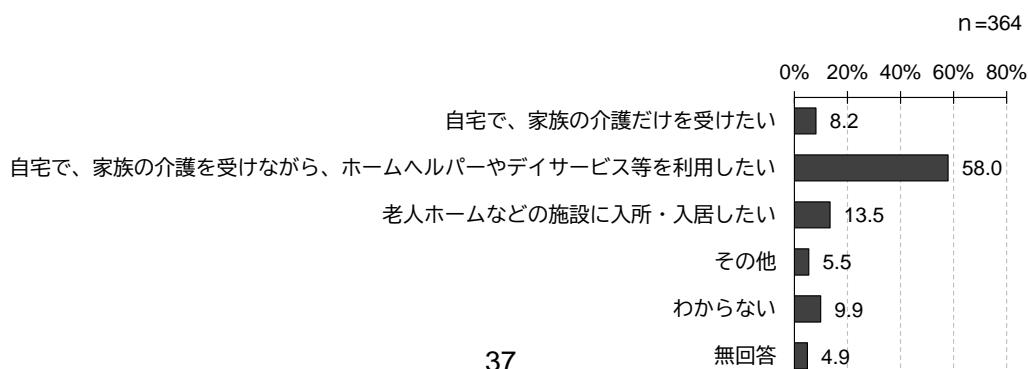
「利用している」が51.1%で、前回調査（53.4%）と比べても大きな差は見られません。

今回調査(令和4年10月)結果と前回調査(令和元年12月)結果の比較



○今後、受けたいと思う介護方法

「自宅で、家族の介護を受けながら、ホームヘルパーやデイサービス等を利用したい」が58.0%と最も多く、次いで「老人ホームなどの施設に入所・入居したい」が13.5%となっています。

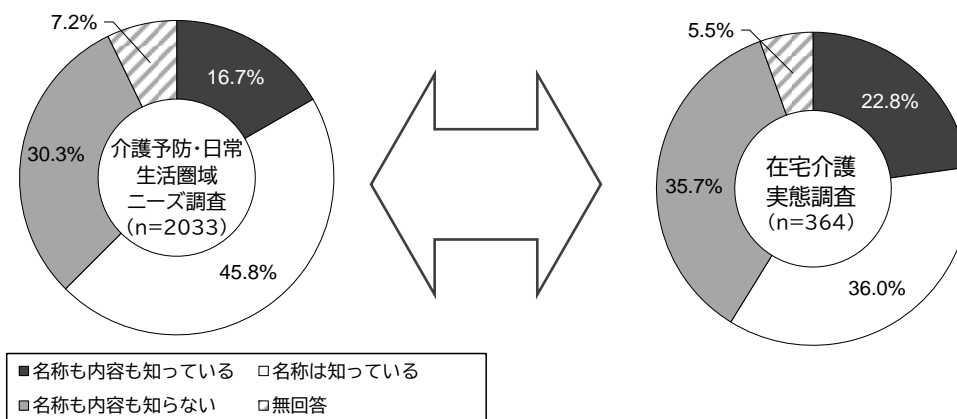


○成年後見制度の認知状況

「名称は知っている」が36.0%と最も多く、次いで「名称も内容も知らない」が35.7%、「名称も内容も知っている」が22.8%となっています。

在宅介護実態調査と介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を比較して、「名称も内容も知っている」の割合を見ると、在宅介護実態調査が22.8%で介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の16.7%より6.1ポイント高くなっています。

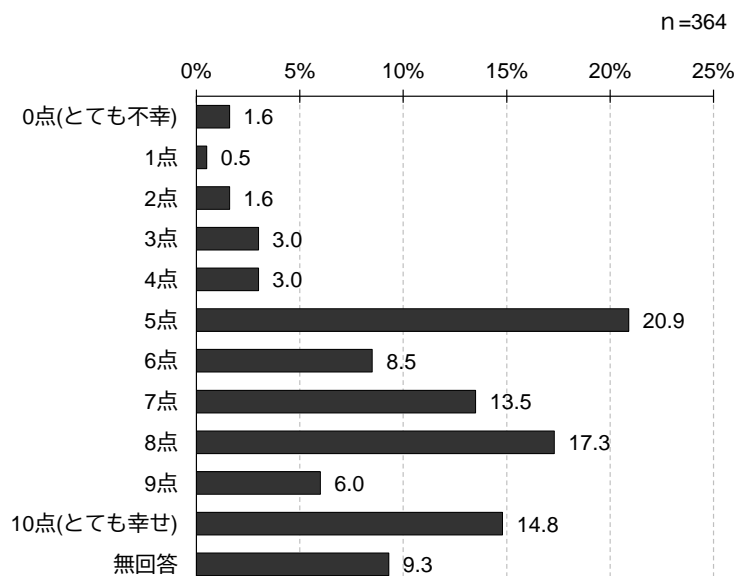
在宅介護実態調査結果と介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の比較



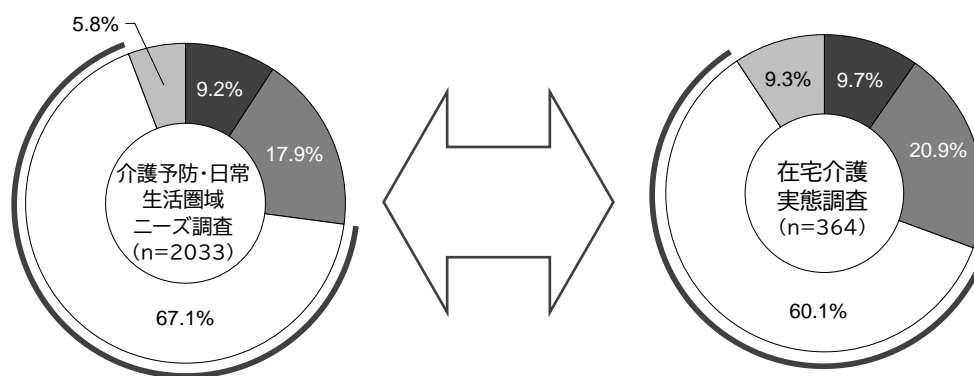
○幸せを感じる度合い(「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点)

「5点」が20.9%と最も多く、次いで「8点」が17.3%、「10点(とても幸せ)」が14.8%、「7点」が13.5%、「6点」が8.5%となっています。

在宅介護実態調査と介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を比較して、「0~4点」と「5点」では、大きな差は見られません。また、「6~10点」では、在宅介護実態調査が60.1%で介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の67.1%から7ポイント減少しています。



在宅介護実態調査結果と介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の比較



■ 0~4点 ■ 5点 □ 6~10点 □ 無回答

※0~4点 = 「0点」、「1点」、「2点」、「3点」、「4点」と回答した人の合計

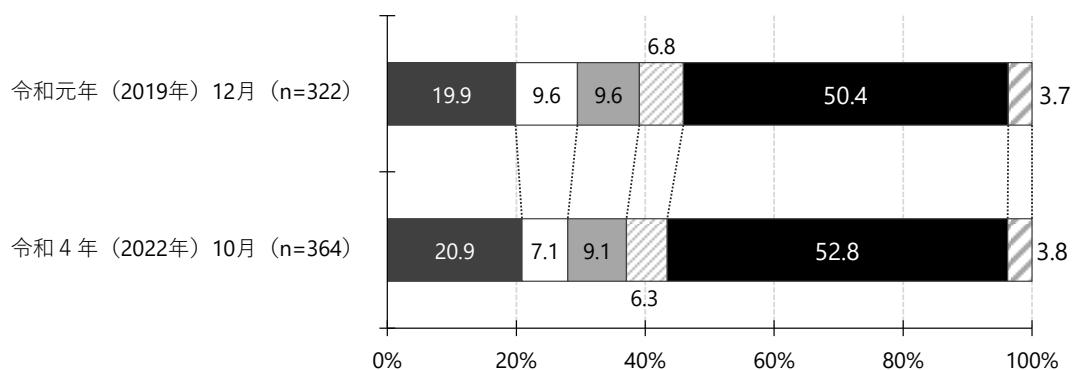
※6~10点 = 「6点」、「7点」、「8点」、「9点」、「10点」と回答した人の合計

○家族や親族からの介護頻度(同居していない子どもや親族等からの介護を含む)

「ほぼ毎日ある」が 52.8%と最も多く、次いで「ない」が 20.9%、「週に1~2日ある」が 9.1%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」が 7.1%、「週に3~4日ある」が 6.3%となっています。

今回調査と前回調査を比較して、「(家族や親族の方からの介護が) ほぼ毎日ある」をはじめ、その他の項目でも大きな差は見られません。

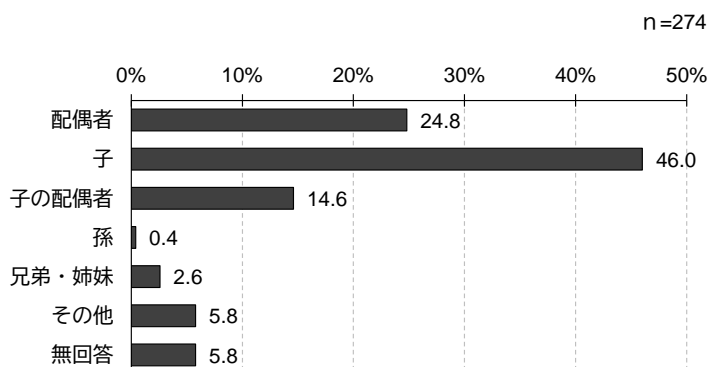
今回調査(令和4年10月)結果と前回調査(令和元年12月)結果の比較



■ ない
□ 家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない
■ 週に1~2日ある
■ 週に3~4日ある
■ ほぼ毎日ある
□ 無回答

○主な介護者の方(主に介護している方)

「子」が46.0%と最も多く、次いで「配偶者」が24.8%、「子の配偶者」が14.6%となっています。



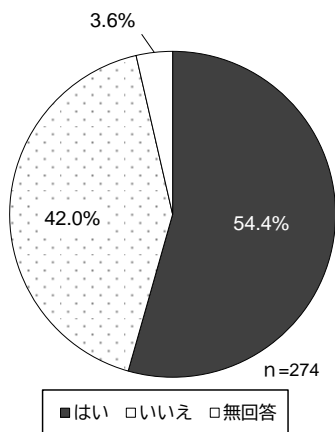
○主な介護者の方の介護状況について

介護を1人で担っているかについて、「はい」が54.4%となっています。

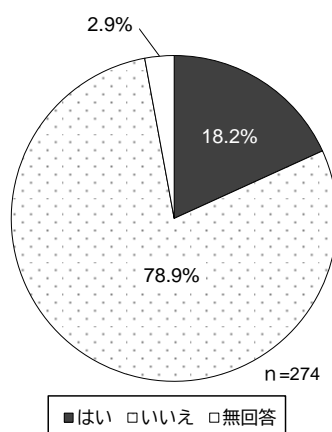
複数の高齢者を介護しているかについて、「はい」が18.2%となっています。

子どもや孫の育児をしながら介護をしているかについて、「はい」が15.0%となっています。

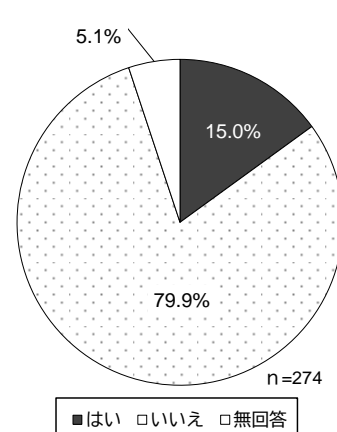
介護を1人で担っているか



複数の高齢者を介護しているか

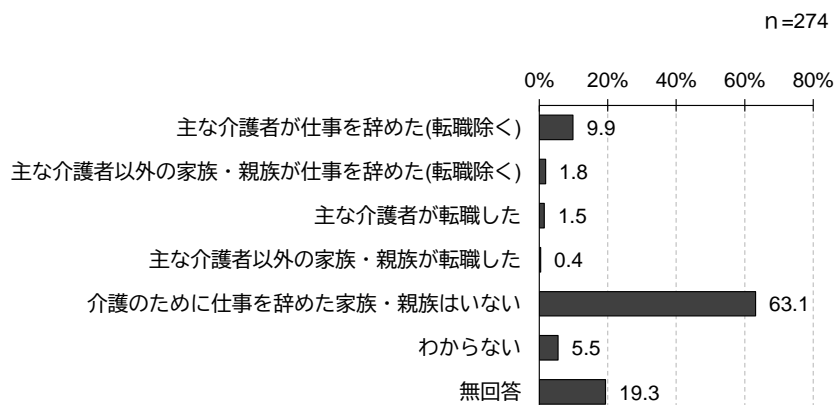


子どもや孫の育児をしながら介護をしているか



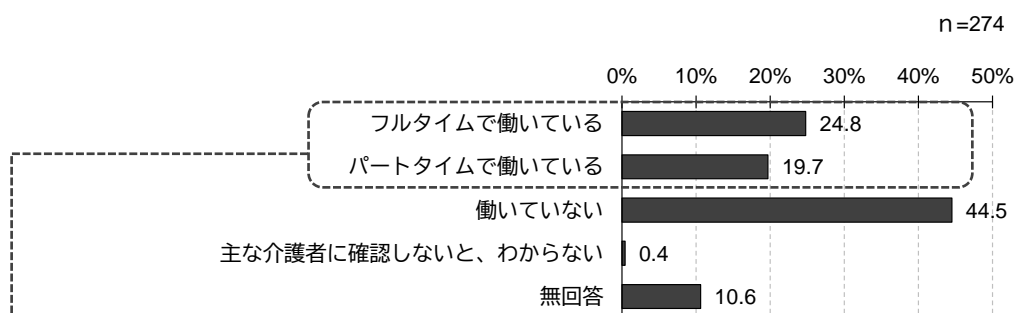
○介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた家族や親族について(複数回答)

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が63.1%と最も多くなっています。



○主な介護者の現在の勤務形態について

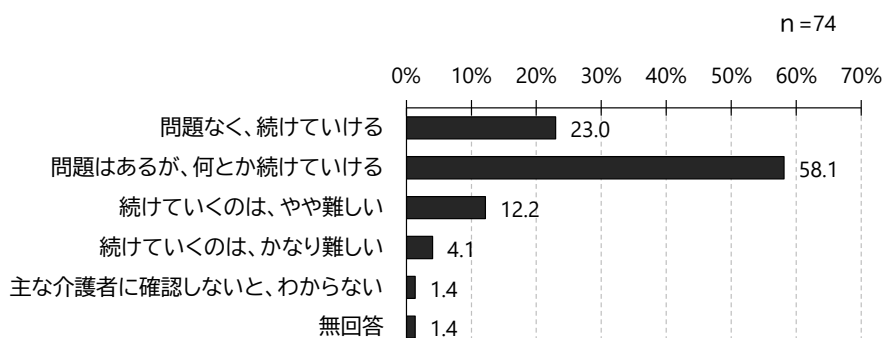
「働いていない」が44.5%と最も多く、次いで「フルタイムで働いている」が24.8%、「パートタイムで働いている」が19.7%となっています。



▼上の問で「フルタイムで働いている」、「パートタイムで働いている」と回答した方と回答した方への質問

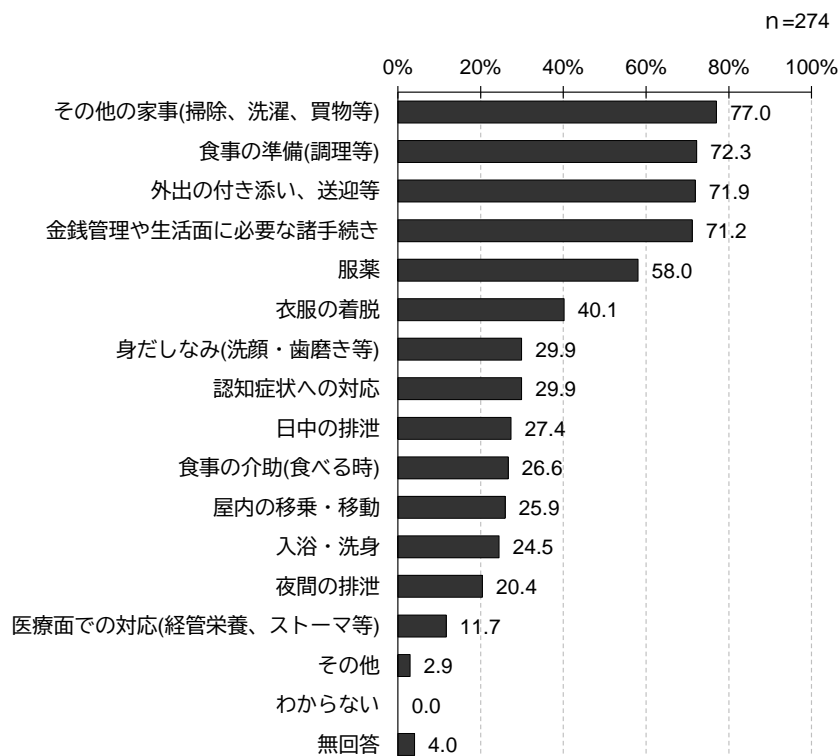
○今後も働きながら介護を続けていけるか

「問題はあるが、何とか続けていける」が58.1%と最も多く、次いで「問題なく、続けていける」が23.0%、「続けていくのは、やや難しい」が12.2%、「続けていくのは、かなり難しい」が4.1%となっています。



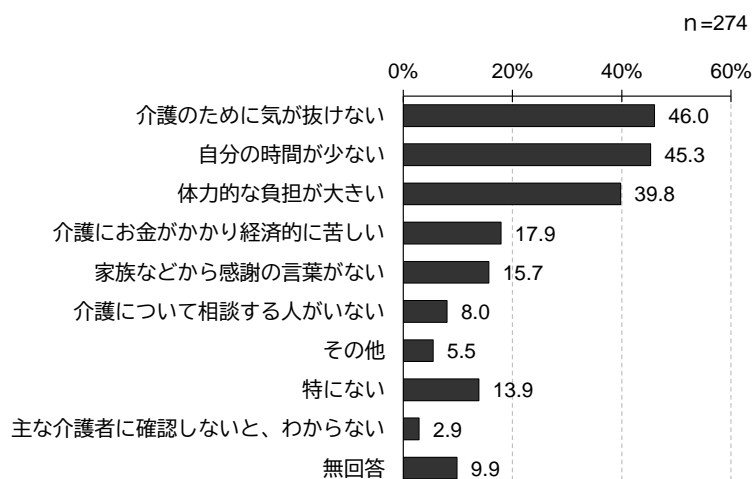
○現在、主な介護者が行っている介護等について(複数回答)

「その他の家事(掃除、洗濯、買物等)」が77.0%と最も多く、次いで「食事の準備(調理等)」が72.3%、「外出の付き添い、送迎等」が71.9%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が71.2%、「服薬」が58.0%となっています。



○主な介護者が介護をしていて苦勞を感じること(複数回答)

「介護のために気が抜けない」が46.0%と最も多く、次いで「自分の時間が少ない」が45.3%、「体力的な負担が大きい」が39.8%、「介護にお金がかかり経済的に苦しい」が17.9%となっています。また、「特にない」が13.9%となっています。



第3節 現状と傾向、課題のまとめ

1. 進行する高齢化、健康づくり、幸せづくりのさらなる増進が必要

本町の総人口は減少傾向にあるものの、年齢構成別に見ると後期高齢者（75歳以上）では増加率が顕著で、令和8年（2026年）には前期高齢者（65～74歳）を上回り、その後も増加傾向を維持し続け、令和22年（2040年）には町民の約4人に1人（27.7%）が後期高齢者となる予測です。

また、高齢者（65歳以上）全体を見ると、令和2年（2020年）年には総人口に占める割合は30.2%ですが、令和22年（2040年）には44.6%となり、町民の半数近くが高齢者となる見込みです。

一方、本町の要支援・要介護認定率は全国的に低く、県内でも最も低い状況です。アンケート調査結果を見ても、町内の高齢者のうち8割弱が健康であると感じ、7割弱が幸せと感じる割合が高く、多くの高齢者が暮らしに充実感をもっていることがわかります。

今後、2040年問題を見据え、全国的にも低い要支援・要介護認定率を維持するためにも、前期高齢者（65～74歳）の介護予防の意識と参加を進め、後期高齢者（75歳以上）も引き続き健康であり続けられるよう健康づくり、幸せづくりにつながる取り組みを増進させていくことが重要です。

2. 支援が必要な高齢者に支援が届く体制づくりが必要

町内のひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯は増加傾向にあり、認知症を発症するリスクが高まる年齢層の後期高齢者（75歳以上）は今後も増え続ける予測です。

そのため、地域での孤立化や家庭内だけで悩みや不安を抱えてしまい、つらい思いをする高齢者をなくすためにも、身近な相談支援の充実が求められます。

アンケート調査結果から、特に、男性は相談相手や頼れる相手として配偶者が多い傾向にあるため、日頃から交流の機会や相談相手を増やしていくことも様々なリスク回避につながる重要な取り組みです。

また、高齢者の方が日常生活の中で不安に感じていることとして、認知症にならないかが最も多い一方で、認知症に関する相談窓口や成年後見制度の認知状況が2割未満と低いことから、これらの取り組みの周知の徹底や認知症対策への取り組みの拡充が求められます。

こうした、日常的に身近な支援を必要とする高齢者の方々に、適切な支援が滞りなく届けられるよう、様々な悩みや不安を聞き、地域や専門機関へつなげる総合的な相談支援体制の充実が求められます。

3. これからも安心して過ごしていける環境づくりが重要

新型コロナウイルス感染症流行の影響により、外出を控えたり、外出の機会を失ってしまった高齢者は多いと推察されます。

アンケート調査結果では、外出を控える人の割合が高くなっており、介護予防の取り組みや活動、交流、近所の散歩や買物などの頻度が減ることで、健康面の悪化や要介護の重度化が懸念されます。今後、感染症拡大・災害等緊急時の対策について、地域活動団体や事業所等とも連携して強化・推進していく必要があります。

また、本町の在宅で介護を受けている高齢者の6割以上が施設等への入居・入所を検討しておらず、“自宅で”介護を受けながら過ごしたいと考えていることから、引き続き地域で健やかに暮らしていくための方策が求められます。

自宅で介護を受けながら生活していくためには、特に、介護者の負担軽減が必要となりますが、現時点では、介護者の9割が介護による離職はなく、およそ半数がフルタイムもしくはパートタイムで働いており、そのうち15%以上が仕事と介護の両立が困難であると感じています。さらに、複数の高齢者を介護していたり、子どもや孫の育児をしながら介護をしている方も1割程度いることから、こうした介護者に対して、その家庭にとって適切な支援が届くよう体制を強化していく必要があります。

そのためには、これまで令和7年（2025年）を目標に取り組んできた、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進、そして機能強化に向けた体制づくりの検討を行い、医療と地域をより密接につないでいく必要があります。

4. 介護者の負担軽減と地域で暮らし続けるためのサービス提供量の検討

本町の要支援・要介護認定率は減少傾向で推移しており、令和5年（2023年）時点で12.5%と近隣市町や県、さらには全国の市区町村と比べても低いことから、介護を必要としない健康で元気な高齢者が多くいることがうかがえます。

また、認定状況を軽度認定率（要支援1～要介護2）と重度認定率（要介護3以上）に分けて見ても、重度認定者（要介護3～5）の割合は全国や県と比べるとわずかに高いものの、近隣市町と比べると比較的低い傾向にあります。加えて、施設、居宅、在宅サービスの受給率が低く、現時点では元気な前期高齢者（65～74歳）が多いためであると考えられますが、今後、後期高齢者（75歳以上）が増加していく予測を考えると、在宅サービスを段階的に充実させていくことも視野に入れた介護保険サービス提供を検討していく必要性が考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的な視点

1. 中長期的な視点による取り組みの検討

前述のとおり、我が国の高齢福祉における大きな節目として、「2025年問題」と「2040年問題」があります。

2025年問題に向けては、これまで地域包括ケアシステムの構築、深化、推進により地域と連携して取り組んできました。しかし、2040年問題に対しては、特に介護人材の不足が深刻な問題となっており、介護人材の発掘、育成に向けた取り組みが重要であるとされています。また、同時に、元気で健康な高齢者をさらに増やし、社会や地域の担い手として活躍できるよう介護予防や健康づくり、生きがいづくりに注力していくことも重要です。

本町の認定率は令和5年（2023年）7月時点で12.5%であり、全国的に見ても低く、県内でも最も低い状況です。

その背景には、健康で元気な高齢者が多くいることが考えられますが、今後、令和22年（2040年）には人口の約半数が高齢者になること、そのうち6割以上が後期高齢者となる見込みから、認定率は総じて高まっていくことが予測されます。

本町の「介護を必要としない健康で元気な高齢者が多い」という特徴を今後もいかしていくことが、中長期的な視点による取り組みとして重要であることから、本町の高齢者が元気な秘訣や地域特性について調査、研究を進め、強みをより高める取り組みを検討していく必要があります。

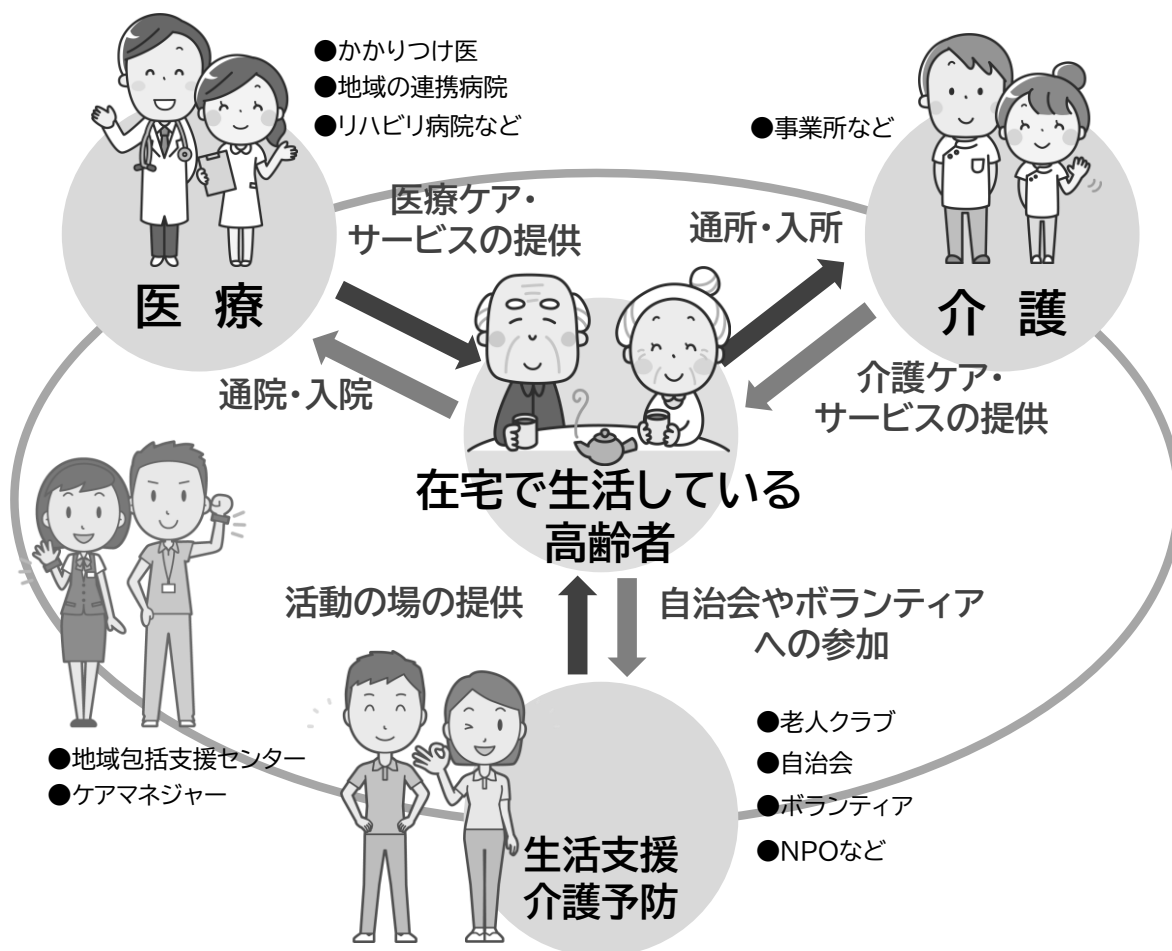
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進・機能拡充

地域包括ケアシステムとは、令和7年（2025年）に多くの団塊の世代が一斉に75歳以上となり、介護を必要とする高齢者が全国的に増加するという予測から、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

第9期となる本計画の期間（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））には、地域包括ケアシステムによる一体的支援提供の目途としていた令和7年（2025年）を迎えることとなり、国が平成24年（2012年）の介護保険制度改正以降から進めてきた地域包括ケアシステムの構築及びその深化・推進により、地域及び関係機関との連携体制の充実、町民意識の醸成、取り組みの周知などが図られ、その役割・機能は効果を発揮しています。

今後、令和22年（2040年）には、本町の後期高齢者（75歳以上）は町の人口の約4分の1を超える27%まで増加する予測となっており、引き続き、地域包括支援センターの機能強化による関係機関との連携をはじめ、地域ケア会議の開催や生活支援協議体の活用などを推進する支援体制を確実に実行していくとともに、ますます重要になる地域包括ケアシステムの機能の拡充を図ります。

■地域包括ケアシステムの姿



【資料】厚生労働省の資料を基に作成

3. 日常生活圏域の設定

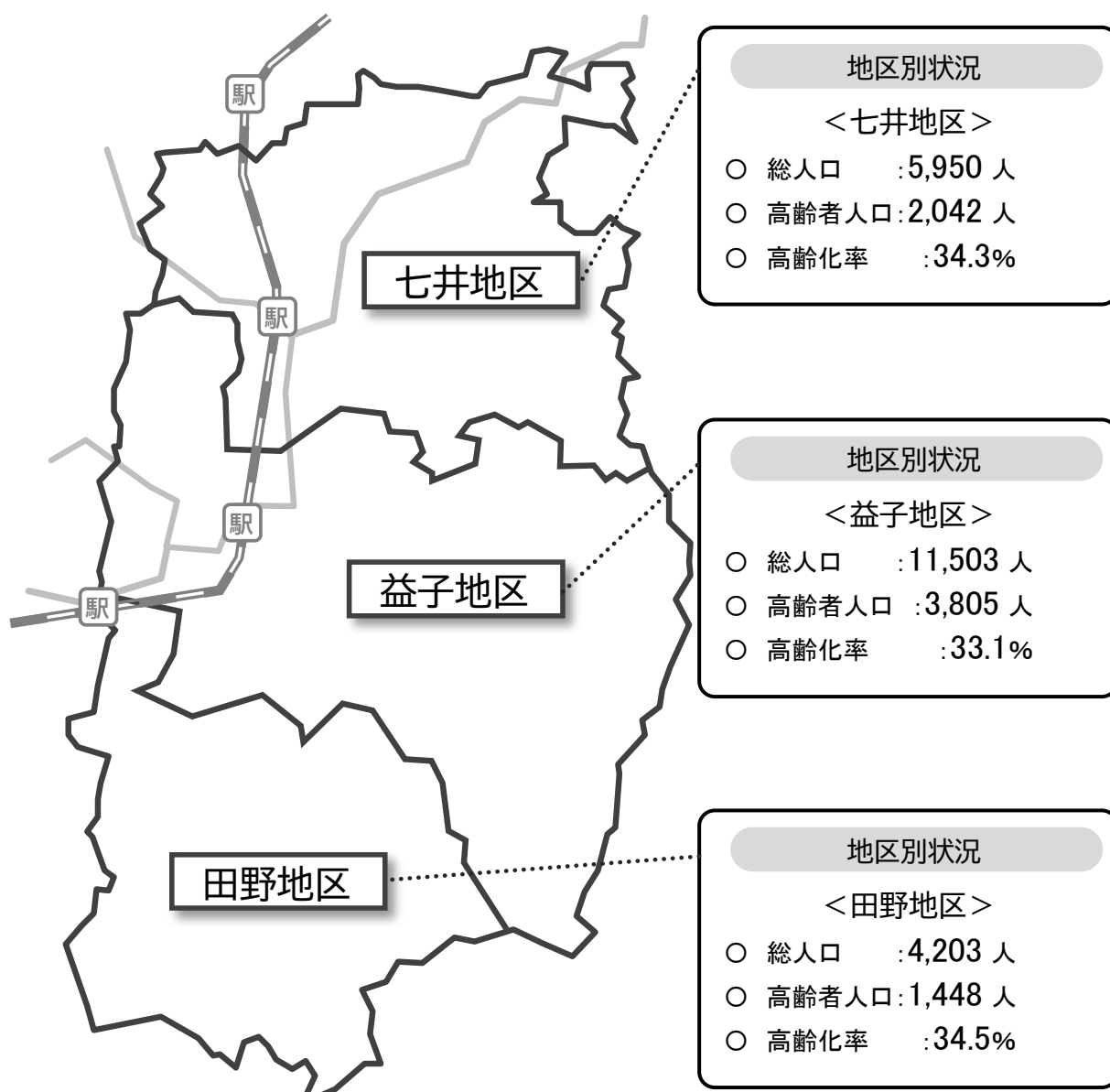
介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していけるよう、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、おおむね中学校区を目安とした、日常生活圏域を設定することが定められています。地域密着型サービス等の整備方針やサービス提供体制の構築については、この日常生活圏域を基本とします。

本町では第3期計画以降、田野・益子・七井に3分割した「日常生活圏域」を定めています。

設定は圏域の人口や面積だけでなく、住民の生活形態、地域づくりの活動など、地域の特性を踏まえ、自治会活動やコミュニティ活動なども考慮し、第9期計画においても同様に設定します。

また、今後、地域の特性や社会状況を踏まえ、必要に応じて見直していきます。

■日常生活圏域別の状況



【資料】住民基本台帳に基づく実績値（令和5年（2023年）10月1日時点）

第2節 基本理念

第8期計画で掲げていた基本理念「幸せな協働体（共同体）・ましこ ―町民が主役、地域が主体のまちづくり― 自助・互助・共助・公助」の考えを尊重しながら、町の上位計画や社会情勢、国の動向、町の現状や傾向、課題などを踏まえ、「第9期計画」の基本理念として「いつまでもいくつになっても元気なましこ ―みんなが幸せを感じる地域の暮らしづくり― 」とします。

いつまでもいくつになっても元気なましこ
―みんなが幸せを感じる地域の暮らしづくり―

「2040年問題」をはじめ、中長期的な高齢化問題に対して、益子町は介護を必要としない元気な高齢者がこれから先の未来にもたくさんいるまちを目指します。

そのために、誰もがいきいきと趣味や生きがい、仕事等に取り組み、町民同士の盛んな交流から育まれる様々な幸せがあふれる地域づくりに取り組んでいきます。

また、誰もが安全に安心して過ごし、困りごとや心配事も互いに相談できるような身近に支え合い、助け合える関係性づくり、人づくり、場づくりを通じた地域の暮らしづくりを推進します。

第3節 基本目標

「第9期計画」の基本理念として掲げる「いつまでもいくつになっても元気なまじこ ーみんなが幸せを感じる地域の暮らしづくりー」の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定します。

また、基本目標には、それぞれ分野ごとの施策を設け、総合的に高齢者福祉を推進します。

基本目標 1 将来を見据えた健康づくり、生きがいつくり

すべての町民が、いくつになっても健康であり続けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとした健康づくりをはじめ、保健サービスの充実や生活習慣病予防を通じて元気な高齢者を増やします。

また、趣味やスポーツなどの活動や活発な社会参加を推奨し、クラブ活動や様々な交流の機会を地域で支え、生きがいつくりにつなげます。

基本目標 2 すべての高齢者が幸せに暮らせる地域づくり

ひとり暮らしの高齢者も、高齢夫婦のみの世帯も、地域や身近な人たちと豊かな関係性を築き、手助けをし合える地域住民意識の醸成を図るとともに、様々な困りごとや不安なことなどがあっても、いざというときも安心できる体制づくりを推進します。

また、認知症高齢者とその家族が、地域で心安らかに暮らしていけるよう、認知症に関する知識や理解を広げることをはじめとした認知症施策の充実を図ります。

基本目標 3 地域包括ケアの充実による介護支援体制づくり

介護が必要になっても住み慣れた地域や自宅で過ごしたい気持ちを大切にするために、地域と介護サービス、医療が連携して取り組む地域包括ケアシステムを、地域包括支援センターが中心となって推進、強化します。

また、介護人材の確保や介護を提供する体制の充実を図ります。

基本目標 4 高齢者が安心・安全に暮らせる環境づくり

介護保険制度が適切に利用できるよう、様々な情報提供手段を設けて高齢者福祉に関する情報がすべての町民に届くよう努めます。また、高齢者福祉にかかわらず様々な悩みごとや困りごとにも対応できる重層的支援体制整備事業による相談支援体制の充実を図ります。

さらに、身近な生活支援体制の充実や防災・防犯・感染症対策などによる安全・安心なまちづくりを推進します。

第4節 施策の体系

基本理念	いつまでもいくつになっても元気なましろ —みんなが幸せを感じる地域の暮らしづくり—	
基本目標	基本施策	施策
1 将来を見据えた 健康づくり、 生きがいづくり	1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2)一般介護予防事業の推進
	2 成人保健サービス等の推進による健康づくりの推進	(1)健康づくり事業の推進 (2)益子町健康増進計画との連携
	3 地域活動や就業等による生きがいづくりの推進	(1)生きがいづくり (2)生涯学習の推進 (3)就業の促進
2 すべての高齢者が 幸せに暮らせる 地域づくり	1 認知症施策の推進	(1)認知症理解の普及促進と予防の推進 (2)認知症の人とその家族への支援体制の強化 (3)認知症バリアフリーの推進
	2 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進	(1)権利擁護の推進 (2)虐待防止の推進
	3 高齢者の住まいの安定的な確保	(1)高齢者の住まい確保の促進
3 地域包括ケアの 充実による介護 支援体制づくり	1 地域包括支援センターの機能強化	(1)地域包括支援センターの体制整備
	2 在宅医療・介護連携の推進	(1)在宅医療・介護連携の推進体制の整備
	3 介護者や家族への支援の充実	(1)介護者や家族等への負担軽減に向けた取り組み
4 高齢者が安心・ 安全に暮らせる 環境づくり	1 情報発信・相談支援体制の強化	(1)情報発信・取得手段の整備 (2)相談支援体制の充実
	2 生活支援体制の充実	(1)生活支援体制の整備 (2)生活支援サービスの充実
	3 高齢者が安心・安全に暮らせる環境づくり	(1)災害対策・感染症対策への取り組み (2)防犯対策・交通安全対策への取り組み

第4章 施策の展開

基本目標1 将来を見据えた健康づくり、生きがいづくり

基本施策1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業といいます。）とは、市区町村で行う地域支援事業の一つとして、地域の高齢者の方々を対象に、その方の状態や必要性に合わせた様々なサービスなどを提供する事業です。総合事業は、介護保険の要支援認定を受けた方及び基本チェックリストで事業対象者と認定された方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」で構成されます。

本町における介護予防・生活支援サービス事業は、介護予防訪問・通所介護相当サービスに加え、基準緩和型（サービスA）を実施しています。緩和型を実施することにより、サービスが受けやすくなるため、今後も基準緩和型の推進を図っていきます。

また、一般介護予防事業は65歳以上の方なら誰でも利用できるサービスで、町や住民が主体になった地域サロンの活動支援や、げんきDayクラブ等の介護予防教室等があります。

これら2つの事業により、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援を実施していきます。

施策(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

① 第1号訪問事業（訪問型サービス）

ア 介護予防訪問介護相当サービス

訪問介護員（ホームヘルパー）による身体介護や掃除・洗濯などの生活援助を行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防訪問介護相当 サービス利用者数	508人	438人	460人	487人	487人	487人

イ 訪問型サービスA

訪問介護相当サービスの人員基準を緩和し、身体介護を要しない利用者に対して生活援助のみを提供するサービスです。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問型サービスA 利用者数	2人	3人	3人	12人	12人	12人

② 第1号通所事業（通所型サービス）

ア 介護予防通所介護相当サービス

デイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防通所介護相当 サービス利用者数	1,114人	1,209人	1,282人	1,406人	1,521人	1,646人

イ 通所型サービスA

通所介護相当サービスの人員基準や設備基準等を緩和して提供するサービスです。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
通所型サービスA 利用者数	22人	22人	24人	24人	25人	27人

③ 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者や総合事業対象者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ケアプラン数	881人	871人	907人	944人	982人	1,022人

施策(2) 一般介護予防事業の推進

高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場や、心身の維持向上ができるような教室を実施し、人と人とのつながりを通じて、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりを進めることで、介護予防を推進します。また、住民主体の通いの場へ、専門職を派遣することで、継続して介護予防活動に参加できるように取り組みます。

① 介護予防把握事業

地域の関係機関や民生委員等との連携や地域の様々な活動から、閉じこもりなど、何らかの支援が必要な高齢者を早期に発見し、介護予防教室や住民主体の活動等につなぎます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する講座や介護予防教室を実施するとともに、介護予防に関する普及啓発を行います。具体的には、介護予防教室（げんき Day クラブ・認知症予防教室・運動教室）や、いきいきクラブ（老人クラブ）等への健康相談を行います。

事業を継続するとともに、参加の促進を図るための周知に力を入れていきます。

早い段階から介護予防に関心をもち、正しい知識を身につけ、日常的に予防活動が継続して実施できるような環境づくりを行います。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
実施回数	105 回	139 回	118 回	118 回	118 回	118 回
延べ参加人数	901 人	1,184 人	1,316 人	1,380 人	1,480 人	1,540 人
実人数	169 人	221 人	176 人	180 人	185 人	190 人

③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業を実施します。具体的には、サロンへの運営補助、新規開設や運営についての相談、介護予防教室の自主団体への支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
支援団体数	21 団体	22 団体	23 団体	25 団体	27 団体	29 団体
研修会開催数	0 回	0 回	1 回	1 回	1 回	1 回

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

身近な場所で継続して介護予防活動に参加できるよう住民主体の通いの場等へ、専門職等を派遣します。高齢者における様々な課題を検討する場においても、効果的な解決方法を見出すために専門職を活用します。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
派遣回数	2回	3回	3回	4回	5回	6回

基本施策2. 成人保健サービス等の推進による健康づくりの推進

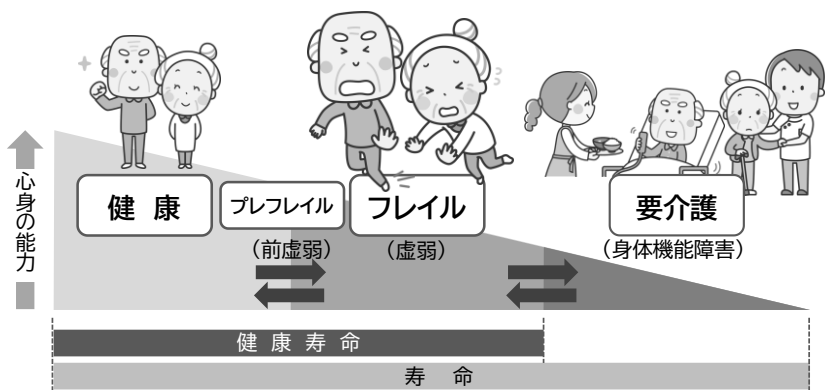
年齢を重ねても健康で、自立した暮らしを続けていくためには、高齢になる前から生活の中で自らの健康に関心をもち、より健全な生活習慣を身につけ、生活習慣病の予防・改善に努めることが大切です。

いつまでも元気で暮らしていくことができるよう、広く介護予防・健康づくりの重要性の啓発を行うとともに、加齢による心身の衰え（フレイル）の防止や生活習慣病の予防等の取り組みを行い、高齢者の介護予防・健康づくりを推進します。

● フレイルとは

フレイルとは、加齢とともに運動機能や認知機能の低下が見られる状態を指します。閉じこもりや社会的孤立などの原因になるとされており、高齢者が増えている現代社会において、早めの気づきや正しい治療・予防が重要であり、健康寿命の延伸や介護予防にとって、フレイル対策が大きな課題になっています。

フレイルの予防として、慢性疾患の適切な治療、慢性的な栄養不足の改善、筋力低下に対して無理のない運動療法などがあり、筋力をつけるため、良質なたんぱく質やビタミン類の摂取が必要になります。また、高齢者は免疫力が低下するため、感染症にかかりやすくなるため、早めのワクチン接種を行うことが大切です。



施策(1) 健康づくり事業の推進

高齢者一人ひとりが健康づくりの重要性を理解し、普段の生活習慣から改善していけるよう、保健師、栄養士などによる健康相談から健康教育まで健康づくりを身近に感じられる環境づくりを推進します。また、早期発見・早期対応が行えるよう健康管理に向けた各種取り組みを推進します。

① 健康相談

保健師、栄養士などが、個人の食生活や生活習慣などを考慮し、口腔環境をはじめとした心身の健康や栄養・食生活に関する指導・助言・相談を行う事業を実施し、疾病予防や重症化予防につなげていきます。

② 健康教育

保健師、栄養士などが、栄養、運動教室を実施し、疾病に対する知識の普及を行い、糖尿病等の生活習慣病の発症及び重症化予防を図っていきます。また、町民が自ら健康づくりに取り組み、健康の保持増進が図れるような健康教育を推進します。

③ 健康診査

「益子町特定健康診査等実施計画」に基づく特定健康診査のほか、後期高齢者健康診査、各種がん検診等を実施し、疾病の早期発見や健康についての意識の向上を図っていきます。

④ 訪問指導

心身の状況・生活環境等から保健指導が必要な人に対し、保健師等が自宅に訪問し、本人及び家族等に必要な指導を行い、健康の保持・増進を図ります。

⑤ 各種がん検診・肝炎検診

生活習慣病対策の一環として、がんの予防に対する町民の関心を高め、早期発見・早期治療の徹底を図るため、各種検診を実施します。

⑥ 成人歯科健康診査事業・口腔がん検診事業

むし歯や歯周病、口腔がん等の早期発見、早期治療を図るため歯科（健）検診を実施し、口腔の健康を増進します。

施策(2) 益子町健康増進計画との連携

「益子町健康増進計画」のもと、すべての町民が生涯を通じて健康に暮らせる地域づくりができるよう、健康づくりの機会の充実や情報の提供を推進し、疾病の予防を図るとともに、町民の健康に対する意識の高揚を図り、自主的な健康づくりを支援していきます。

● 益子町健康増進計画(第2期)について

益子町健康増進計画(第2期)は、「健康寿命」という目標に向かって健康づくりをみんなで進めていくための行動計画です。町民一人ひとりが健康について意識し、自分の生活スタイルの改善を通して健康増進と病気を予防し、自分の健康は自分で守るという考え方にのっとり主体的に健康づくりに取り組むことで、町民全体の健康の維持・向上を目指す事を目的としています。

基本理念

健康で生きがいをもって暮らせるまち
～目指そう健康長寿・高めよう生活の質～

基本施策3. 地域活動や就業等による生きがいつくりの推進

少子高齢化が急速に進展し生産年齢人口が減少する中、社会の活力を維持するために、すべての年代の人々がその特性・強みをいかし、社会や地域の担い手として活躍できるような環境づくりの検討や整備をしていくことが重要です。

高齢者による地域活動や、生涯学習、社会参加のため、多様な活動機会の提供を図っていく必要がありますが、特に、「役割をもった社会参加」や「生きがいつくり」は、介護予防の観点でも有効と考えられています。

いきいきクラブ活動や高齢者スポーツ活動等の取り組みを推進することで、健康寿命の延伸や地域における孤立の防止にもつながることから、積極的に機会づくり、場づくりにつなげます。

施策(1) 生きがいつくり

生きがいつくりは、日々の生活を豊かにする大切な取り組みの一つです。その人にあった趣味や活動、スポーツなどに楽しみを見だし、無理なく習慣的に取り組むことで心身の健康づくりに大きく影響し、ひいては健康寿命の延伸につながります。

また、そうした趣味等の取り組みを通じてたくさんの出会いや様々な価値観を得て、生きることの楽しさを感じることで幸福感の充実にもつながると考えます。そのため、町は地域で取り組まれている多くの活動が活性化するよう適切な支援を行います。

① いきいきクラブ（老人クラブ）活動への支援

いきいきクラブは、身近な仲間と支え合いながら、健康づくりや奉仕活動などの社会活動を推進し、明るい地域づくりや健康増進に努めています。しかし、全国的にいきいきクラブ数は減少傾向にあり、本町も徐々に活動団体の数が減っています。

高齢者が地域で交流し生きがいつくりにつながる重要な活動であることから、今後も活動への支援や相談などを引き続き行い、社会福祉協議会と連携し、いきいきクラブの継続を支援します。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
クラブ数	19 団体	16 団体	16 団体	16 団体	17 団体	17 団体

② 集いの場の推進

地域の身近な場所に通いの場を設置し、より幅広い層の高齢者が交流し、生きがいのある活動ができるよう、サロンの設立・運営や自主団体の支援を行います。

③ ボランティア活動等支援事業

活動場所や情報の提供、サポート用品の貸出し、研修会や講座を開催する等、ボランティア活動団体を支援することで、活動の活性化や推進を図ります。

④ 高齢者スポーツ活動の推進

いきいきクラブ連合会では、高齢者の健康増進のため、輪投げ、グラウンド・ゴルフ、ペタンクの各大会を年1回開催しています。また、本町でも高齢者の多様な趣味や生きがいつくりのため、益子町総合型スポーツクラブ（ましこチャレンジクラブ）を中心として、グラウンド・ゴルフ、筋力アップ体操、ストレッチポール体操、ウォーキング、ヨガ、ラージボール卓球、スポーツダンス、モルック等の活動への参加を勧めています。

これらの活動を通して、高齢者の誰もが安心して楽しみ、生涯にわたって継続的に取り組むことができるスポーツの充実を図っていきます。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
チャレンジクラブ加入者数	159人	152人	150人	155人	160人	165人

施策(2) 生涯学習の推進

生涯学習とは、その人の生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、各人が自発的な意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行う学習のことです。

いくつになっても学びの機会と場が提供されるよう環境づくりを推進します。

① 生涯学習活動の推進

本町では、中央公民館などを生涯学習の拠点として、町民の多様なニーズに対応した学習の機会を提供しています。今後も多くの方が趣味や教養について、自らの意思で生涯にわたり生きがいをもって学ぶことができるよう、内容の充実を図っていきます。

② 高齢者学級の開催

町内在住の65歳以上の方を対象として、交通安全教室・陶芸・ニュースポーツなど多彩な講座を開催することで、楽しい仲間づくりと、生きがいつくりを支援します。

③ 「公民館主催講座」活動事業等

公民館では、子どもから高齢者まで参加できる各種主催講座を実施し、知識の向上や参加者同士の交流を図り、生きがいつくりを支援します。

施策(3) 就業の促進

高齢者の健康寿命は年々延伸しており、定年退職の年齢も引き上げられています。これからも健康寿命は延伸し続けると予測されることから、健康で元気な方の中にはまだまだ働きたいと考えている方もいることが考えられます。そうした方々に対して、地域で就労するという機会を提供することで、高齢者の生きがいづくりにつながると考えます。

そのために、シルバー人材センターと連携して就労機会の創出を図ります。

① シルバー人材センターの活用

シルバー人材センターは、高齢者が地域社会の活動と密接な連携を保ちながら、豊かな経験と能力をいかし、相互共助のもと、働くことを通じて「社会参加」、「生きがいの増進」に寄与することを目的として設立され、会員の自主性・主体性を最大限に発揮させながら、高齢者の就業機会の提供を行っています。

今後ますます高齢化の進展が見込まれるため、就業先や、受託先の拡充確保が求められていることから、高齢者の生きがいの増進や社会参加の機会創出を図るため、シルバー人材センターと連携し取り組んでいきます。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
登録者数	152人	144人	144人	146人	148人	150人
受注件数	1,068件	1,111件	1,111件	1,126件	1,141件	1,157件

② 「就労的活動」の促進

「就労的活動」は、有償・無償のボランティア活動を意味しています。希望する方が「役割をもった社会参加」に踏み出せるよう、促進策を検討していきます。

基本目標2 すべての高齢者がしあわせに暮らせる地域づくり

基本施策1. 認知症施策の推進

認知症発症のリスクが高まる年齢層は一般的に80歳以上ですが、それを含めた75歳以上の後期高齢者の数は、全国の傾向と同様、本町においてもこの先増加傾向のまま推移していきます。

そのため、認知症予防に向けた認知症への理解・周知を促進するとともに、認知症になる前からその予防とともに家族や関係機関等と早期に連携対応できるよう、成年後見制度の認知を高める取り組みを推進します。

また、認知症の重症化を防ぐための早期発見・対応に向けた体制づくりの推進や、認知症になってからも、安心して地域で暮らしていけるよう、身近なサポートを充実させるとともに、関係機関や地域と連携した取り組みを強化し、高齢者本人とその家族の負担軽減を図ります。

加えて、令和5年（2023年）6月16日に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号）に基づき、認知症施策推進計画の策定について検討していきます。

・ここでいう「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味を表します。

施策(1) 認知症理解の普及促進と予防の推進

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。また、相談体制を充実させるとともに、ともに支え合える見守り体制づくりなど、認知症の予防と共生に向けた取り組みを進めていきます。

① 認知症及び認知症ケアパスの普及

認知症に対する理解や知識を普及するため、認知症に関する講演会やシンポジウムを実施するとともに、町広報や町のホームページ等による情報発信を通じて、認知症についての理解の促進・周知に努めます。また、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか分かる認知症ケアパスの普及を図ります。

認知症を発症しても、安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域住民の協力を得ながら、認知症に対する理解促進に地域全体で取り組みます。

② 相談窓口の周知

地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、医療機関、認知症初期集中支援チーム、社会福祉協議会、家族会等の連携による地域における相談体制の充実と、認知症に関する相談窓口の周知を図ります。

③ 認知症予防の取り組み

認知症予防とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という観点で、認知症予防施策の推進を図ります。運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症予防に資する可能性が示されていることから、高齢者等が身近に通うことができる「通いの場」等の拡充を図ります。

④ 若年性認知症等に対する支援

若年性認知症については高齢者の認知症に比べて、病気に関する知名度が低く、受診が遅れたり、周囲の理解が得られにくいなどの問題があります。

病気への理解が深まるよう啓発活動に取り組むとともに、住み慣れた地域において安心して生活を続けることができるよう、総合的な支援体制の構築に努めます。

施策(2) 認知症の人とその家族への支援体制の強化

認知症の人の早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等の連携をさらに強化するとともに、本人とつながりがある方や民生委員など、地域の関係者とも連携を図り、取り組みを推進します。

また、認知症に関する医療や支援に関する情報を、認知症の人やその家族をはじめ、すべての町民が容易に入手できる体制づくりを行います。

① 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

本町では、認知症サポート医や認知症の専門知識を有する保健師等の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。

認知症初期集中支援チームは、本人、家族等で集中的な支援が必要だと思われる方に、訪問・観察・評価を行い、認知症に関する正しい情報を提供等し、心理的サポートや助言等を行うとともに、チームのさらなる質の向上を図ることで、適切な医療・介護サービス等に速やかにつながり取り組みを強化します。また、認知症高齢者だけでなく、若年性認知症の方も支援していきます。

② 認知症地域支援推進員の配置

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う「認知症地域支援推進員」を配置します。

今後も、推進員の配置と活動を通じて、認知症の人や家族を支援する体制の充実を図ります。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
推進員数	2人	2人	2人	2人	2人	2人

③ 認知症サロン・カフェの設置

認知症サロン・カフェは、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター（チームオレンジ）が主導で取り組むもので、認知症の人とその家族、地域住民、保健・医療・福祉及び介護の専門職などが集い、語り合える場の運営支援を行います。身近な地域で気軽に参加ができる環境づくりを実施します。

また、これらの活動を通じ、認知症とその家族への支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開設数	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所

④ 介護者支援の充実

地域包括支援センターにおいて、認知症に関する高齢者や家族の相談対応と適切な支援・調整を引き続き行います。

施策(3) 認知症バリアフリーの推進

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくため、地域で認知症の人を見守る体制の整備や、認知症サポーターの活動を認知症の人やその家族への支援につなげる仕組みづくりなどに取り組みます。

① 認知症サポーターの養成

認知症について理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを確保するため、地域における団体・ボランティア組織・学校・企業を対象に養成講座を実施します。

また、サポーターのステップアップ研修を行い、支援体制の強化を図ります。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
講座実施回数	2回	2回	2回	3回	3回	3回
参加者数	15人	18人	96人	60人	65人	70人

※令和5年度の参加者数は、団体枠の参加があったため前年度よりも多い数値となっています。

② チームオレンジの活用

チームオレンジは、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが、認知症の人やその家族の支援、認知症に関する様々な活動を行っています。認知症サロン・カフェの運営、認知症予防教室の補助、認知症高齢者の家族への相談の場の運営などの活動を行います。

今後は、取り組み内容の周知や活動の強化・充実を図ります。

③ 認知症見守りネットワークの構築

認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し、高齢者の見守り活動を支援します。

基本施策2. 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加し、役場窓口での申請などをはじめとした各種手続きや金銭管理等を行うことが困難な高齢者が増加することが推測されます。そのため、このような高齢者に必要な支援やサービス利用につながらないケースが増え、成年後見制度の需要が増大することが見込まれます。

また、高齢者が住み慣れた地域で尊厳が守られ、安心して暮らし続けることができるよう、高齢者やその家族に必要な支援やサービスにつなぐための体制整備を行います。地域包括支援センターを中心に関係機関と連携を図り、見守り・支援体制の充実を図るとともに、高齢者虐待を未然に防ぐ環境づくりを推進します。

施策(1) 権利擁護の推進

高齢者が地域で安心して生活するためには、認知症などにより判断能力の低下した高齢者が、本人の意思によらない契約や詐欺犯罪等の被害に遭わないような権利擁護の仕組みが重要となります。そのため、成年後見制度の普及や啓発を推進するとともに、利用の促進に向けた支援に取り組み、利用しやすい環境づくりを整備します。

① 成年後見制度の普及啓発及び利用促進

認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まっている中、特に、身寄りのない、身寄りに頼れない高齢者の支援を行うにあたり、町長申立てを必要とするケースが増加しています。本町においても、成年後見制度の啓発活動と「町長申立て」の要否を迅速に判断する中核機関の整備を検討していきます。

また、成年後見制度の利用が必要な高齢者であるにもかかわらず、費用負担が困難であることを理由に、制度を利用できないことがないよう、申立て費用、及び報酬費用の助成制度を活用します。

施策(2) 虐待防止の推進

高齢者の虐待問題は全国的に見ると増加傾向にあり、その主なものとして、家族からの経済的虐待や施設における身体的虐待などがあげられます。

高齢者の人権を守るため、高齢者虐待の実態や防止策の具体的な周知を町民に向けて行うとともに、町内の事業所や施設等へ啓発を行うなど、日頃から周り的高齢者を気にかける意識の醸成を図っていくことが重要です。

被害にあっている高齢者を可能な限り早期に発見し、速やかに適切な対応ができるよう、民生委員をはじめ地域活動団体や事業所、保健センター、医療機関等と情報共有を図り、連携を強化します。

① 虐待防止の普及啓発

虐待は特定の個人や家族だけの問題と捉えることなく、社会全体の問題として取り組んでいく必要があることから、専門職等の関係機関のみならず、地域住民の役割が重要であると考え、虐待のない地域づくりのためにパンフレットや広報誌、町のホームページなどを活用し、虐待防止の普及啓発に努めます。

② 施設における虐待防止の推進

介護施設従事者等による高齢者虐待については、高齢者虐待防止法に基づき、通報から終結までの流れについてのマニュアルを整備し、関係機関と連携を取りながら対応にあたります。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待を未然に防ぐため、実地指導の定期的な実施や運営推進会議等への参加など、日頃から施設運営等の実態把握を行います。

基本施策3. 高齢者の住まいの安定的な確保

今後、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれる中で、住まいについては、地域においてそれぞれの生活のニーズにあったものが提供され、その住まいで生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳を尊重した生活の実現が、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となります。

高齢者の多様なニーズに対応するため、安心安全な住まいの確保に取り組むとともに、県及び関係機関と連携し、居住系サービス施設の設置状況の把握を行うなど高齢者の安定的な住まいの確保を図ります。

また、生活に困難を抱えた高齢者に対する住まいの確保と生活の一体的な支援に取り組みます。

施策(1) 高齢者の住まい確保の促進

高齢者が自宅での生活が困難な状況になっても、有料老人ホームやケアハウスなどの介護サービスが受けられる施設を確保し、スムーズに入所できるよう支援します。

① 安心安全な住まいの支援

高齢者の身体状況やニーズに対応した多様な住まいを確保するため、住居のバリアフリー化など住宅改修に関する相談などの支援を行います。

② 多様な住まい方の促進

高齢者独居世帯や高齢者のみの世帯が増加し、高齢者のニーズが介護サービスも含め多様化する中、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域生活の基盤である住まいの確保はますます重要となります。

また、厳しい社会経済情勢等を背景に、住まいを自力で確保することが難しい高齢者が今後も増加することが予測される中、住まいに困窮する高齢者の居住の安定を確保するために、平成29年(2017年)4月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や住宅確保要配慮者の入居円滑化等が位置づけられました。

これらの制度をもとに、高齢者の住まいの確保と多様な住まい方の支援を行います。

③ 養護老人ホーム

家庭状況や経済的な理由により、自宅で生活が困難な低所得の65歳以上の高齢者を対象に、自立支援を行うための施設です。

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、養護老人ホームの事業者等との連携を図ります。

④ 軽費老人ホーム

60歳以上で、身体機能の低下等で在宅の生活に不安があり、家族の援助を受けられない方が入所する施設です。今後ひとり暮らしや高齢者世帯が見込まれることから、事業者等との連携を図ります。

⑤ サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム

サービス付き高齢者向け住宅は、主に自立あるいは軽度の要介護高齢者を受け入れる施設です。また、有料老人ホームは、高齢者が暮らしやすいよう配慮された住まいで、入浴、排せつ、食事の提供・介護、健康管理などのサービスを提供します。健康管理では、介護職員や看護職員が利用者の身体が健康状態にあるよう見守り・管理を行います。

集団で暮らす特別養護老人ホームとは異なり、これまでの暮らしに近い暮らし方ができるサービスとして、近年利用ニーズが増えています。

高齢者の多様な暮らし方へのニーズに対応できるよう、事業所と連携を図り適切な情報提供に努めます。

基本目標3 地域包括ケアの充実による介護支援体制づくり

基本施策1. 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、保健・医療・福祉をはじめ、地域の様々なサービスを活用し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援する地域包括ケアシステムの中核的な役割を果たす機関です。

今後の高齢化の進展に伴い増加する相談やサポートなどに適切に対応するため、地域包括支援センターの充実とともに、地域の保健・医療・介護の関係機関や団体との連携強化を図ります。

施策(1) 地域包括支援センターの体制整備

介護予防・健康づくり施策等の充実・推進、認知症施策の推進や地域共生社会の実現にあたり、地域包括支援センターは、相談、関連機関や事業所間の連携体制の構築を行う等の中核的機関としての役割を担っていることから、総合相談窓口としてのさらなる周知と機能強化を図る必要があります。

① 総合相談支援事業

市民の各種相談を幅広く受け付け、相談内容に応じて、行政機関、医療機関、介護サービス事業所、民生委員、各種ボランティア等と連携し、必要な社会支援サービスや制度が利用できるよう、横断的・多面的な支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
総合相談数	155 件	178 件	175 件	175 件	175 件	175 件

② 地域ケア会議の充実

地域ケア会議の目的を明確にし、その機能の充実を図り、多職種連携の推進、地域力の向上につなげます。個別ケースの課題解決に向けた支援を検討するとともに、多職種によるネットワークを構築し、地域課題を把握します。地域ケア会議を通じて把握された地域課題を整理し、地域の関係者と共有するとともに、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを検討し、圏域内の支援体制の整備を図ります。

③ 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者や総合事業対象者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。

④ 権利擁護事業

権利擁護に関する相談に対応し、虐待や消費者被害の防止に努めます。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の情報提供や利用支援、老人福祉施設への措置支援、困難事例への問題解決に向け、各種制度の利用支援や他機関との連携を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
権利擁護相談数	20 件	26 件	25 件	25 件	25 件	25 件

⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）、主治医、地域の関係機関と連携し、個々の高齢者の状態に応じた適切なサービスや支援を提供するよう、関係機関と相談や調整を行います。

また、介護支援専門員（ケアマネジャー）が地域の社会資源を効果的に活用でき、スキルアップできるような場を設けます。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
包括的・継続的 ケアマネジメント数	29 件	32 件	33 件	35 件	35 件	35 件

基本施策2. 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることができるよう、地域の医療や関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められています。

本町では、医療・介護の関係団体と連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、県、芳賀郡市内の市町及び芳賀郡市医師会と協力し、事業を推進していきます。

施策(1) 在宅医療・介護連携の推進体制の整備

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活を送ることができるよう、今後も、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害対応等、様々な局面において、地域における在宅医療と介護、その他の関係者の連携を推進する体制整備を行います。

① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の推進

住み慣れた地域において、在宅医療と在宅介護サービスが切れ目なく提供される体制を構築していくため、地域の医療機関や介護事業所等の情報収集に努めるとともに、医療・介護関係者などが参画する会議等を通じて、在宅医療・介護連携の情報共有と課題の抽出、施策の立案を行い、実施した事業については、検証を行い、改善を図っていきます。

また、看取りや認知症、災害、感染症等への対応に関する取り組みを進めていきます。

② 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業所等の所在地・連絡先、対応項目等を掲載した在宅医療・介護ガイドブックのほか、新たに把握した情報を活用し、連携の支援をする施策の立案等に活用していきます。

③ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状分析と課題の抽出、対応策の検討を行います。

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有のためのツール、マニュアル等の作成や検証、見直しを行うなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

医師会に在宅医療・介護連携コーディネーターを配置し、医療や介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療と介護の連携に関する相談支援を行います。

⑥ 医療・介護関係者研修会の実施

事業への理解と関係者相互の理解を深め、地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、医療関係者や介護従事者等でのグループワーク等の研修のほか、介護や医療、看取りに関する研修会を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
多職種連携会議開催数	2回	3回	3回	3回	3回	3回

⑦ 地域住民への普及啓発

地域住民の在宅医療・介護連携の理解を深めるよう、在宅医療や介護に関する住民向け講演会等を行います。

基本施策3. 介護者や家族への支援の充実

介護者への支援としては、介護保険サービス等を利用することで、介護者自身の身体的・精神的負担を軽減することができます。特に高齢者が要介護者を見るような局面が多くなることを考慮し、介護保険を補完するようなサービスの充実を図ります。

施策(1) 介護者や家族等への負担軽減に向けた取り組み

家族の介護負担軽減も介護保険制度の目的の一つです。介護保険事業の適切な運営に努めるとともに、地域包括支援センターによる相談体制の強化などにより、介護者の負担軽減に努めます。

① 家族介護支援事業

在宅のねたきり高齢者または認知症高齢者等を介護している家族へ慰労金を支給し、介護者の労をねぎらうとともに、福祉の増進を図ります。

また、仕事をしている家族介護者や子育て・両親介護等のダブルケアの家族介護者が、心身の健康・生活の質を確保しつつ、仕事、育児や療育、社会参加等との両立が継続できるように、介護者の集い、勉強会などを開催するほか、家族介護者の抱える課題を早期に把握できるよう多機関多職種間のネットワークを活用した総合的な相談機能を強化していきます。

基本目標4 高齢者が安心・安全に暮らせる環境づくり

基本施策1. 情報発信・相談支援体制の強化

スマートフォンやパソコンの普及により、近年、インターネットを介した情報の発信・受け取りがますます一般的になっています。それに応じて、福祉サービスの周知や利用促進においても、ホームページやメール、SNSなどを活用する機会が増えています。

しかし、スマートフォンを所持していない、電子機器の複雑な操作に慣れないなど、インターネット環境下にはない高齢者も少なくないため、引き続き広報誌などの紙媒体での発信を併用するとともに、高齢者が積極的に様々なツールを活用できるよう学びの機会の充実が求められています。

また、近年、一人ひとりの抱える悩みや不安が複合化・複雑化しており、個人の抱える問題だけではなく、家族も関係するようなことも少なくありません。介護と育児の両方を担うダブルケアラーや、子どもや若者が自分の時間も割いて家族の世話や介護を負担しているヤングケアラー、その他、障がい、経済的困窮など、様々な問題が絡み合っているケースも見られます。さらに、経済的に困窮している、障がいをもっている、医療的ケアを必要としている、地域で孤立しているなど、高齢者福祉以外の分野に関わる様々な困りごとがあり、どこに相談したらいいのかわからないという方や家族が増えています。

こうした中、相談支援や専門機関につなげるサポートも、福祉分野の縦割りで判断するのではなく、あらゆる相談を受け、適切な機関やサービスへつなげる“重層的支援体制整備”が求められています。

施策(1) 情報発信・取得手段の整備

介護保険制度やサービス内容等を的確かつ迅速に提供するため、IT※1を活用した情報発信や、ICT※2を活用した情報管理等を工夫し、困りごとや悩みなどの相談についても、今後、ICTの活用を検討します。

① 情報発信・取得手段の充実

町が提供する行政情報や福祉情報について、インターネットを介した情報発信を推進し、パソコンやスマートフォンなどで素早く情報を取得できるようデジタル化に取り組みます。

また、インターネット環境下にはない高齢者でも、情報にアクセスできるよう、紙媒体の発行も引き続き実施するとともに、高齢者を含めた町民へのパソコンやスマートフォンの利用普及に努めます。

※1 ITとは、Information Technology（インフォメーションテクノロジー）の略称で、インターネットなどの通信とコンピュータとを駆使する情報技術のことを意味します。

※2 ICTとは、Information and Communication Technology（インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー）の略称で、ITが情報技術であることに対して、ICTは情報通信技術と言われ、パソコンなどのコンピュータだけではなく、スマートフォンやスマートスピーカーなど様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術のことを意味します。

施策(2) 相談支援体制の充実

高齢者福祉や介護保険制度などへの悩みや不安にとどまらず、様々な家庭の問題や経済的な悩み、障がいや子育てなど、多岐にわたる相談内容に対して、庁内外の部署、機関、組織との横断的な取り組みにより、適切な対応に努めます。

① 多様な相談に対応する相談支援体制の充実

高齢福祉にかかわらず、子育てや障がいなど様々な福祉分野や、生活困窮や地域での孤立など、福祉分野以外との連携が求められる複雑な悩みについても、総合的に対応できる相談支援体制づくりに取り組みます。

また、地域資源の把握やネットワークの構築に努め、様々な問題に対して適切な団体・機関等へつなげます。

今後、町の福祉分野の上位計画である「益子町地域福祉計画」を中心に内容を検討し、重層的支援体制整備事業と連携した相談支援体制の充実を図ります。

基本施策2. 生活支援体制の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加する中、在宅生活を継続するための生活支援を必要としている人が増加し、そのニーズも多様化しています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域住民やボランティア、自治会など多様な主体が、地域で助け合い、高齢者を支えていく体制づくりを推進します。

今後も、顔の見える関係や自然と生まれる助け合いが重要であり、生活支援コーディネーターが伴走し、住民主体で地域課題を解決していく仕組みを構築します。

施策(1) 生活支援体制

日常生活上の支援や見守りが必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、生活支援体制の構築を推進していきます。

協議体、生活支援コーディネーターと協働し、地域に合わせた支え合うお互い様の地域づくりを地域とともに考え、「できるところから」、「できることから」取り組んでいきます。

① 協議体の設置

地域で高齢者を支えていくための課題やその解決策の検討等を行うことを目的に、生活支援協議体を設置しています。

見守り機能をもつ通いの場づくりや、電球の交換やゴミ出しなどの軽度な生活支援を必要とする高齢者のニーズに対応する支援体制を整備するために、住民主体の話し合いの場づくりに向けたNPO 団体、各種団体、民間企業等への協力を働きかけます。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
協議体設置数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

② 生活支援コーディネーターの配置

地域福祉の中核機関である社会福祉協議会へ「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、協議体と連携しながら生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを進めています。

サービス提供主体の情報共有、連携・協働の強化を図るとともに、地域の支え合い体制の整備に向けたコーディネート機能を果たすため、生活支援コーディネーターの活用及び育成を図ります。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活支援コーディネーター数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

施策(2) 生活支援サービスの充実

高齢者の自立した生活を支える福祉サービスの充実を図ります。要介護認定の有無にかかわらず日常生活上の支援を必要とする高齢者に対して、生活に密着したきめ細かなサービスを提供します。

① 在宅ねたきり高齢者及び認知症高齢者介護手当

65歳以上の在宅のねたきりや認知症の高齢者等で、要介護3以上の方を常時介護している同世帯の方に支給します。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
給付件数	111件	117件	119件	119件	119件	120件

② 敬老祝い金

対象年齢の高齢者に贈呈します。

	実績値			計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
対象者数	749人	787人	750人	793人	810人	814人

※対象者は、毎年9月1日時点で、満80歳、満88歳及び満90歳以上の方。

③ 生きいき在宅生活支援事業（社会福祉協議会委託事業）

介護予防や相談支援につなげていくために、ひとり暮らし高齢者の安否確認等の業務を行っています。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
対象者数	3人	3人	3人	4人	5人	6人

④ 緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らし高齢者が、安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報装置の貸与を行っています。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	19人	16人	16人	17人	18人	19人

⑤ 高齢者の外出支援

運転免許証の返納等により、運転ができなくなった場合、生活に困難をきたすことが考えられます。

現在、本町には鉄道、路線バス、タクシーといった民間による交通手段と、町が委託で運営しているデマンドタクシーがありますが、今後、運転免許返納者の増加が見込まれることから、対応策を検討していきます。

⑥ 紙おむつ支給事業（社会福祉協議会実施事業）

ねたきり高齢者・認知症高齢者、ねたきり重度身体障がい者を在宅で介護するご家族の負担を軽減することを目的として、年2回紙おむつを支給していきます。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
対象者数	130人	139人	122人	125人	125人	125人

⑦ 見守り弁当配食サービス事業（社会福祉協議会実施事業）

見守りを希望する70歳以上のひとり暮らし高齢者及び60歳以上の障がい者を対象に、ボランティアによる昼食用手作り弁当を、安否確認も兼ね、月8回、火曜日・木曜日に配達を行っています。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
対象者数	72人	81人	87人	90人	95人	95人
総配食数	3,001食	3,093食	3,480食	3,600食	3,800食	3,800食

⑧ 車いす等の貸出し（社会福祉協議会実施事業）

3か月間を限度に、緊急かつ短期間、車いすを必要とする方に無料で貸し出しています。

⑨ ひとり暮らし高齢者の交流会等（社会福祉協議会実施事業）

社会福祉協議会において2年に1回、配食サービスを利用しているひとり暮らし高齢者等と調理・配送ボランティアとの訪問型交流会を実施しています。

基本施策3. 高齢者が安心・安全に暮らせる環境づくり

高齢者が安心して暮らしていける安全なまちづくりを目指した町全体の取り組みを推進します。

災害時や感染症拡大などの緊急時でも、高齢者が安心して対応できるよう、県や関係機関との連携を構築し、協働支援ができる体制づくりを推進するとともに、日頃からの備えや設備整備を実施し、高齢者へ取り組みの周知・啓発を行います。

また、防犯の観点から消費者問題や詐欺などへの啓発に取り組むとともに、インターネットの普及による“ネット犯罪”などの新しい犯罪に対する周知・啓発の取り組みも求められます。

町全体が外出しやすくなるよう、施設や設備のバリアフリー化を引き続き実施し、移動手段のサポートに向けて、高齢者のニーズの把握や交通機関の確保・整備を検討します。

施策(1) 災害対策・感染症対策への取り組み

近年、多くの自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。身体機能の低下等による影響から高齢者は、災害発生時に的確に行動することが困難であるため、災害の犠牲となる危険性が高くなります。また、新型コロナウイルス感染症など新興感染症が出現、流行し、高齢者施設等でのクラスターの発生など重症化リスクの高い高齢者への感染拡大が懸念されています。

地域での防災対策や見守り体制の整備を推進するとともに、介護事業所等と連携を図り、災害時の情報を共有し、支援体制を整備します。介護サービス等の提供や事業の実施にあたっては、新型コロナウイルスに限らず感染症等について、拡大防止策の周知や発生時に備えた平時からの準備の促進、代替サービス確保に向けた体制整備を行います。

① 避難行動要支援者名簿の整備及び避難支援団体の活動支援

避難行動要支援者避難支援制度の周知・啓発を行い、避難行動要支援者名簿を整備します。

避難行動要支援者に係る個別計画書の策定については、介護支援専門員（ケアマネジャー）や避難支援団体などの関係者等と連携して取り組みます。

② 介護事業所に対する防災啓発活動の推進

国や県からの災害、防災に関する情報等について、速やかに町内介護事業所に提供するとともに、防災啓発活動を推進します。

また、緊急時においても利用者へ適切なサービスが提供されるよう、事業所に対して事業が継続できるよう支援します。

③ 感染症拡大防止策の継続的な周知・啓発の実施

介護サービス事業所をはじめ、町内で高齢者が利用する主要な公共施設がこれからも安心・安全に利用できるよう、感染症拡大予防策の継続的な周知・啓発に取り組めます。

また、高齢者の生きがいにつながる交流の場づくりを推進するために、これからも十分な感染症予防を実施します。

施策(2) 防犯対策・交通安全対策への取り組み

認知症などにより判断能力が低下している高齢者を含めて、悪質商法や詐欺等、高齢者が犯罪の対象となるケースが多く、また、交通事故死者数に占める高齢者の割合は高くなっています。高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自分らしい生活を送るためには、誰もが安全で安心して過ごすことができる環境が必要です。

① 防犯対策

「安全・安心なまちづくり」を目指して、地域自治組織・警察等の各種団体と連携を取りながら、高齢者の防犯への意識啓発を図るとともに、地域ぐるみで高齢者の防犯対策が推進できるように支援します。

② 消費者被害の未然防止

近年、多様化する悪質商法などの消費者被害にあわないよう、消費生活センターにおいて、出前講座の実施や消費者協会などと連携した啓発活動を推進します。また、消費生活相談員による消費生活全般に関する相談や弁護士による無料法律相談など、相談体制の充実を図ります。

③ 移動交通手段の確保

高齢者が利用しやすい移動手段の確保を図るため、利用状況等を検証し、生活交通として新たな対応への転換も含め、方策等を検討します。

④ 交通安全対策の推進

これまで以上に警察・交通安全協会・地域自治組織等との連携を密にし、高齢者の交通安全の意識啓発を図るとともに、地域ぐるみで高齢者の交通安全対策を推進します。また、高齢者の運転事故防止を目的とした、運転免許証を返納した人を支援する高齢者運転免許自主返納支援事業を実施します。

第5章 介護保険事業の展開

第1節 介護保険サービスの充実

1. 居宅サービス

居宅サービスは、高齢者の住み慣れた自宅や地域での生活を支えるために最も利用の多いサービスとなっています。事業者の参入促進など、引き続きサービス基盤の強化に努めます。

(1) 訪問介護

介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問して、入浴、食事、排せつなどの身体介護や調理及び清掃などの生活援助を行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	869	870	814	960	1,032	1,092	1,440

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

ねたきりなどで入浴が困難な方の自宅を訪問して、浴槽をもち込んで入浴介護を行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	90	120	146	156	168	192	240
予防給付 延べ人数(人)	0	0	12	12	12	12	12

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示書に基づき、看護師などが自宅を訪問して、療養生活の支援または必要な診療補助を行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	432	465	598	696	708	732	1,104
予防給付 延べ人数(人)	79	91	96	108	108	120	180

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問して、身体機能の維持・改善を図るためのリハビリテーションを行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	43	106	168	192	264	336	516
予防給付 延べ人数(人)	22	27	64	72	84	96	120

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が自宅を訪問して、療養上の管理と指導を行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	562	745	1,256	1,296	1,356	1,404	1,836
予防給付 延べ人数(人)	46	62	124	132	156	180	240

(6) 通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	2,277	2,328	2,451	2,952	3,036	3,132	3,504

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や、病院・診療所に通い、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	307	261	228	288	360	420	612
予防給付 延べ人数(人)	206	173	134	204	240	300	480

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援を行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	600	723	810	972	996	1,020	1,536
予防給付 延べ人数(人)	58	50	68	72	96	120	144

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

老人保健施設等に短期間入所し、日常生活上の世話、医療、看護、機能訓練などを行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	55	38	30	60	84	120	144
予防給付 延べ人数(人)	9	3	12	24	24	24	24

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立、介護者の負担の軽減や機能訓練のため、車いすやベッド等の福祉用具を貸し出すサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	2,711	2,828	2,908	2,976	3,060	3,132	4,512
予防給付 延べ人数(人)	1,143	1,173	1,220	1,260	1,320	1,380	1,608

(11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

住み慣れた住宅で、自立した生活ができるよう、腰かけ便座や入浴補助用具を購入した場合、その費用の一部を支給するサービスです。(上限額は10万円です。)

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	53	53	60	96	96	96	96
予防給付 延べ人数(人)	19	23	20	36	48	60	60

(12) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

転倒防止など自立しやすい生活環境を整えるため、自宅内の手すりの取り付け、段差の解消、スロープの設置、洋式便座への交換など、小規模な住宅改修費の一部を支給するサービスです。（上限額は20万円です。）

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	24	19	24	36	48	60	60
予防給付 延べ人数(人)	16	14	20	24	36	48	84

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している方に対して、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援、機能訓練及び療養生活の支援を行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	206	199	204	216	228	240	324
予防給付 延べ人数(人)	12	19	12	12	12	12	24

2. 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた環境の中で安心して生活を継続できるよう、身近な地域でサービスを提供するもので、原則、町民のみが利用できます。

サービス基盤の整備については利用者ニーズの把握に努め、引き続き事業者参入の可能性も探ってまいります。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	12

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回訪問または随時通報を受け利用者（要介護者）の自宅を訪問介護員（ホームヘルパー）等が訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護の提供を行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	12

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症高齢者が、デイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	208	207	228	264	276	312	444
予防給付 延べ人数(人)	0	0	6	12	12	12	12

(4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が共同で生活し、日常生活の世話、機能訓練などを受けるサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	207	176	138	168	180	192	204
予防給付 延べ人数(人)	0	0	0	12	12	12	12

(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームにおいて、常に介護が必要な方が、食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられるサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	348	348	348	348	348	348	348

(6) 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い利用者の状態に対し「通い」、「宿泊」、「訪問（介護、看護）」を組み合わせ、多様な療養支援を受けることができるサービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	274	300	316	348	348	348	348

(7) 地域密着型通所介護

利用者が住み慣れた環境で安心して入浴、食事、生活訓練、趣味などの支援を行う通所型サービスです。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	284	283	266	36	36	48	216

3. 施設サービス

在宅での介護が困難な場合、施設に入所して介護サービスを受けることができます。高齢者世帯の増加から、これまで施設サービスの利用量の増加が見込まれていましたが、近年の施設等への入所・入居ではなく自宅で介護等を受けながら過ごしたいと考える高齢者が増えたことに加えて、健康寿命の延伸、居宅サービスの充実などから、これまでのような利用量の増加は見込んでおりません。今後も需要と供給のバランスに考慮しながらサービスの充実に努めます。

(1) 介護老人福祉施設

在宅での生活が困難な方が入所し、入浴、排せつ、食事等の介護サービスを提供する施設です。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	824	711	564	600	612	624	720

(2) 介護老人保健施設

病気の状態が安定している方が、在宅復帰するためのリハビリテーション、看護を中心とした医療ケア、日常生活の支援などを行う施設です。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	1,205	1,142	1,116	1,188	1,200	1,200	1,260

(3) 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期にわたって療養が必要な利用者が入所（入院）し、療養上の管理、看護、医学的管理下にて介護、リハビリテーション等を受けることができる施設です。

令和5年度（2023年度）末までに本事業は廃止となり、利用者は介護医療院の利用へ移行されます。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	22	25	30				

(4) 介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	0	0	0	36	48	60	60

4. 居宅介護支援・介護予防支援

サービスが適切に利用できるよう、心身の状態や置かれている環境、本人や家族の希望を勘案し、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連携調整を行います。

	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
介護給付 延べ人数(人)	3,773	3,861	3,900	4,044	4,152	4,248	6,084
予防給付 延べ人数(人)	1,339	1,312	1,386	1,440	1,500	1,560	2,160

第2節 介護保険給付費等の見込額

1. 介護サービス給付費

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	第9期計画 給付合計額
(1) 居宅サービス				
訪問介護	64,709	69,440	73,641	207,790
訪問入浴介護	13,082	14,159	16,549	43,790
訪問看護	23,922	24,280	25,232	73,434
訪問リハビリテーション	14,831	18,083	21,447	54,361
居宅療養管理指導	8,771	9,185	9,496	27,452
通所介護	269,379	277,647	286,423	833,449
通所リハビリテーション	17,395	21,795	25,420	64,610
短期入所生活介護	106,454	108,420	110,699	325,573
短期入所療養介護	12,751	17,394	22,973	53,118
福祉用具貸与	49,983	51,183	52,158	153,324
特定福祉用具購入費	2,260	2,260	2,260	6,780
住宅改修費	4,585	5,893	7,146	17,624
特定施設入居者生活介護	43,249	45,394	47,859	136,502
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	3,525	3,530	4,814	11,869
認知症対応型通所介護	30,680	32,239	36,505	99,424
認知症対応型共同生活介護	40,249	42,746	45,605	128,600
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	102,154	102,283	102,283	306,720
看護小規模多機能型居宅介護	66,190	66,273	66,273	198,736
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	146,911	149,616	152,436	448,963
介護老人保健施設	308,619	312,768	312,961	934,348
介護医療院	13,509	18,241	22,955	54,705
介護療養型医療施設				
(4) 居宅介護支援	53,774	55,175	56,392	165,341
合計 介護サービス給付費	1,396,982	1,448,004	1,501,527	4,346,513

※千円単位のため四捨五入の関係で、小計及び合計が合わない箇所があります。

2. 介護予防サービス給付費

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	第9期計画 給付合計額
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	404	405	405	1,214
介護予防訪問看護	2,502	2,505	2,735	7,742
介護予防訪問リハビリテーション	3,065	3,580	4,092	10,737
介護予防居宅療養管理指導	1,168	1,385	1,601	4,154
介護予防通所リハビリテーション	6,395	7,438	9,240	23,073
介護予防短期入所生活介護	4,618	5,865	7,106	17,589
介護予防短期入所療養介護	721	722	722	2,165
介護予防福祉用具貸与	9,264	9,701	10,138	29,103
特定介護予防福祉用具購入費	707	943	1,178	2,828
介護予防住宅改修	1,443	2,397	3,350	7,190
介護予防特定施設入居者生活介護	706	707	707	2,120
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	107	107	107	321
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,796	2,800	2,800	8,396
(3) 介護予防支援	6,614	6,898	7,173	20,685
合計 介護予防サービス給付費	40,510	45,453	51,354	137,317

※千円単位のため四捨五入の関係で、小計及び合計が合わない箇所があります。

3. 地域支援事業費

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	第9期計画 給付合計額
介護予防・日常生活支援総合事業	58,696	61,796	65,148	185,640
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	33,192	34,188	35,214	102,594
包括的支援事業(社会保障充実分)	2,882	2,966	3,052	8,900
合計 地域支援事業費	94,770	98,950	103,414	297,134

※千円単位のため四捨五入の関係で、小計及び合計が合わない箇所があります。

4. 標準給付費の見込額

本計画期間における各年度の総給付費等の見込額は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ50億5,900万円となることを見込まれます。

なお、見込額の算出にあたっては、現状のサービス利用の状況及びサービス基盤の状況、介護離職ゼロ及び在宅医療からの追加的需要への対応等を勘案しています。

(単位：千円)

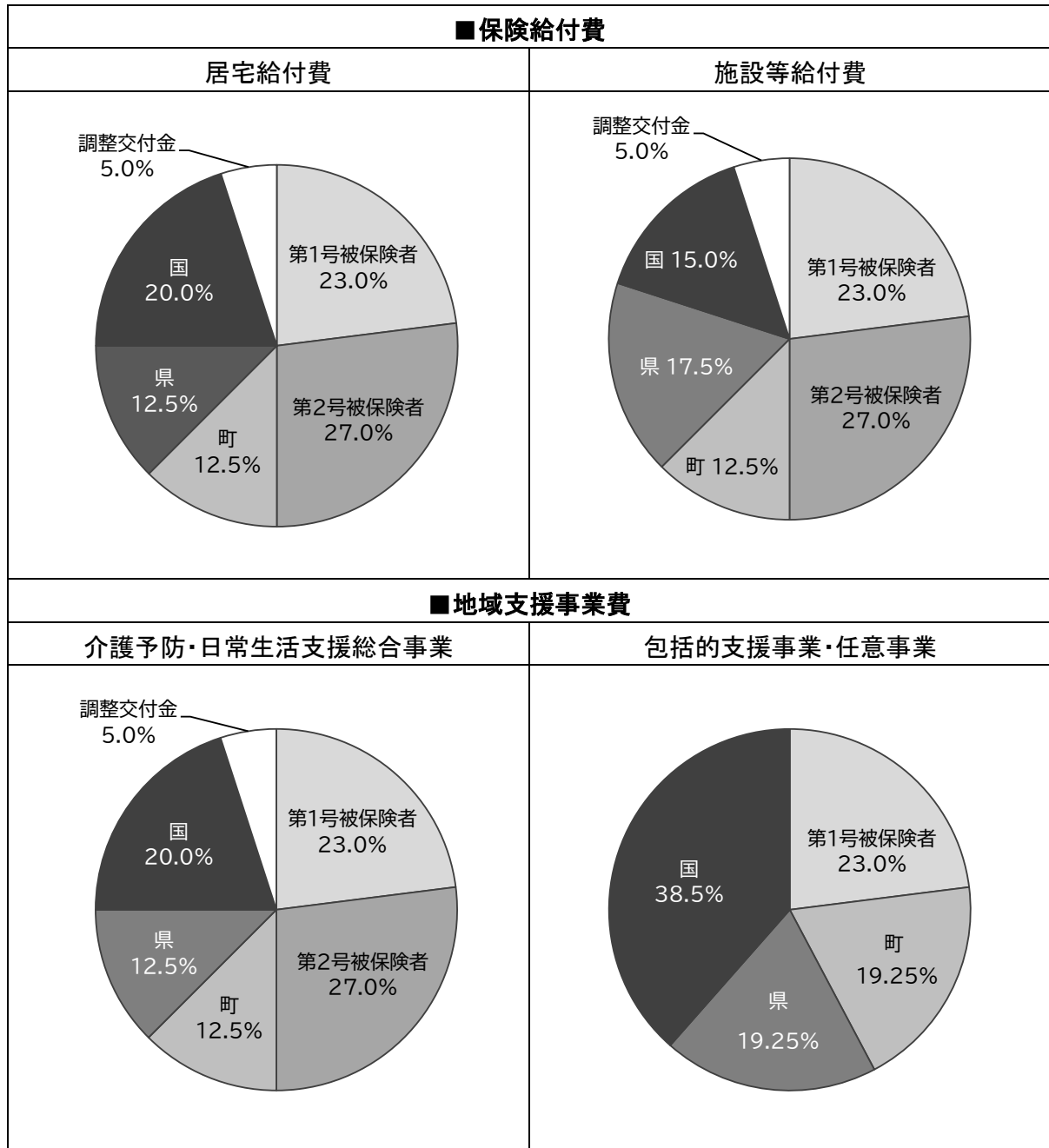
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計額
標準給付費見込額(Ⅰ)・・・①+②+③+④+⑤	1,528,218	1,586,231	1,647,203	4,761,652
総給付費・・・①	1,437,492	1,493,457	1,552,881	4,483,830
特定入所者介護サービス費等給付費・・・②	58,900	60,230	61,235	180,365
高額介護サービス費等給付費・・・③	27,218	27,837	28,302	83,357
高額医療合算介護サービス費等給付費・・・④	3,337	3,408	3,465	10,209
算定対象審査支払手数料・・・⑤	1,272	1,299	1,321	3,892
地域支援事業費(Ⅱ)	94,770	98,950	103,414	297,134
給付額合計(Ⅰ)+(Ⅱ)	1,622,988	1,685,181	1,750,617	5,058,786

※千円単位のため四捨五入の関係で、小計及び合計が合わない箇所があります。

第3節 介護保険料の算定

1. 介護保険財政の仕組み

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を国・県・町による公費、残り50%を保険料で賄うことが基本となっています。



※地域支援事業費のうち包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

2. 第1号被保険者介護保険料

計算の基礎	金額または係数	備考
総計(3年間合計)	5,058,786,449 円	
第1号被保険者負担相当分	1,163,520,883 円	総計の 23%
調整交付金相当額	247,364,609 円	
調整交付金見込額	26,556,000 円	
財政安定化基金拠出見込額	0 円	財政安定化基金拠出率0%
介護基金取崩見込額	115,000,000 円	
財政安定化基金取崩による交付額	0 円	
予定保険料収納率	97.81%	
補正後第1号被保険者数	22,070 人	令和6～8年度の合計
月換算	12 月	
保険料基準額(月額)	4,900 円	第9期計画期間の保険料基準額

※保険料基準額(月額)の算出方法

(第1号被保険者負担相当分+調整交付金相当額-調整交付金見込額+財政安定化基金拠出見込額-介護基金取崩見込額-財政安定化基金取崩による交付額)÷予定保険料収納率÷補正後第1号被保険者数÷月換算

3. 所得段階別保険料

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの所得段階別保険料は次のとおりです。

段階	対象者	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者、本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の方	0.455	26,700円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下の方	0.685	40,200円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が120万円を超える方	0.69	40,500円
第4段階	本人が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の方（世帯内に住民税課税者がいる場合）	0.90	52,900円
第5段階	本人が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円を超える方（世帯内に住民税課税者がいる場合）	1.00	58,800円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	70,500円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	76,400円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	88,200円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	99,900円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	111,700円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	123,400円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	135,200円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	2.40	141,100円

※第5段階が基準額。

4. 中長期的な保険料水準等の見込み

令和 22 年度（2040 年度）のサービスの種類ごとの見込量及びそのために必要な保険料水準は、次のとおり推計されます。

（単位：千円 ※保険料基準額のみ円）

	介護給付	予防給付
(1) 居宅サービス		
訪問介護	96,681	
訪問入浴介護	20,713	405
訪問看護	38,068	4,102
訪問リハビリテーション	33,337	5,115
居宅療養管理指導	12,366	2,123
通所介護	320,292	
通所リハビリテーション	37,142	14,876
短期入所生活介護	172,314	8,347
短期入所療養介護	28,400	722
福祉用具貸与	75,989	11,811
特定福祉用具購入費	2,260	1,178
住宅改修費	7,146	4,821
特定施設入居者生活介護	65,515	1,414
(2) 地域密着型サービス		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,895	
夜間対応型訪問介護	552	
地域密着型通所介護	21,825	
認知症対応型通所介護	52,121	107
認知症対応型共同生活介護	48,646	2,800
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	102,283	
看護小規模多機能型居宅介護	66,273	
(3) 施設サービス		
介護老人福祉施設	175,652	
介護老人保健施設	328,515	
介護医療院	22,955	
(4) 居宅介護支援・介護予防支援	80,523	9,934
合計	1,812,463	67,755
総給付費		1,880,218
地域支援事業費		123,935
保険料基準額(月額)		6,134

※千円単位のため四捨五入の関係で、小計及び合計が合わない箇所があります。

第4節 介護給付適正化等の取り組み

介護サービスを必要とする方を適切に認定し、利用者が真に必要とするサービスを確保することで介護保険制度の信頼性を高めるとともに、費用の効率化を通じて持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

事業名	内容
要介護認定の適正化	要介護認定に係る認定調査の内容について、町が書面の審査を通じて点検し、適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。
ケアプランの点検	介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したサービス計画（ケアプラン）の記載内容について点検及び支援を行い、真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。 また、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用した点検を重点化します。
住宅改修等の点検	住宅改修等を必要とする受給者の実態確認や見積書の点検、訪問調査の実施を通じて、受給者に必要な生活環境の確保、給付の適正化を図ります。
医療情報との突合・縦覧点検	医療保険情報との突合点検、介護報酬支払情報の縦覧点検の実施を通じて、誤請求・重複請求などを排除し適正な給付を図ります。
実地指導事業	町が指定権者となっている事業所に対し、関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本に実地指導を実施し、介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ります。

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
要介護認定に係る 書面審査の割合(%)	100	100	100	100	100	100
ケアプラン点検件数(件)	7	8	9	10	12	14
住宅改修等の点検件数(件)	1	3	10	12	15	18
医療情報との突合・縦覧 点検をしている割合(%)	100	100	100	100	100	100
実地指導実施事業所数 (事業所)	4	7	1	3	6	1

資料編

1 益子町高齢者総合福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく市町村老人福祉計画の改定並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく市町村介護保険事業計画の改定にあたり、基本となるべき事項について意見を求めるため、益子町高齢者総合福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は委員20人以内で組織する。

2 委員は、有識者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要に応じ、随時開催する。

3 委員会は、会議のため必要があると認められるときは、次の各号に定める事項を求めることができる。

(1) 委員以外の者の出席

(2) 関連資料の提出

(3) 関係機関に対する意見の聴取

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、高齢者支援課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかり別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

2 従来の益子町老人保健福祉計画等策定委員会設置要綱は、廃止する。

附 則(平成20年告示第81号)

この要綱は、告示の日から適用する。

附 則(平成24年告示第39号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年告示第 65 号)

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年告示第 52 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

2 益子町高齢者総合福祉計画策定委員会委員名簿

No.	選出区分	所属	氏名	備考
1	議会	教育厚生常任委員会委員長	小野澤 則子	
2	医療機関	医師会代表	松谷 肇	
3		歯科医師会代表	大塚 啓子	
4	福祉関係	民生委員児童委員協議会代表	日下田 欣一	
5		社会福祉協議会代表	河原 平	
6		シルバー人材センター代表	近藤 進	
7	介護サービス事業者	地域包括支援センター代表	高橋 真紀	
8		老人保健施設代表	久野 智美	シルバーケアホームのぞみ
9		老人福祉施設代表	高津戸 信也	ましこの里星の宮
10		介護サービス事業者代表（通所）	高田 敦子	看清坊
11		介護サービス事業者代表（訪問）	高山 来未	ニチイケアセンター益子
12		介護支援専門員代表	山口 美千代	とまとサービス
13	介護保険被保険者	公募委員	桑名 恵理子	
14		公募委員	加藤 義勝	
15		公募委員	矢板 裕子	
16		いきいきクラブ代表	日渡 守	
17		女性団体連絡協議会代表	佐藤 広美	
18	行政機関	県東健康福祉センター 部長補佐（総括）兼総務企画課長	新井 健司	
19	事務局	民生部長	仁平 秀子	
20		住民課長	鮎沢 永子	
21		健康福祉課長	梅津 かほる	
22		生涯学習課長	福島 礼司	
23		高齢者支援課長	川又 宏之	
24		高齢者支援課高齢者支援係長	関口 貴文	
25		係長（地域包括支援センター管理者）	小林 典子	保健師
26		高齢者支援課介護保険係長	上野 裕史	
27		高齢者支援課介護保険係	川又 翼	給付担当

3 益子町高齢者総合福祉計画策定経過

開催日	内容
令和4年(2022年)10月31日 (月) ～11月22日(火)	町民アンケート調査の実施 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・在宅介護実態調査
令和5年(2023年)6月28日(水)	第1回策定委員会 ・計画策定の概要について ・アンケート調査結果について ・今後のスケジュールについて
令和5年(2023年)11月28日 (火)	第2回策定委員会 ・益子町高齢者総合福祉計画(第9期)の素案について
令和5年(2023年)12月25日 (月)	第3回策定委員会 ・益子町高齢者総合福祉計画(第9期)の素案について
令和6年(2024年)1月5日(金) ～21日(日)	パブリックコメントの実施
令和6年(2024年)2月	第4回策定委員会(書面会議) ・益子町高齢者総合福祉計画(第9期)の承認について

益子町高齢者総合福祉計画(第9期)

令和6年3月

編集・発行 益子町

〒321-4293

栃木県芳賀郡益子町大字益子2030番地

民生部高齢者支援課

TEL 0285-72-2111(代表)

URL <https://www.town.mashiko.lg.jp>